【資料1-3】
令和8年11月30日
第4回介護保険運営協議会

第６期日野市高齢者福祉総合計画

令和９年度～令和１１年度

素案

目次

第１章　計画の策定にあたって 1
　１　計画策定の趣旨と背景 1
　２　計画の性格と位置付け 2
　３　介護保険制度を取り巻く主な制度改正 4
　４　ＳＤＧｓを踏まえた施策の推進 11
　５　計画の策定体制 12
第２章　高齢者を取り巻く環境 14
　１　人口・世帯等 14
　２　日野市の介護保険事業を取り巻く状況 18
　３　第５期の施策の実施状況 37
　４　アンケート調査結果から見えるポイント 41
　５　日野市の課題 58
第３章　計画の基本的な考え方 60
　１　本市の目指す姿 60
　２　基本理念 60
　３　施策の柱 62
　４　高齢者施策の体系 66
　５　成果指標について 67
第４章 高齢者施策の展開と管理目標 73
　１ 個別事業の今後の方針 73
第５章　日野市認知症施策推進計画 112
　１　認知症のある人を取り巻く状況 112
　２　認知症のある人、本人ヒアリングの概要 114
　３　計画の目標 116
　４　計画の体系 117
　５　計画の内容 118
　６　認知症施策推進計画の成果指標 122
第６章　介護保険事業に関する見込み 124
　１　介護保険サービスの見込み量と給付費の推計 124
　２ 令和９年度（2027年度）～11年度（2029年度）の標準給付費見込額 133
　３ 地域支援事業費の見込み 134
　４ 介護保険財政の制度概要 135
　５ 介護保険料の算出 139

第７章　計画の推進のために 144
１　計画実現のための取組み 144
２　計画の進行管理 146

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨と背景

わが国の高齢者人口（65歳以上の人口）は近年一貫して増加を続けており、令和7（2025）年1月の高齢化率は28.9%とほぼ横ばいですが、いわゆる団塊世代が75歳以上となっているため、後期高齢者数の増加が見込まれます。

全国でみれば、国立社会保障・人口問題研究所が令和5（2023）年に公表した「日本の将来推計人口」によれば、出生中位、死亡中位の推計では、65歳以上人口は令和25（2043）年まで、75歳以上人口は令和37（2055）年まで増加傾向が続きます。そして要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は令和18（2036）年には1千万人を超えることが見込まれます。

一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれます。そのため、介護の担い手や介護人材の確保が課題となっています。そのため、引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要です。

本市では、令和6（2024）年3月に策定した「第5期日野市高齢者福祉総合計画」において、目指すべき姿である「いつまでも安心して　自分らしく暮らせるまち　日野」の実現に向け、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目指してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第10期介護保険事業計画の基本指針に基づき、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの3年間を計画期間とする「第6期日野市高齢者福祉総合計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2　計画の性格と位置付け

（１）根拠法令等

「日野市高齢者福祉総合計画」は、「老人福祉計画」「介護保険事業計画」に加えて、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」と、前3計画に含まれない「高齢者福祉施策に関する計画」を統合した「第6期日野市高齢者福祉総合計画（令和9（2027）年度から令和11（2029）年度）」として策定するものです。

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定による市町村老人福祉計画で、本市において確保すべき高齢者福祉事業の量の目標を定め、供給体制の確保を図るものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画で、本市における要介護者等の人数やサービスの利用意向等を勘案し、必要なサービス量を見込み、介護サービスを提供する体制を確保する等、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に資することを目的としたものです。

また、令和6（2024）年に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第13条に基づき、「認知症施策推進計画」を策定します。

なお、上記の計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

◆（国）第10期介護保険事業計画の基本指針の基本的な考え方

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

①介護保険事業（支援）計画の策定

・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
・医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

（2）地域包括ケアシステムの深化

① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
② 頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

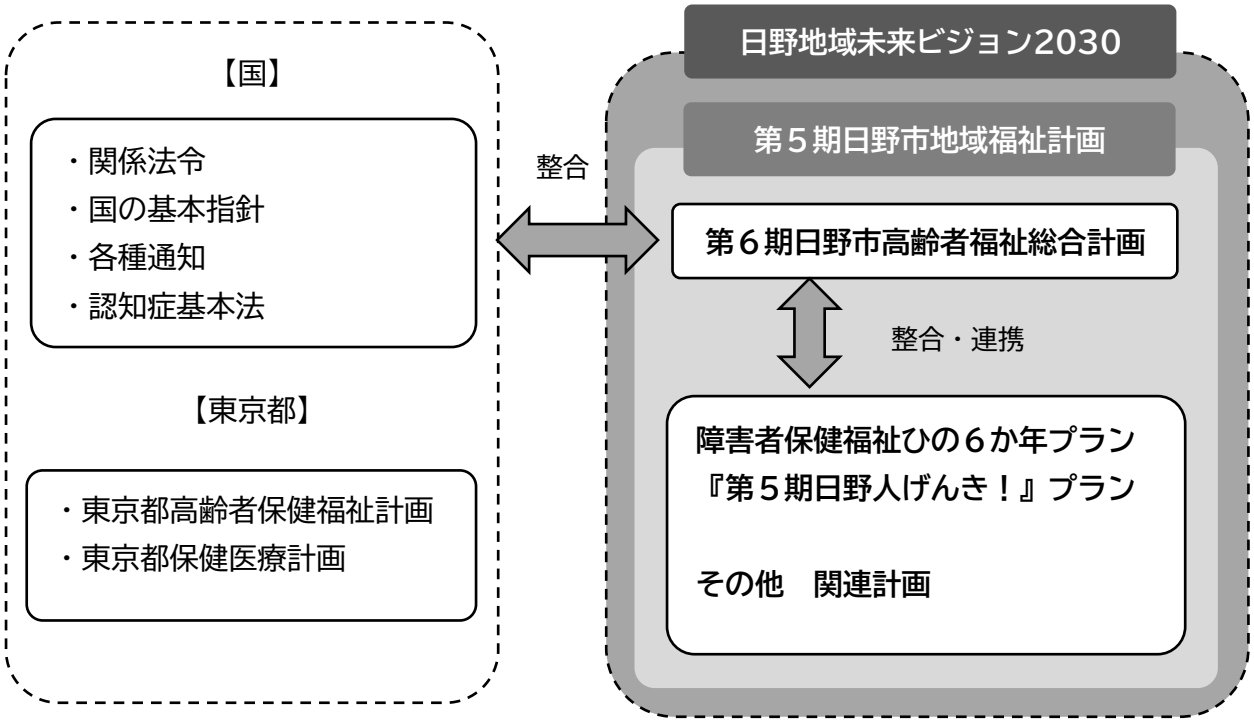
（3）介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

（２）関連計画との関係

本計画は「日野地域未来ビジョン 2030」及び「第5期日野市地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、「障害者保健福祉ひの6か年プラン」、「『第5期日野人げんき！』プラン」等、本市が策定する他の計画との整合を図って策定しています。

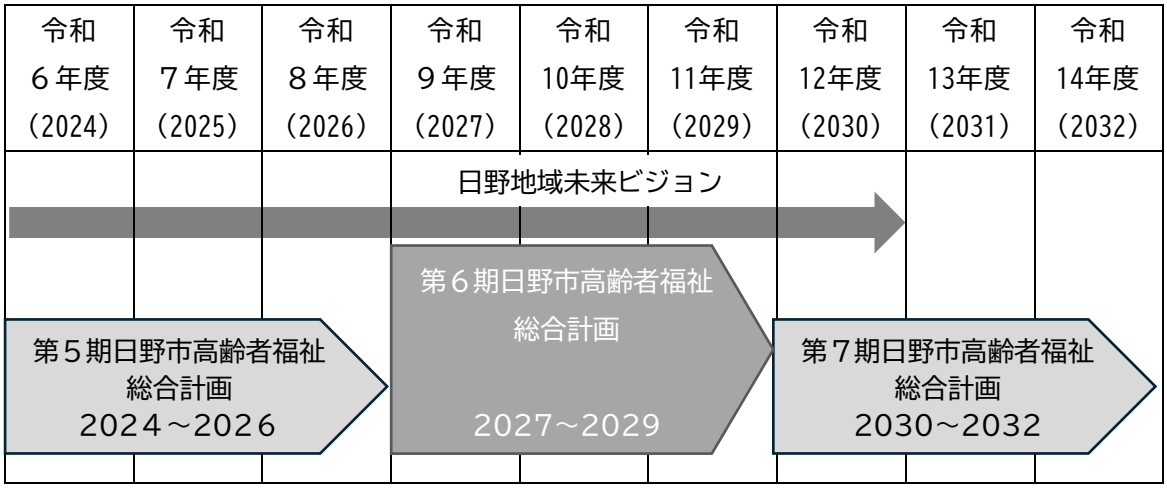
また、東京都が策定する「東京都高齢者保健福祉計画」、「東京都認知症施策推進計画」、「東京都保健医療計画」との連携を図って策定しています。



（３）計画の期間

本計画の期間は、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの3年間です。

また、国においては高齢者人口がピークを迎え、介護サービスの需要の増加・多様化が想定されるとともに、現役世代が急減する令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点を持ち、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて見直し・改善を図ります。



３　介護保険制度を取り巻く主な制度改正

介護保険制度については、令和8（2026）年度には、介護従事者の処遇改善等を目的とした介護報酬の期中改定が実施されました。令和9年度（2027年）は、介護報酬の改定が行われる予定です。

（１）認知症基本法

令和6（2024）年に制定された認知症基本法の概要は以下の通りです。

（1）目的

・認知症のある人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

（2）基本的施策

①【認知症のある人に関する国民の理解の増進等】

・国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症のある人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進】

・認知症のある人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進のための施策・認知症のある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症のある人の社会参加の機会の確保等】

・認知症のある人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策・若年性認知症のある人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症のある人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

・認知症のある人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

・認知症のある人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策・認知症のある人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策・個々の認知症のある人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

・認知症のある人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症のある人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備・認知症のある人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

・認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等・認知症のある人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等

⑧【認知症の予防等】

・希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策・早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

（２）社会福祉法等の一部を改正する法律（令和９（2027）年４月施行予定）

質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、孤独・孤立の解消など、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制が強化されます。

以下に、同法の改正の中で、本計画に関係が深い項目を整理します。

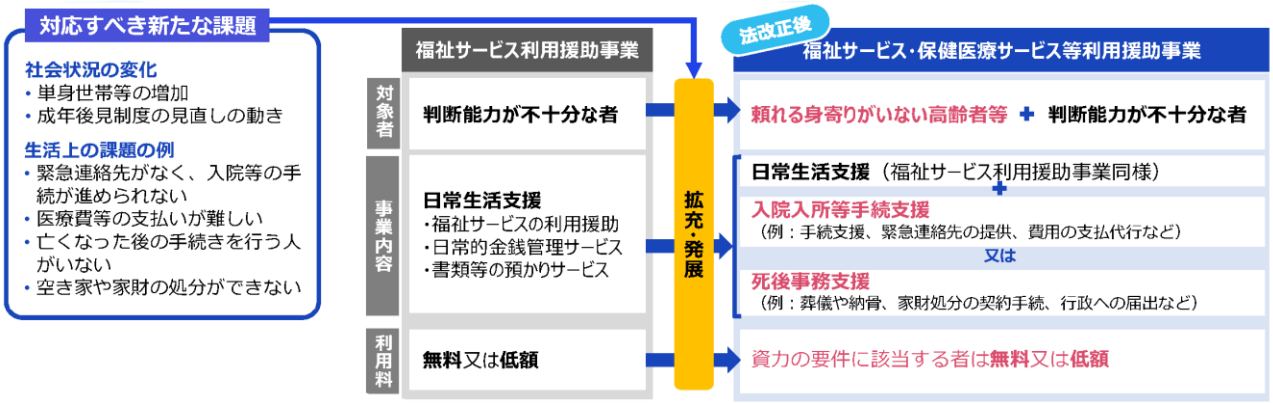
①　頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活を続けるよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みを整備します。

（ｉ）福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業

日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。

図　福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業



資料：全国介護保険担当課長会議資料（令和8（2026）年7月）

（ii）支援体制の強化

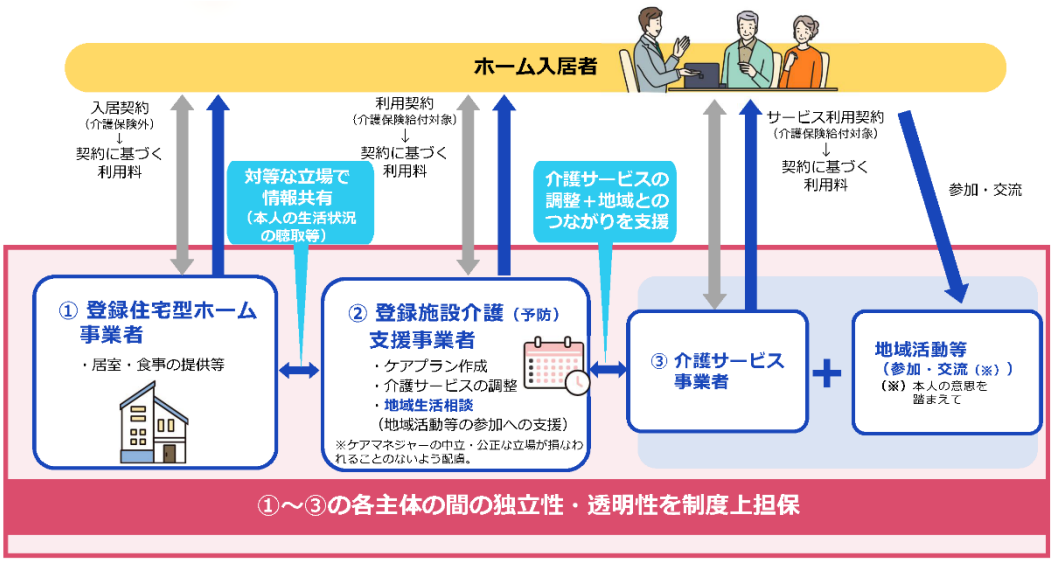
福祉の各分野における既存の支援体制に関しても、頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付けるとともに、地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進することで、課題解決を進めます。

②　有料老人ホーム制度の見直し

有料老人ホームのいわゆる「囲い込み」対策のため、中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い方を入居対象とする老人ホームについて、入居者保護の観点から、登録制を導入することで、有料老人ホーム全体の質を底上げし、利用者が安心して選択・利用できる制度へ見直します。

また、入居者に対するケアマネジメントの独立性を担保することで、入居者のケアプラン作成と地域とのつながりへの支援を一体的に行う新たな相談支援の仕組みを創設します。

図　登録施設介護（予防）支援のイメージ



※　特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）では、①～③を一体的に提供（外部型の場合は、①・②を提供するほか、③を委託により提供）

資料：全国介護保険担当課長会議資料（令和8（2026）年7月）

③ 介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

高齢化や人口減少が進む中、地域の支え合いを強化することが重要であるため、「通いの場」を拠点として、介護予防と分野を超えた支援を一体的に進めます。

地域の介護予防の拠点として、多様な通いの場の取組に加え、

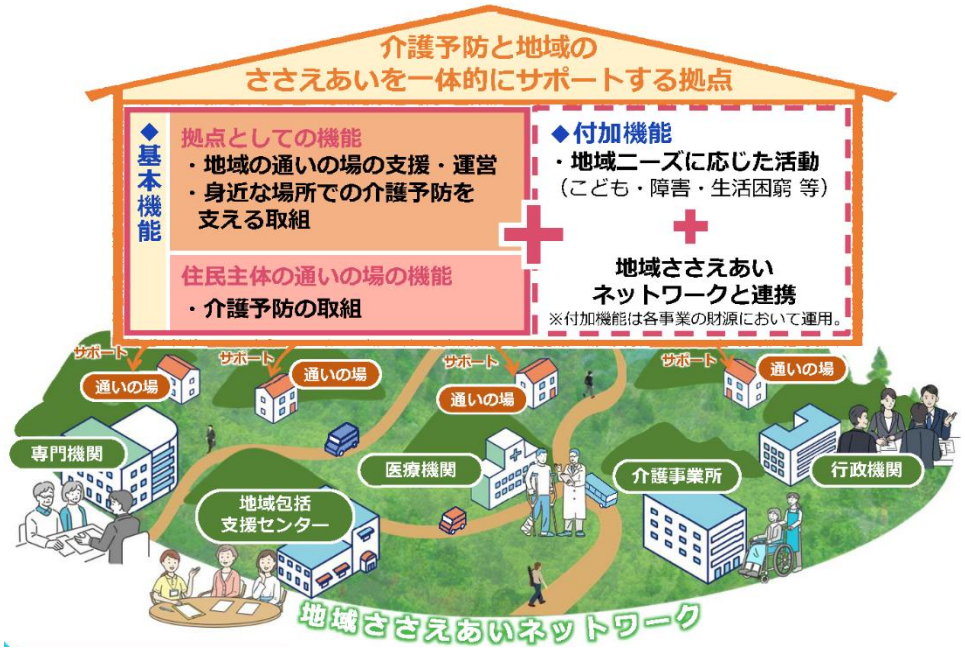
■ 地域にある通いの場の支援（サテライト運営、移動手段の確保等）

■ 地域ニーズに応じて機能を拡充し（子ども食堂、障害者支援、困窮者支援等）、こども・障害等の分野を超えた連携を促進します。

これにより、地域の支え合いを効果的に下支えするネットワークの構築を進めます。

本事業は地域支援事業（総合事業）に位置づけ、基本機能に関する事業は介護保険財源を充当します。

図　介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化



資料：全国介護保険担当課長会議資料（令和8（2026）年7月）

④　成年後見制度等の適切な利用の支援

認知症高齢者等の更なる増加が見込まれる中、判断能力が十分でない方が、成年後見制度や地域の権利擁護支援を適切に利用できる環境づくりが重要となっています。

権利擁護に関する地域の支援体制を強化するため、市町村に対して、

■　権利擁護に取り組む支援者関係者に対する支援の実施

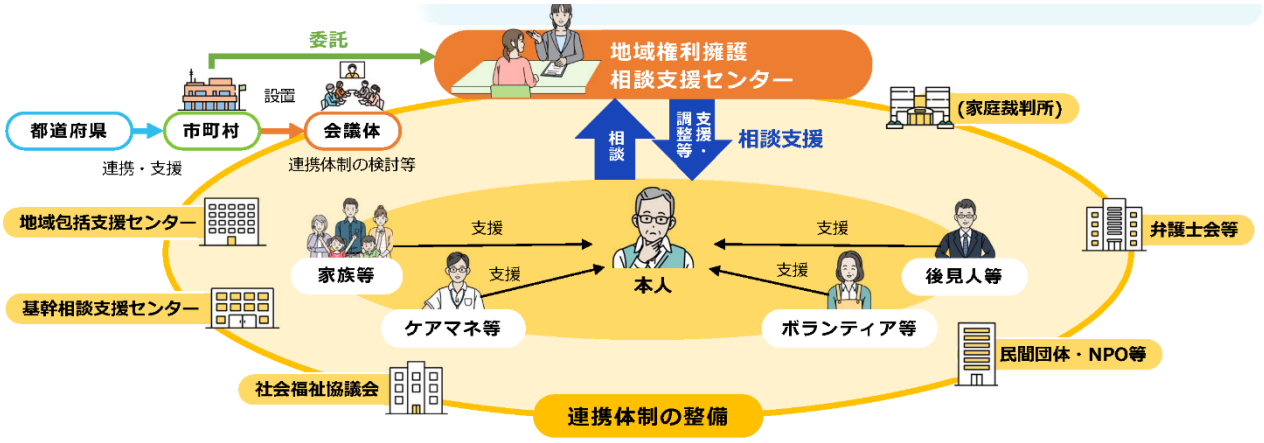
■　地域の関係機関や民間団体の連携体制の整備

などに取り組むことを促します。また、

■　地域における権利擁護支援を担う中核的な機関である「地域権利擁護相談支援センター」や情報交換・連携体制の整備を担う会議体の設置を法定化するとともに、市町村におけるセンターの設置

などの取組を支援します。

図　成年後見制度や地域の権利擁護支援を適切に利用できる環境づくり



資料：全国介護保険担当課長会議資料（令和8（2026）年7月）

⑤　介護保険事業（支援）計画の見直し

多くの自治体で、令和22（2040）年が高齢者数のピークと想定されるため、将来を見据えた計画づくりを行います。

（ｉ）中長期的なサービス見通しを必須化

市町村・都道府県が策定する介護保険事業（支援）計画において、

■　介護サービス量の中長期的な推計

■　将来に向けたサービス提供体制の確保に関する施策

を必ず記載することとします。

令和22（2040）に向けて、介護サービス提供体制に関する地域課題の解決を図ります。

（ii）医療介護連携の状況等を勘案することを明確化

市町村が策定する介護保険事業計画において、

■　医療と介護の連携の状況

■　有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの入居定員

を勘案することとします。

介護サービス見込量について、地域全体の実態に即した見通しを立てます。

⑥　その他

夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合します。

４　ＳＤＧｓを踏まえた施策の推進

（１）ＳＤＧｓとは

「SDGs（エスディージーズ）＝Sustainable Development Goals」とは、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成27（2015）年に国連のサミットで採択されました。令和12（2030）年を達成年度とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

（２）ＳＤＧｓ未来都市に日野市が認定

日野市は、令和元（2019）年7月に東京都内では初の「SDGs未来都市」に選定されました。令和12（2030）年にあるべき姿を「市民・企業・行政との対話を通した生活・環境課題産業化で実現する生活価値（QOL）共創都市　日野」と定め、今後日野市の政策立案にあたりSDGsの視点を組み入れつつ、郊外都市における社会・経済・環境の統合的な変革モデルとなることを目指します。

（３）ＳＤＧｓと本計画の関係性

本計画は、主に下記の「3. すべての人に健康と福祉を」と「11. 住み続けられるまちづくりを」と「17. パートナーシップで目標を達成しよう」を目標（ゴール）として今後事業を進めてまいります。



5　計画の策定体制

（１）介護保険運営協議会による検討

高齢者福祉事業・介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとすることが求められるため、保健・医療・福祉関係者等によって構成する「日野市介護保険運営協議会」を設置しています。

本計画の策定にあたって、「日野市介護保険運営協議会」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図りました。

（２）計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、高齢者実態調査として第10期介護保険事業計画に向けて厚生労働省の示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「介護人材実態調査」「在宅生活改善調査」「居所変更実態調査」に独自項目を加え、高齢者を対象とする２調査、事業所等を対象とする5調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

【調査の方法と期間】

基準日	令和７（2025）年10月1日
調査方法	郵送配布⇒　郵送回収もしくはWeb回答
調査期間	令和７（2025）年11月５日～11月28日

【調査対象者数と有効回収数】

1　市民向け調査

区　　分	①　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	②　在宅介護実態調査
対象者	（抽出調査） 要介護者を除く市内65歳以上の方で、４つの日常生活圏域別に、後期高齢者と前期高齢者をそれぞれ400人ずつ無作為抽出	（抽出調査） 市内65歳以上の要介護・要支援認定者及びその介護者で、４つの日常生活圏域別に、それぞれ420人ずつ無作為抽出
配布数	3,200人	1,680人
総回収数	2,220人	1,102人 （介護者回答数588人）
有効回収数	2,219人	1,043人 （介護者回答数445人）
有効回収率	69.3%	62.1%
（参考）前回調査	68.4%	55.7%

2　事業所向け調査

区　　分	③　【在宅生活改善調査】居宅介護支援事業所向け調査	④　【居所変更実態調査・介護人材実態調査】居住・施設系事業者向け調査	⑤　【介護人材実態調査】通所系介護サービス事業者向け調査	⑥　【介護人材実態調査】訪問系介護サービス事業者向け調査	⑦　医療機関向け調査
対象者	（全数調査） 市内の居宅介護支援事業所	（全数調査） 居住・施設系事業者	（全数調査） 通所系介護サービス事業者	（全数調査） 訪問系介護サービス事業者	（抽出調査） 市内の医療機関の中から認知症、在宅療養等の関係医療機関を抽出
配布数	35事業所	38事業所	61事業所	66事業所	71事業所
有効回収数	23事業所	21事業所	37事業所	30事業所	40事業所
有効回収率	65.7%	55.3%	60.7%	45.5%	56.3%

（3）パブリックコメントの実施

より多くの市民の意見を反映させるため、令和9（2027）年1月6日から2月5日までパブリックコメントを実施しました。

調整中

第２章　高齢者を取り巻く環境

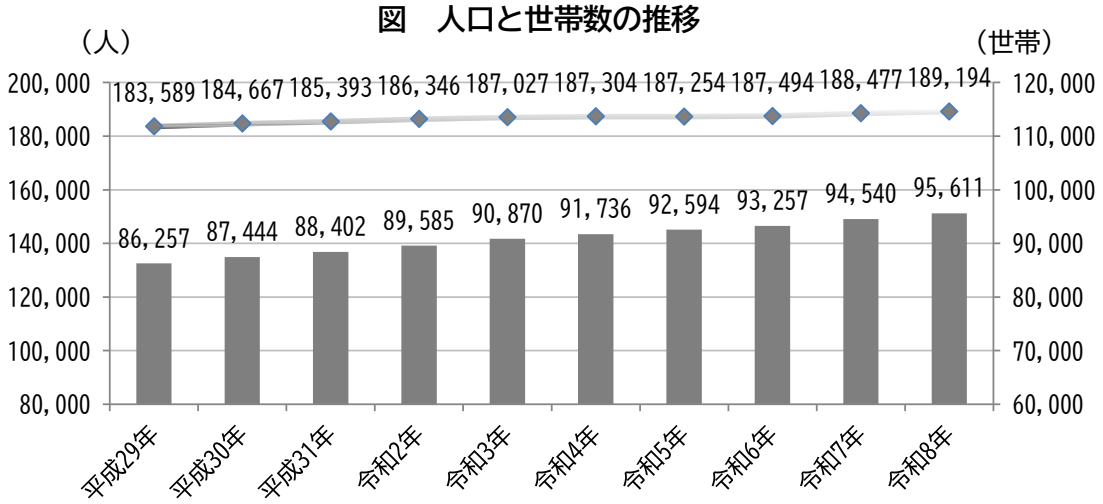
１　人口・世帯等

（１）人口

①　現在の人口

日野市の人口動態をみると、令和5年を除き増加傾向となっており、令和8（2026）年1月には189,194人となっています。世帯数は毎年増加傾向となっています。

図　人口と世帯数の推移

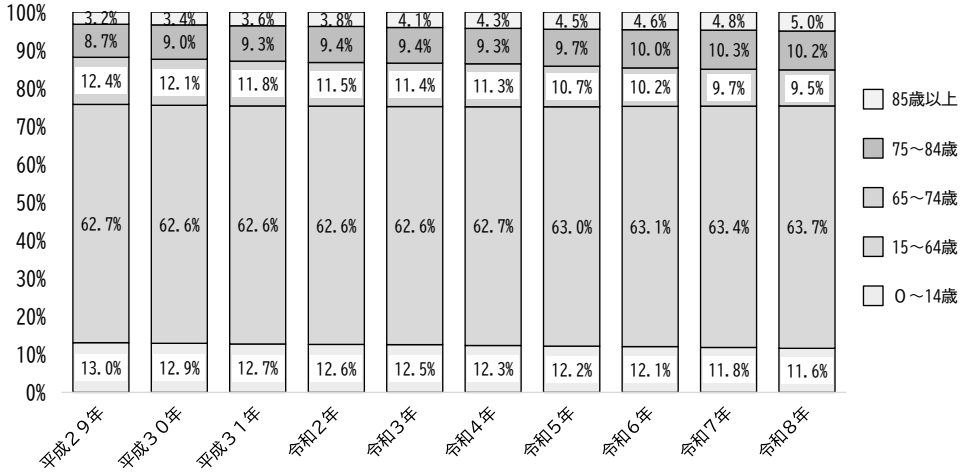


資料：住民基本台帳人口（各年1月1日）

年齢別の人口推移をみると、高齢化率自体は平成29（2017）年の24.3％から令和8（2026）年には24.7％となっており、平成31（2019）年以降はほぼ高齢化率は横ばいになっています。

なお、75歳以上の後期高齢者比率や85歳以上の高齢者の割合は高くなっています。

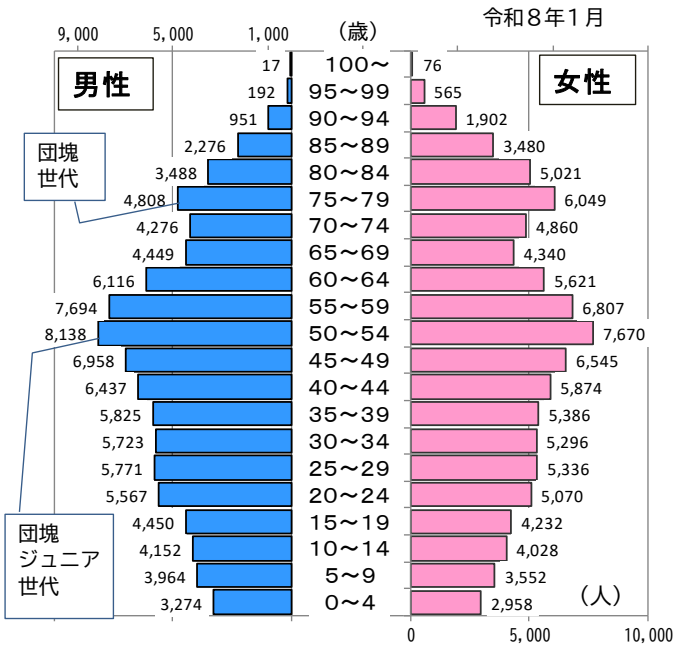
図　年齢別人口推移



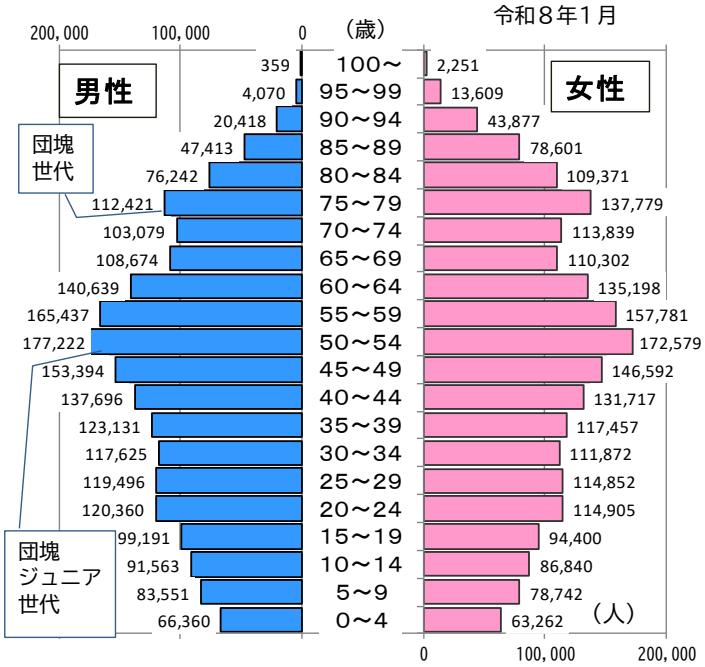
資料：住民基本台帳人口（各年1月1日）

人口ピラミッドでみると、男女ともいわゆる団塊世代（昭和22（1947）年～24（1949）年生まれ）が多くなっています。なお、東京市部の人口形態とほぼ同様の形となっています。

人口ピラミッド（日野市全体）



（参考）人口ピラミッド（東京市部）



資料：住民基本台帳人口（令和8（2026）年1月1日）

② 将来人口

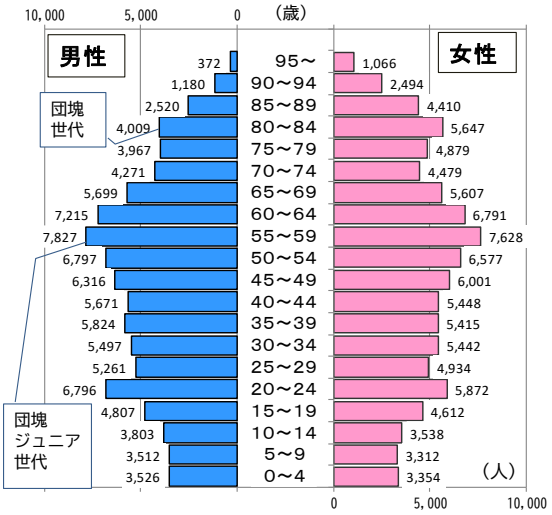
（ｉ）国立社会保障・人口問題研究所の推計

本推計は、国立社会保障・人口問題研究所で令和5（2023）年に実施された日本の地域別将来推計人口における日野市の結果です。

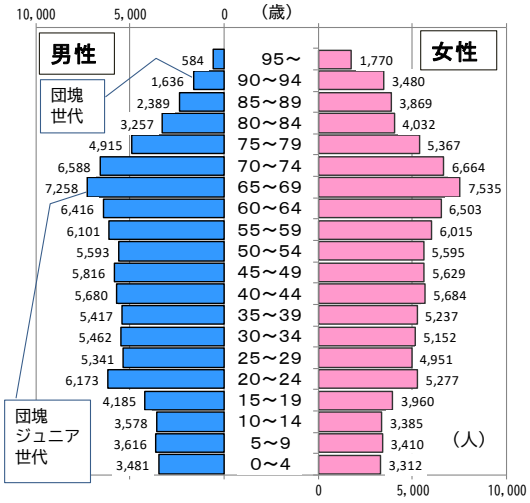
今後は高齢化率もやや上昇しますが、令和12（2030）年までは、新たに高齢者になる人の数より、後期高齢者に移行する人の数が多いため、後期高齢者比率の大幅な上昇が見込まれます。

具体的には、令和12（2030）年推計を見ると、高齢化率が26.3%、75歳以上が15.9%、令和22（2040）年には、高齢化率が31.2%、75歳以上が16.4%、令和32（2050）年には、高齢化率が33.9%、75歳以上が21.0%と見込まれます。

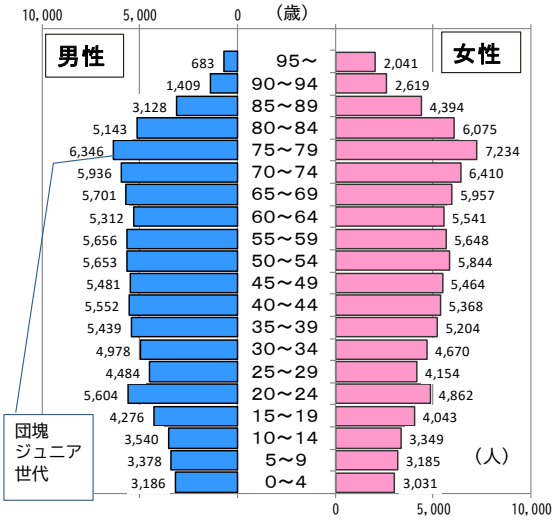
人口推計値（令和12（2030）年）



人口推計値（令和22（2040）年）



人口推計値（令和32（2050）年）



資料：日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）

（２）世帯数

①　高齢者のいる一般世帯

日野市の一般世帯数に占める65歳以上の親族がいる世帯の割合は、平成12（2000）年以降上昇傾向にあり、平成22（2010）年からは3割を超え、令和7（2025）年では34.1%となっています。

また、高齢者のいる一般世帯数に占める高齢者単身世帯の割合は上昇傾向が強く、平成12（2000）年の20.7%から令和7（2025）年には36.5%となり、25年間で15.8ポイント増加しています。

表　高齢者のいる一般世帯数

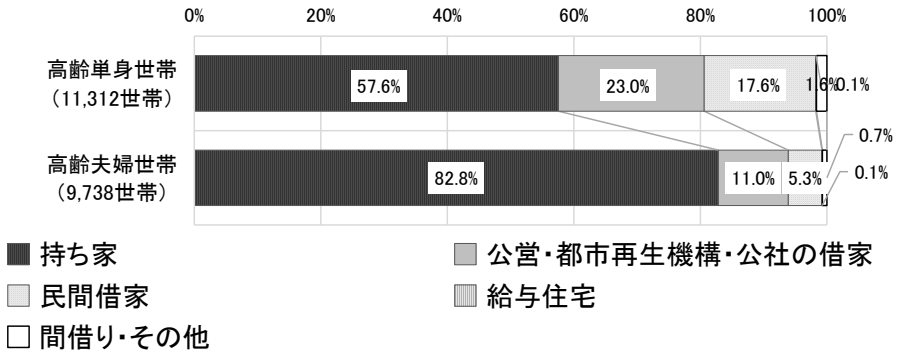
項目		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2年	令和 7年
一般世帯		71,438	77,349	80,040	84,823	90,257	90,933
65 歳以上親族のいる一般世帯数		16,257	20,498	24,850	28,762	30,183	30,973
	高齢単身世帯数	3,360	4,898	6,767	8,823	9,993	11,312
	高齢夫婦世帯数	5,158	6,782	8,199	9,163	9,731	9,738
	その他の世帯数	7,739	8,818	9,884	10,800	10,459	9,923
一般世帯数に占める 65 歳以上の親族がいる世帯の割合		22.8	26.5	31	33.9	33.4	34.1
高齢者のいる一般世帯数に占める高齢者単身世帯数の割合		20.7	23.9	27.2	30.7	33.1	36.5

資料：国勢調査

②　高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の住宅所有関係別世帯比率

高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の住宅所有関係別世帯の比率をみると、高齢単身世帯では、「公営・都市再生機構・公社の借家」、「民営借家」といった「借家」の割合が高くなっています。

図　高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の住宅所有関係別世帯比率（令和７年）



資料：国勢調査

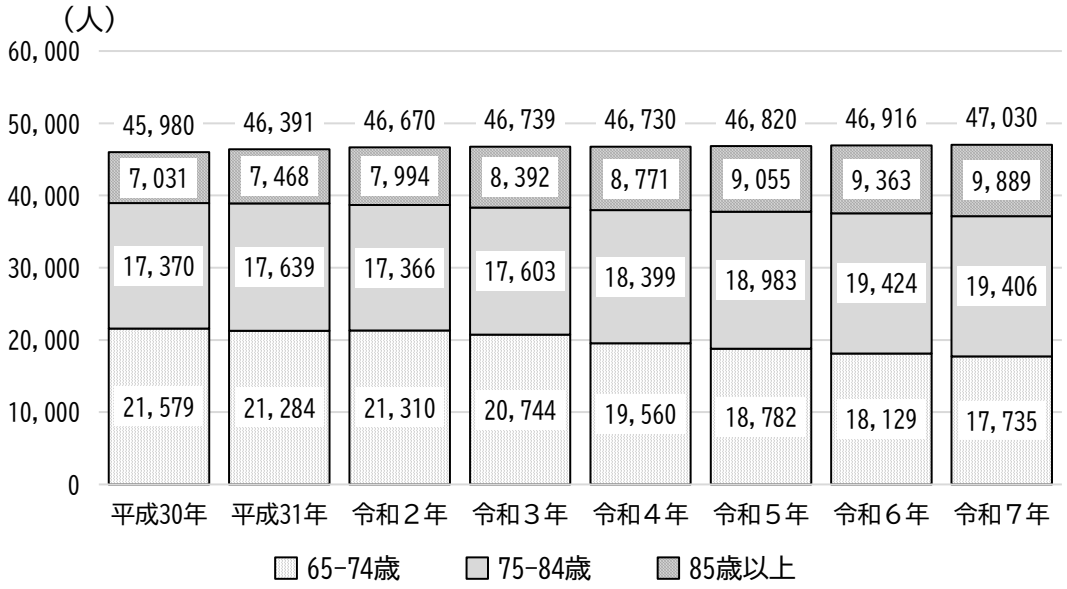
2　日野市の介護保険事業を取り巻く状況

（１）日野市の介護保険給付サービスの特徴

① 第１号被保険者数の推移

第1号被保険者数は増加傾向となっていますが、年齢別内訳をみると75歳以上の人数が増加しています。また、令和7（2025）年をみると、75～84歳は減少に転じた反面、85歳以上の増加数が大きくなっています。

図　第１号被保険者数の推移



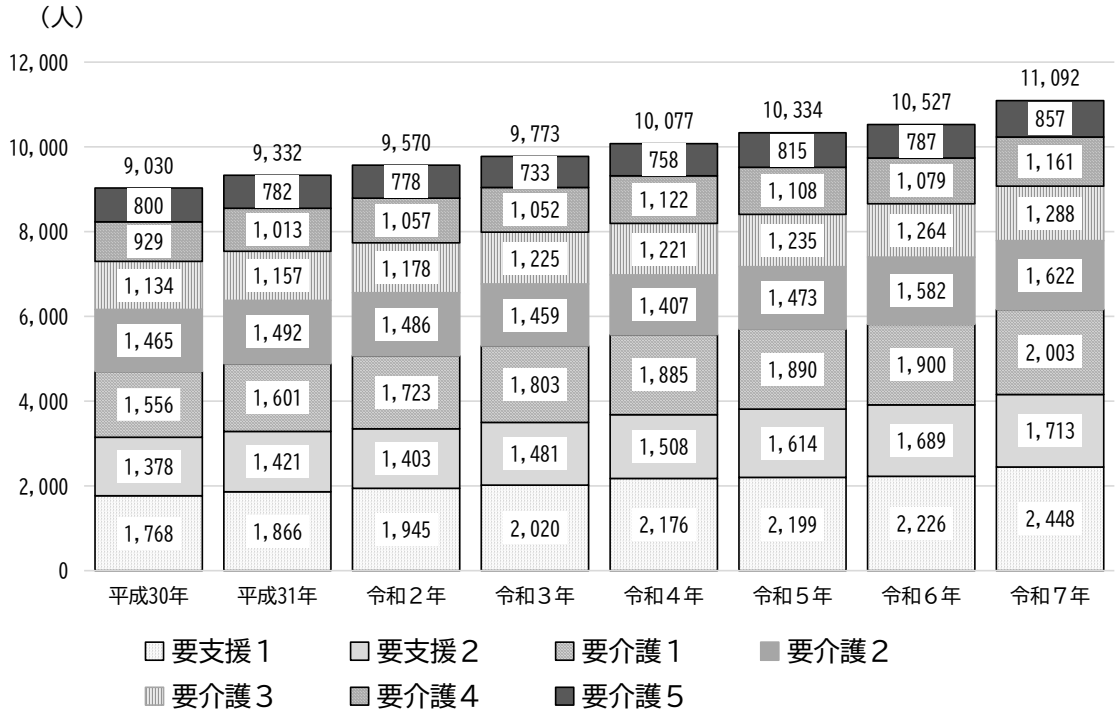
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
（令和6（2024），7（2025）年のみ「介護保険事業状況報告」月報）
年齢区分が3区分に変更された平成30（2018）年から作成

②　要介護（要支援）認定者数の推移

平成30（2018）年3月末と、令和7（2025）年3月末を比較すると、第1号被保険者数は約1.02倍であるのに対し、認定者数は1.29倍と、認定者数の伸びのほうが大きくなっています。

要介護度別に認定者数の推移をみると、要支援、要介護とも増加傾向にあり、特に要支援1は7年間で608人、要介護1は447人増加しています。

図　日野市の要介護（要支援）認定者数（２号被保険者を含む）

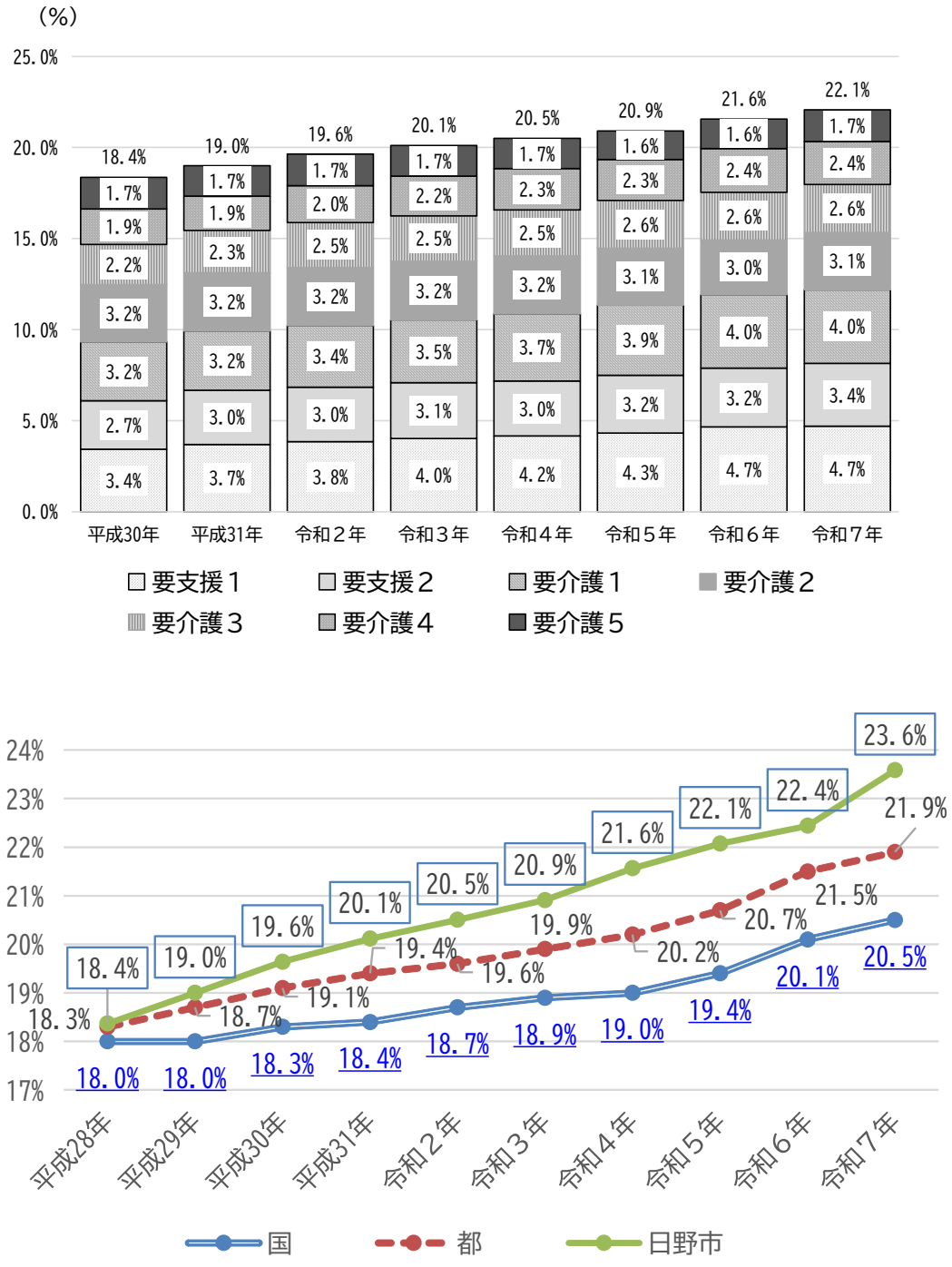


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
（令和6（2024），7（2025）年のみ「介護保険事業状況報告」月報）

③　要介護（要支援）認定率

日野市の認定率は、年々上昇しています。平成28（2016）年以降、国、都を上回っています。

図　要介護（要支援）認定率の推移（２号被保険者を含む）



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
（令和6（2024），7（2025）年のみ「介護保険事業状況報告」月報）

また、年齢別の認定率をみると、85歳以上では令和7（2025）年で56.3％となっており、平成30（2018）年と令和7（2025）年を比較すると、特に要支援1が2.5ポイント高くなっています。

なお、要介護認定率が上昇しているのは、主に75歳以上の高齢者となっています。

図　65～74歳の認定率の推移

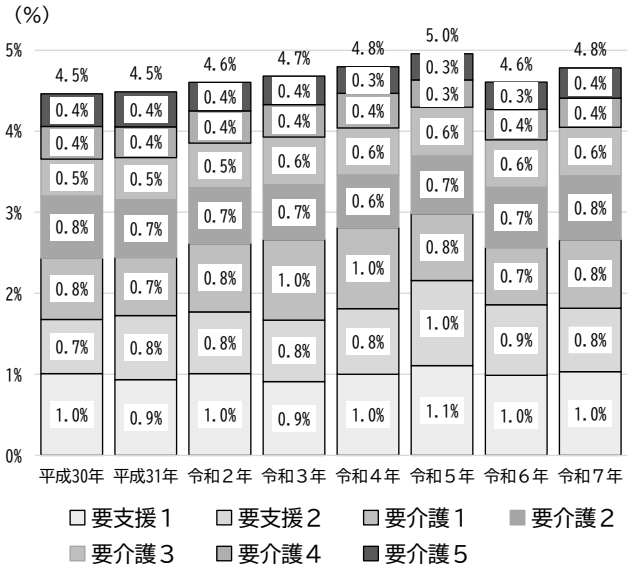


図　75～84歳の認定率の推移

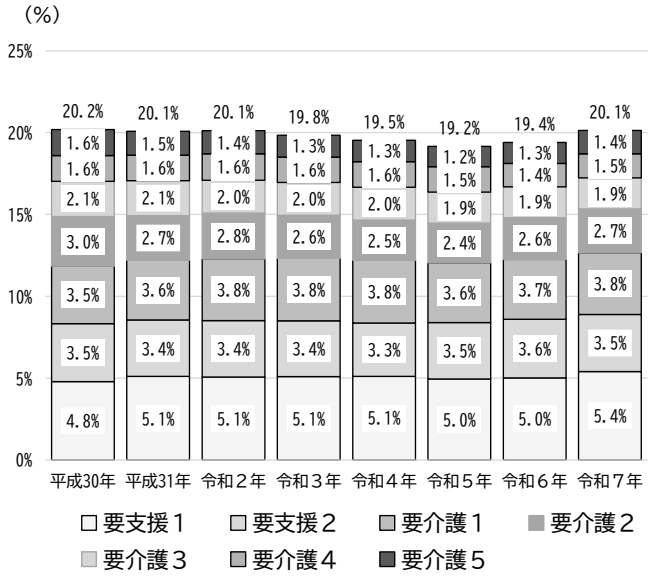
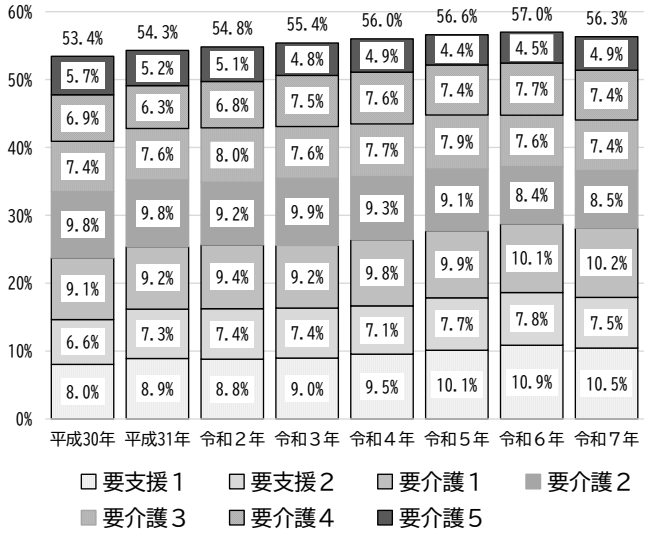


図　85歳以上の認定率の推移



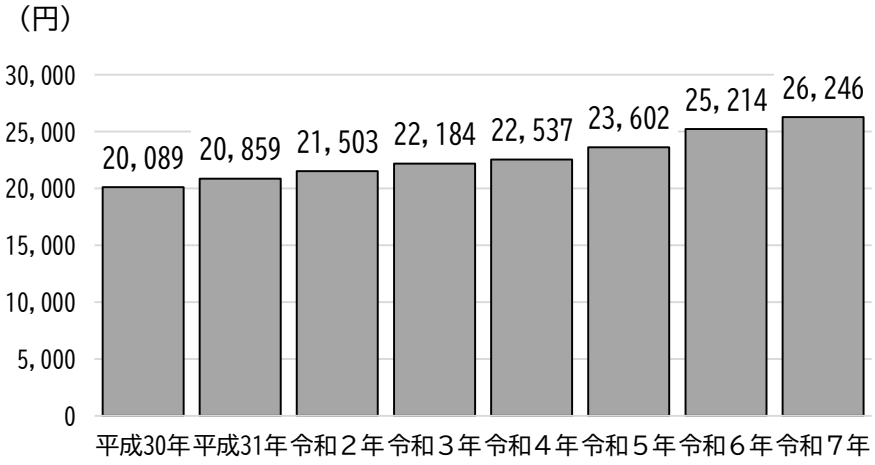
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
（令和6（2024），7（2025）年のみ「介護保険事業状況報告」月報）

④ 第１号被保険者一人あたりの保険給付月額

第1号被保険者一人あたり保険給付月額は増加傾向にあり、令和7（2025）年度時点では26,246円と、平成30（2018）年度より6,157円増加しています。今後、ますます高齢化が進展することから、引き続き給付額の増加が進むことが予測されます。

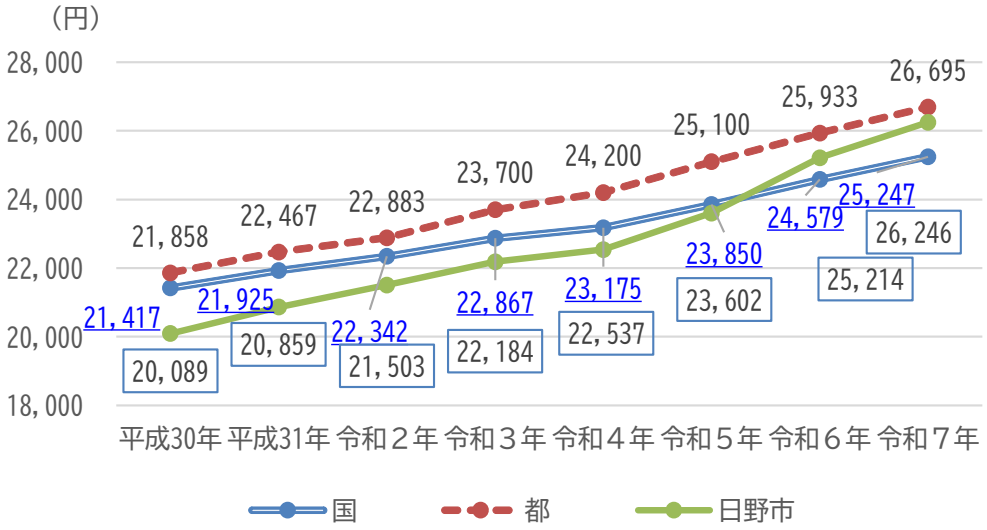
国、東京都と比較すると、日野市の第1号被保険者一人あたりの保険給付月額は国や都よりも低い水準となっているものの、国平均と比較するとその差が縮まってきています。

図　第１号被保険者一人あたりの保険給付月額



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
（令和6（2024），7（2025）年のみ「介護保険事業状況報告」月報（3月分））

図　第１号被保険者一人あたりの保険給付月額（国・都との比較）



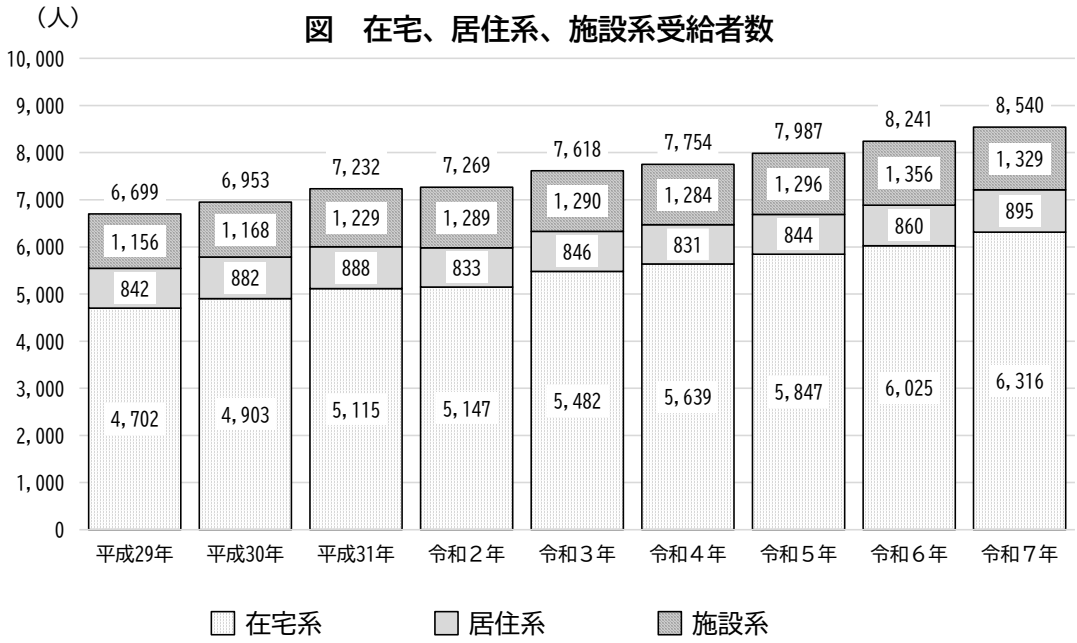
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和8（2026）年3月）

⑤　在宅、居住系、施設系受給者数の推移

在宅、居住系、施設系受給者数の推移をみると、在宅系は増加傾向となっています。

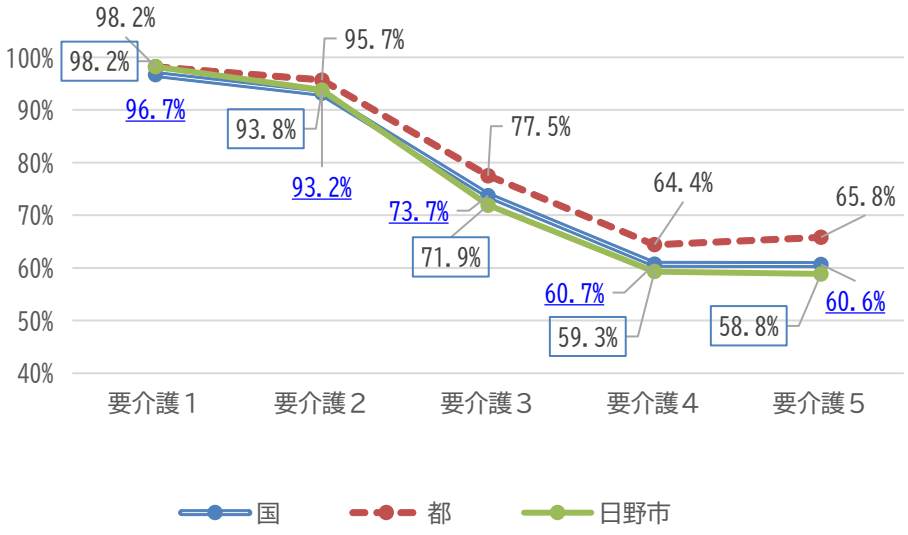
また、令和7（2025）年における在宅、居住系の割合をみると、要介護3～5では在宅、居住系の比率が国や都より低くなっています。

図　在宅、居住系、施設系受給者数



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
（令和6（2024），7（2025）年のみ「介護保険事業状況報告」月報）

図　令和７（2025）年における在宅、居住系の割合



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和8（2026）年3月）

⑥　要介護度別居宅サービス利用者数の推移

要介護度別居宅サービス利用者数は、増加傾向となっています。令和8（2026）年3月の居宅サービス利用者数は6,316人となっています。

利用者数の割合でみると、要支援1、2、要介護1の割合が高くなっています。

図　要介護度別居宅サービス利用者数の推移

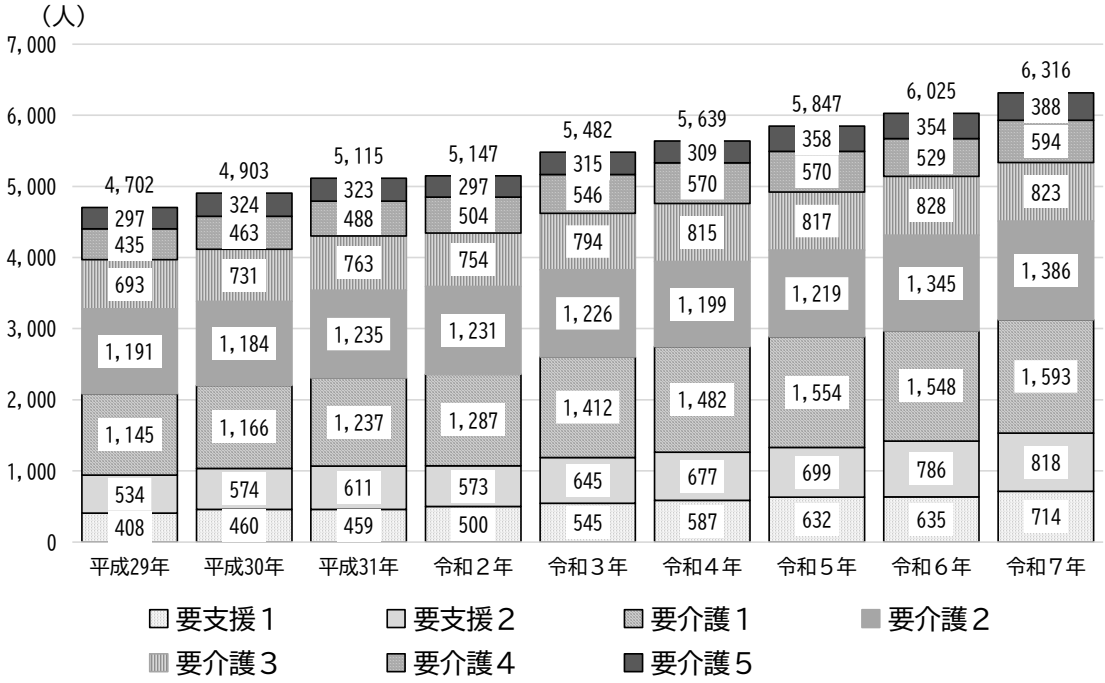
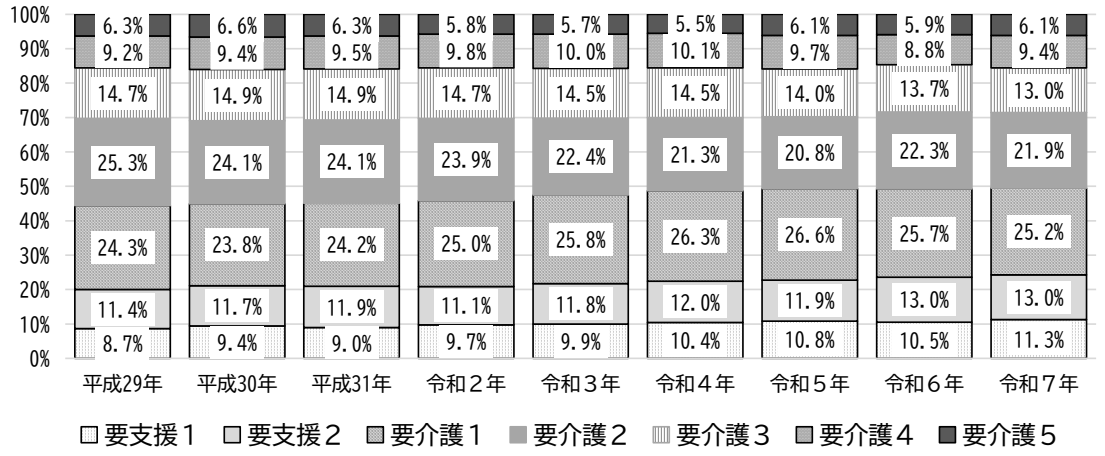


図　要介護度別居宅サービス利用者割合の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
（令和6（2024），7（2025）年のみ「介護保険事業状況報告」月報）

⑦ 要介護度別地域密着型サービス利用者数の推移

要介護度別地域密着型サービス利用者数は、平成31（2019）年まで利用者数が増加しましたが、令和2（2020）年では減少しています。その後、令和5（2023）年からは再度増加傾向となっています。

利用者数の割合でみると、要介護1の割合が高くなっています。

図　要介護度別地域密着型サービス利用者数の推移

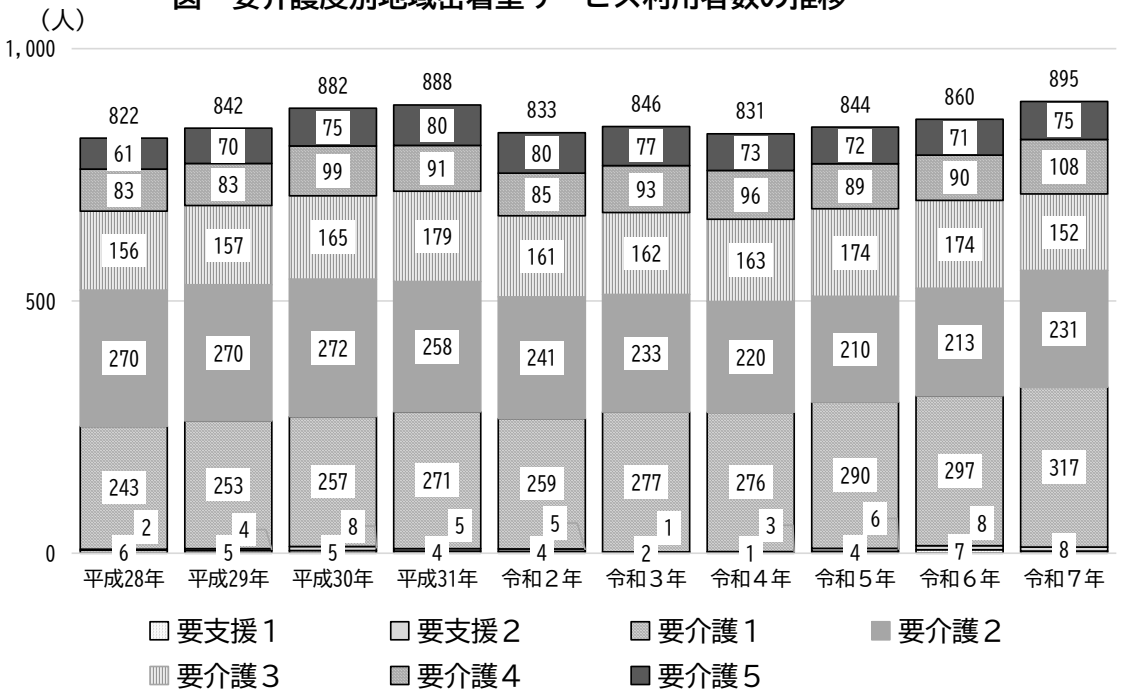
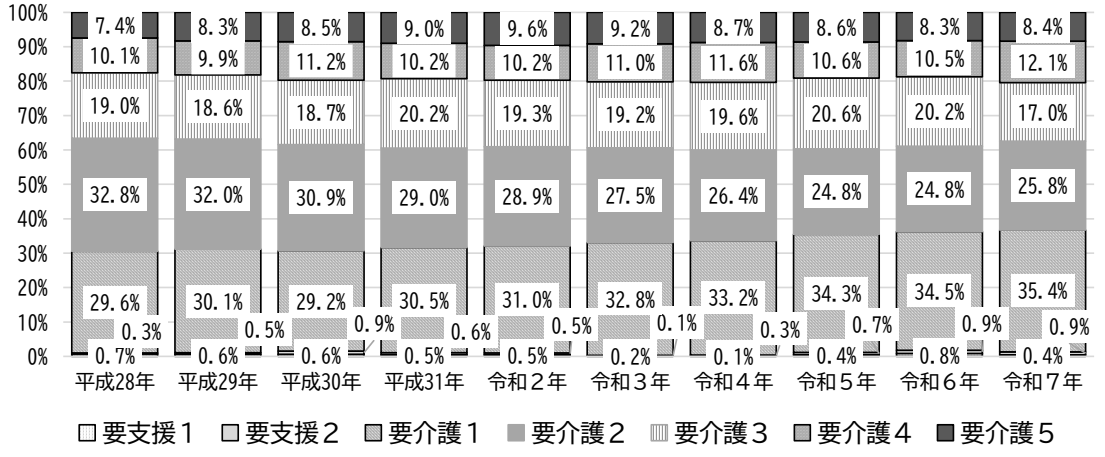


図　要介護度別地域密着型サービス利用者割合の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
（令和6（2024），7（2025）年のみ「介護保険事業状況報告」月報）

⑧　要介護度別施設サービス利用者数の推移

要介護度別施設サービス利用者数は、令和3（2021）年まで増加傾向にあり、その後は増減を繰り返し、令和7（2025）年には1,329人となっています。

要介護度別では、平成28（2016）年では要介護5の割合が最も高くなっていましたが、平成29（2017）年以降は要介護4が最も高くなっています。

図　要介護度別施設サービス利用者数の推移

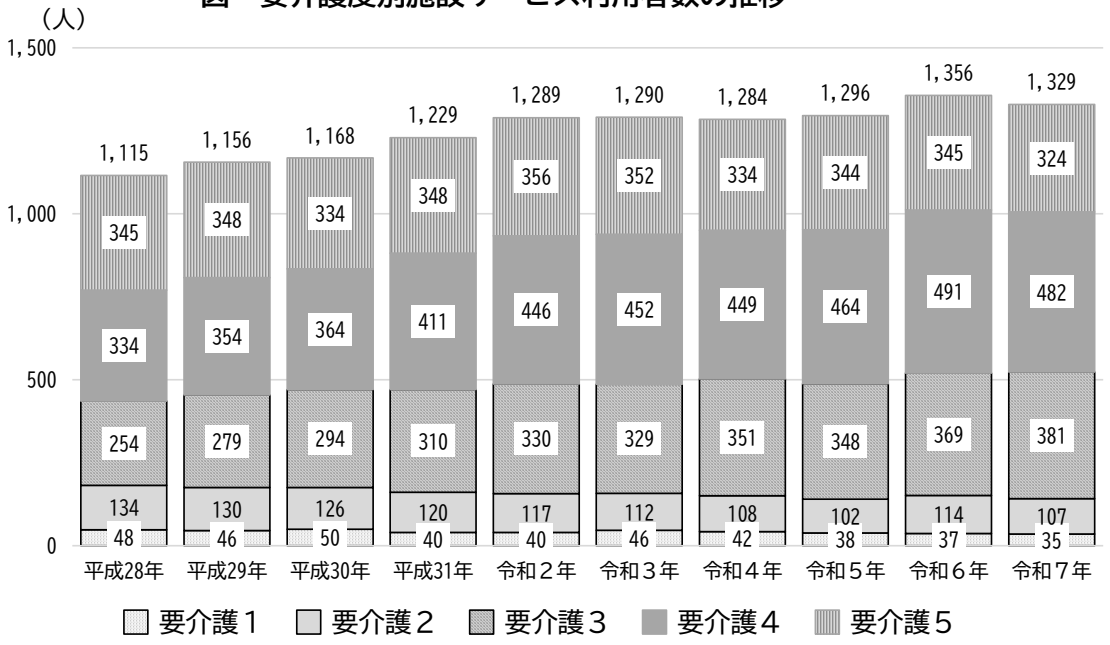
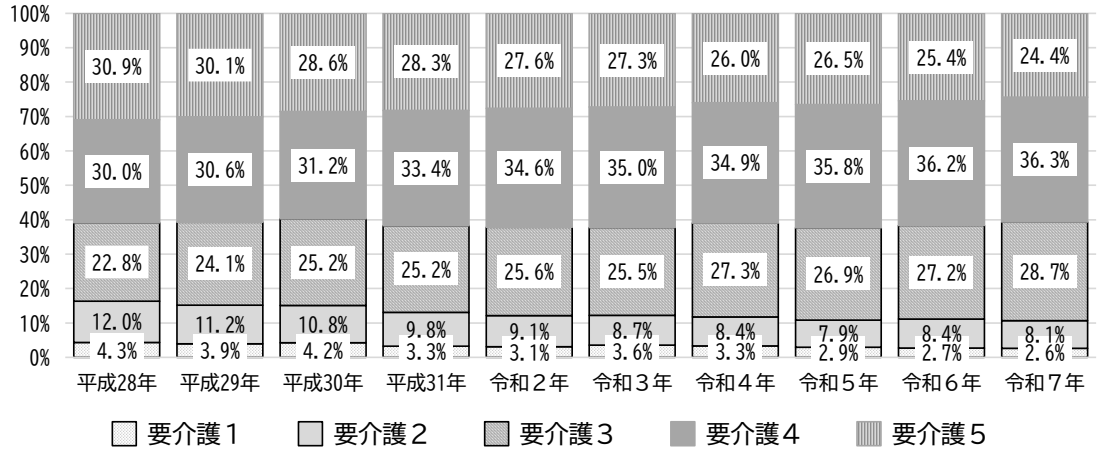


図　要介護度別施設サービス利用者割合の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
（令和6（2024），7（2025）年のみ「介護保険事業状況報告」月報）

⑨ 居宅サービス別、第１号被保険者一人あたり給付月額

令和8（2026）年3月における居宅サービス別、第1号被保険者一人あたり給付月額をみると、日野市は国や都全体と比べ、訪問介護、通所介護などは低くなっています。

逆に通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売は国や都と比較して、第1号被保険者一人あたり給付月額が高くなっています。

図　居宅サービス別、第１号被保険者一人あたり給付月額

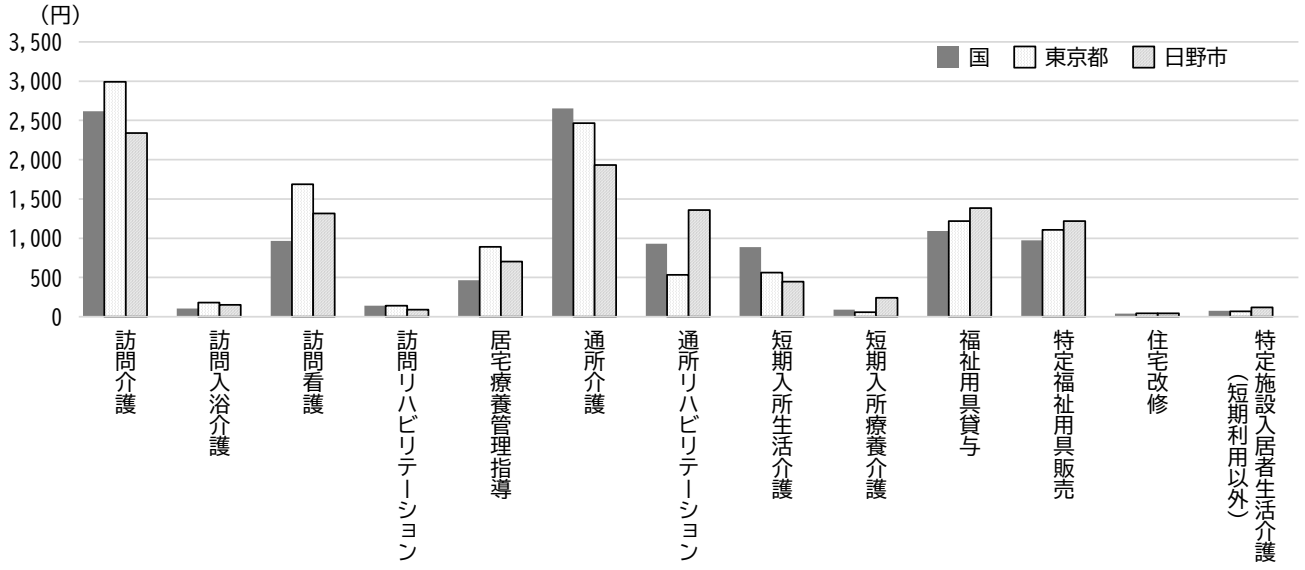


表　居宅サービス別、第１号被保険者一人あたり給付月額

（単位：円）

	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	住宅改修	特定施設入居者生活介護（短期利用以外）
国	2,618	106	966	140	465	2,652	931	886	91	1,092	975	39	78
東京都	2,990	181	1,686	143	891	2,465	535	563	60	1,219	1,108	43	68
日野市	2,339	151	1,316	90	704	1,934	1,359	446	242	1,385	1,220	44	121

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和8（2026）年3月）

⑩ 地域密着型サービス別、第１号被保険者一人あたり給付月額

令和8（2026）年3月における地域密着型サービス別、第1号被保険者一人あたり給付月額をみると、日野市は国や都全体と比べ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）などは低くなっています。

また、小規模多機能型居宅介護は、都平均より高く、国の平均並みとなっています。

図　地域密着型サービス別、第１号被保険者一人あたり給付月額

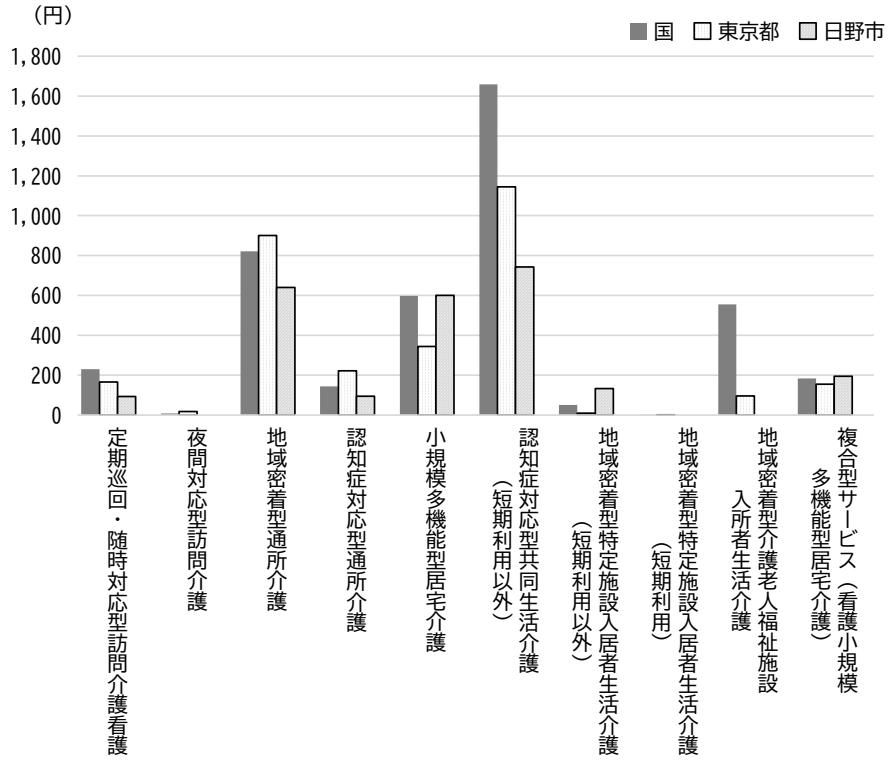


表　地域密着型サービス別、第１号被保険者一人あたり給付月額

（単位：円）

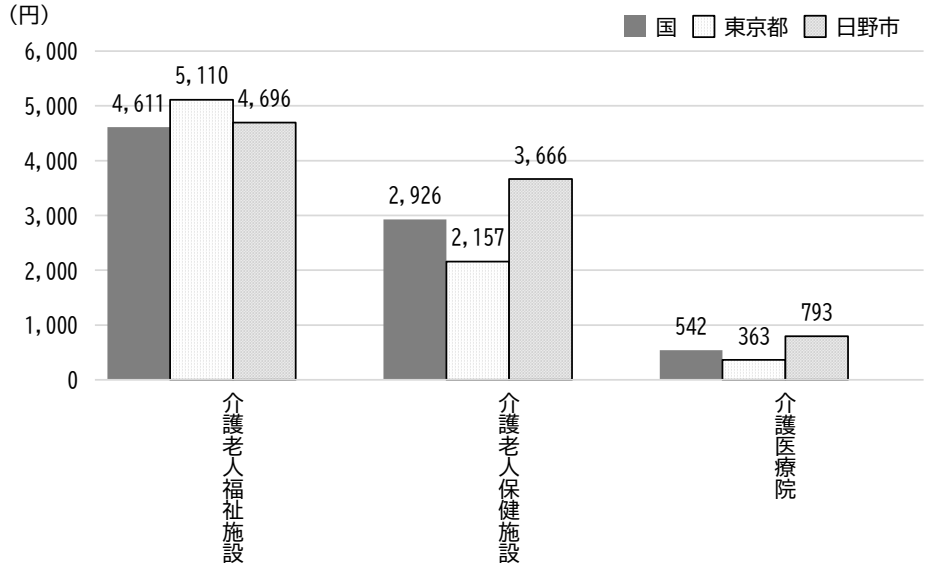
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
国	230	8	821	143	597	1,659	50	0	556	183
東京都	165	17	901	221	344	1,145	9	0	95	155
日野市	92	0	640	94	600	742	133	0	0	194

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和8（2026）年3月）

⑪ 施設サービス別、第１号被保険者一人あたり給付月額

令和8（2026）年3月における施設サービス別、第1号被保険者一人あたり給付月額をみると、日野市は国や都全体と比べ、介護老人保健施設、介護医療院は高くなっています。

図　施設サービス別、第１号被保険者一人あたり給付月額（令和８（2026）年３月）



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（令和8（2026）年3月）

（2）日野市の財政状況・財政見通し

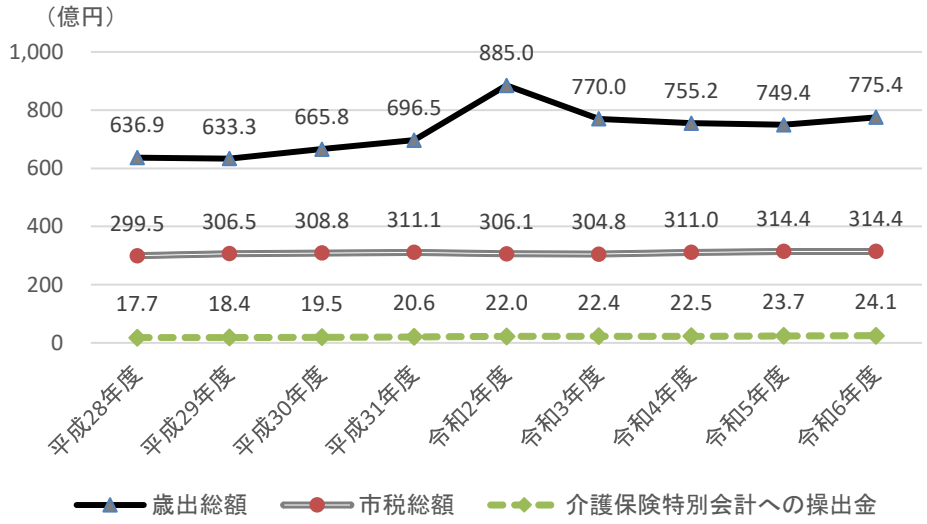
財政状況は、年度により増減はあるものの、令和2年度まで歳出総額の増加傾向がみられます。なお、令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症（コロナ禍）への緊急対策のため、予算規模も大きくなり885億円となっています。それ以降は700億円台となっています。

一方、市税収入は年度により微妙に変化していますが、今後は生産年齢人口の減少が予想され、市税収入の大幅な増加は望めないことから、歳出税額と市税総額の差は拡大の一途をたどっていくと考えられます。

歳出の増加要因としては、令和2（2020）年度を除くと、高齢化による扶助費の急増や、介護保険の費用が増加したことによる繰出金の増加などが挙げられます。これらの費用は、今後も増加が続く見込みとなっており、財源不足が深刻化しています。

高齢者福祉関係費は右肩上がりに増加しており、今後さらに高齢化率が上がることを踏まえ、介護保険事業のより適正な運営が求められています。

図　市税収入と市税総額、介護保険特別会計への操出金の経年推移



（３）日常生活圏域

日常生活圏域とは、介護保険法第116条において、厚生労働大臣が定めることとされる「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において示されている考え方であり、身近な地域にさまざまなサービス拠点を整備し、たとえ要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤の整備を進めるために設定されるものです。

日野市では、『第3期日野市介護保険事業計画』（平成18（2006）年度から平成 20（2008）年度まで）において、4つの日常生活圏域を設定しました。

しかし、近年では要介護認定者の増などを受け、よりきめの細かい対応が必要となってきたため、今期において日常生活圏域を4圏域から9圏域にすることで、きめ細かい介護サービスを提供します。

表　日野市の日常生活圏域

日常生活圏域名	地域包括支援センター名	担当地域
1　たかはた東	もぐさ	百草、落川、程久保（１～８丁目を除く ）、三沢２丁目、三沢 1289～1294 番地
2　たかはた西	あさかわ	高幡、三沢（1289～1294 番地を除く）、三沢１・３～５丁目、新井、大字新井、程久保 １～８丁目
3　とよだ南	すてっぷ	豊田、大字豊田、東豊田、富士町、旭が丘２・５・６丁目、多摩平１・２丁目
4　とよだ北	あいりん	多摩平３～７丁目、日野台４・５丁目、大坂上
5　ひの西	せせらぎ	日野本町、神明、日野台１～３丁目、栄町 、新町
6　ひの東	多摩川苑	万願寺、上田、川辺堀之内、日野、宮 、石田、大字石田
7　ひらやま中央	いきいきタウン	東平山２・３丁目、平山
8　ひらやま東	すずらん	南平
9　ひらやま西	かわきた	旭が丘１・３・４丁目、西平山、東平山１丁目

注：圏域名は仮称

図　日常生活圏域と地域包括支援センター等の位置



注：圏域名は仮称

【各圏域の人口等】（令和８(2026)年４月）

		たかはた東	たかはた西	とよだ南	とよだ北	ひの西
圏域人口		17,524	39,985	30,269	48,261	29,234
市の人口との比率		9.3%	21.1%	16.0%	25.5%	15.4%
65歳以上人口	人数	5,625	11,544	6,516	11,361	6,414
	比率	32.1%	28.9%	21.5%	23.5%	21.9%
75歳以上人口	人数	3,694	7,391	3,876	6,896	3,929
	比率	21.1%	18.5%	12.8%	14.3%	13.4%
認定者数		1,631	3,529	1,464	2,645	1,460
	要支援	654	1,425	533	1,000	530
	要介護	977	2,104	931	1,645	930

		ひの東	ひらやま中央	ひらやま東	ひらやま西	合計
圏域人口		58,504	11,712	16,172	42,632	189,382
市の人口との比率		30.9%	6.2%	8.5%	22.5%	100.0%
65歳以上人口	人数	12,145	3,331	4,502	11,725	46,775
	比率	20.8%	28.4%	27.8%	27.5%	24.7%
75歳以上人口	人数	7,236	2,255	2,867	7,478	29,001
	比率	12.4%	19.3%	17.7%	17.5%	15.3%
認定者数		2,781	842	1,089	2,751	11,706
	要支援	993	299	462	1,072	4,490
	要介護	1,788	543	627	1,679	7,216

図　日野市の高齢化率（令和８(2026)年４月）

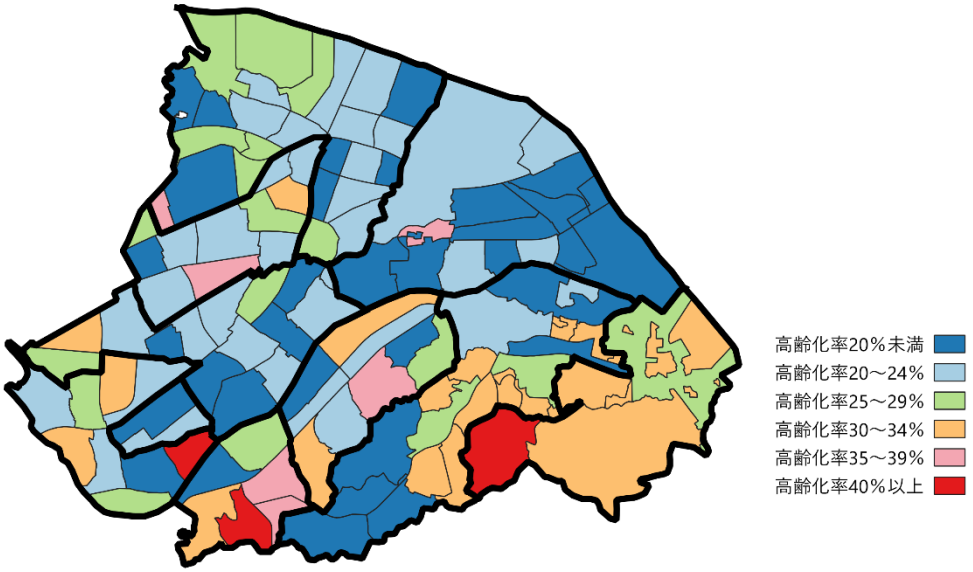


図　日野市の後期高齢化率（令和８(2026)年４月）

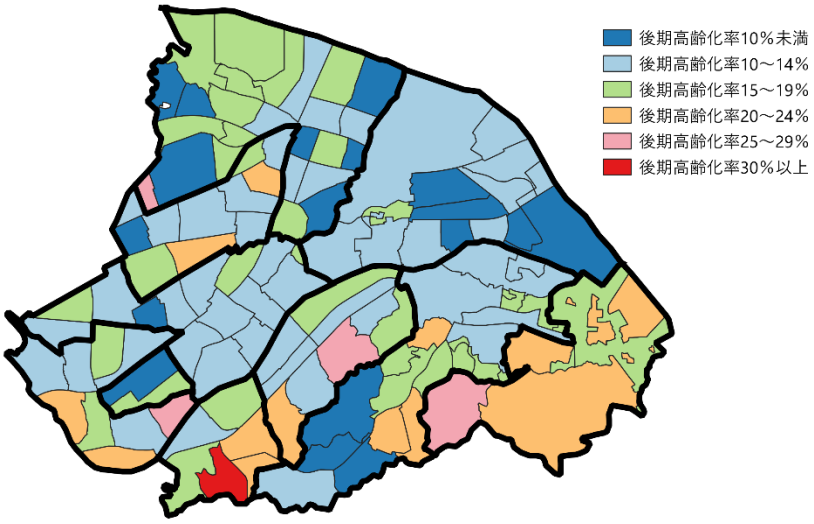
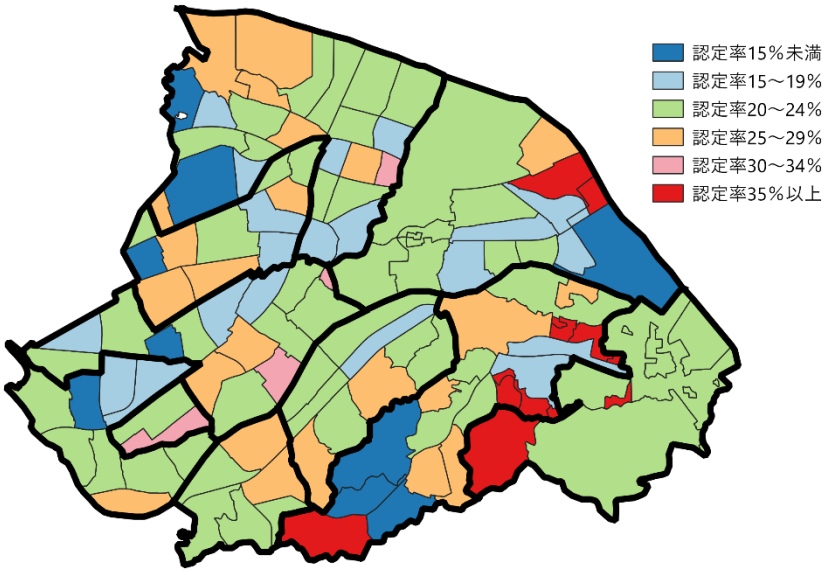


図　日野市の認定率（令和８(2026)年４月）

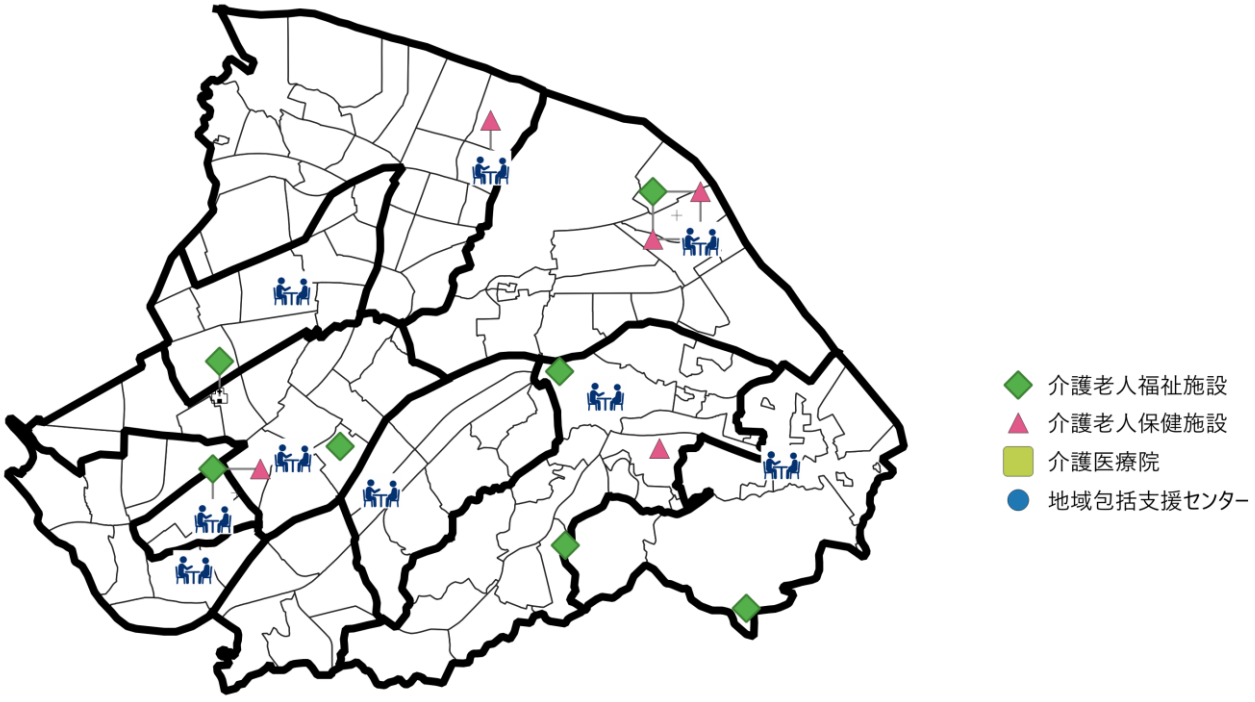


【施設・居住系サービス提供体制の配置】

令和8（2026）年11月現在

日常生活圏域	広域型						地域密着型			介護保険サービス外	
				特定施設入居者生活介護							
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設（老人保健施設）	介護医療院	介護付き有料老人ホーム	軽費老人ホーム（ケアハウス）	サービス付き高齢者向け住宅	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設入所者生活介護	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
たかはた東	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0
たかはた西	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
とよだ南	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
とよだ北	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
ひの西	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0
ひの東	1	2	0	4	0	0	3	0	0	2	0
ひらやま中央	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
ひらやま東	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
ひらやま西	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0

図　広域型施設の分布

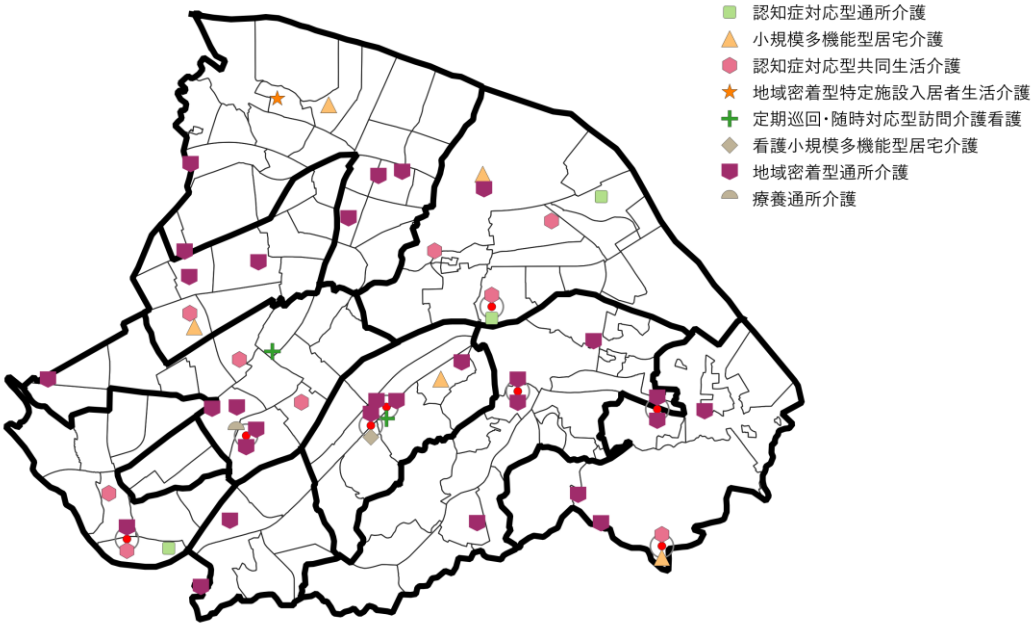


【居宅系サービス提供体制の配置】

令和8(2026)年11月現在

日常生活圏域	広域型								地域密着型						居宅介護支援
	訪問介護（ホームヘルプ）	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護（デイサービス）	通所リハビリテーション	短期入所生活介護（ショートステイ）	短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	通所介護（デイサービス）	療養通所介護	認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	
たかはた東	3	0	0	0	2	0	1	0	5	0	0	0	1	0	3
たかはた西	5	1	4	0	1	1	2	1	4	0	0	0	0	0	4
とよだ南	6	0	5	0	6	1	1	0	4	1	0	1	0	0	7
とよだ北	2	0	5	0	1	0	1	0	4	0	0	0	1	0	4
ひの西	8	0	2	1	2	0	0	0	4	0	0	0	1	0	8
ひの東	4	0	1	2	4	1	2	0	1	0	2	0	1	0	3
ひらやま中央	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	2
ひらやま東	3	0	5	0	2	0	1	0	4	0	0	1	1	1	3
ひらやま西	3	0	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1

図　地域密着型施設の分布



3　第５期の施策の実施状況

柱１ 複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進

重点事業の達成状況はいずれもB評価となっています。

また、施策の達成状況では、B評価が55.6%と最も高く、次いでA評価が38.9%となっています。

重点事業の達成状況

項目	達成状況	実施事項及び実績値
1102 地域ケア会議の推進	B	包括主催の地域ケア会議等から抽出した地域課題を、生活支援体制整備事業におけるコーディネーターの連絡会や、各包括にて実施する地区連絡会等で協議する場は設けることができた。 しかし、実際の活動としては包括ごとの取組にとどまっており、市の施策に結びつけるところまではできなかった。
1301 生活支援体制整備事業の実施と地域活動団体の育成	B	団体数としては目標未達で、活動継続が難しく終了した団体もあった。一方で依頼件数自体は年々伸びており、継続している団体については精力的に活動できている。団体の分布に偏りがあり、ニーズ等も加味しながらの検討課題としている。
1303 高齢者見守り支援ネットワークの充実 【重点事業】	B	対象高齢者：既存の登録者は高齢化で施設入所や逝去等で減少傾向、新規登録者は自己防衛意識の向上等で微増傾向の為。 推進員：担い手不足で目標値に届かず。 協力事業所：センター職員の呼びかけにより増加傾向

達成状況の評価基準
A評価　十分な効果があった（目標達成した）
B評価　おおむね効果があった（目標未達であるが改善まるいは現状維持）
C評価　課題が多く残った（目標未達で現状より悪化）
D評価　事業は行われなかった

表　施策の達成状況の評価

	A評価	B評価	C評価	D評価	合計
施策数	7	10	1	0	18
割合	38.9%	55.6%	5.6%	0.0%	100.0%

柱２：介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実

重点事業の達成状況は介護人材確保事業の実施はC評価、資格取得支援事業の実施はA評価となっています。

また、施策の達成状況では、A評価が47.1%と最も高く、次いでB評価が23.5%となっています。

重点事業の達成状況

項目	達成状況	実施事項及び実績値
2101 介護人材確保事業の実施【重点事業】	C	研修受講者数の減少が進み、費用対効果が低い。令和7年以降は、事業内容の見直しのため、研修は未開催。
2102 資格取得支援事業の実施【重点事業】	A	継続を要望する声が多い。申請から交付までの待機期間が長いという課題があったが、R8 年度から交付時期を見直し。年3回の一括交付から、申請月の翌々月末までの随時交付にすることで、待機期間を最大 5 ヶ月から 3 ヶ月に短縮した。

表　施策の達成状況の評価

	A評価	B評価	C評価	D評価	廃止	合計
施策数	8	4	3	1	1	17
割合	47.1%	23.5%	17.6%	5.9%	5.9%	100.0%

柱３：高齢者のフレイル予防と介護予防の推進

重点事業の達成状況はいずれもB評価となっています。

また、施策の達成状況では、B評価が81.8%と最も高く、次いでA評価が18.2%となっています。

重点事業の達成状況

項目	達成状況	実施事項及び実績値
3105 介護予防･フレイル予防普及啓発事業【重点事業】	B	介護予防教室、体力測定会の実施を通じて、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行った。
3106 地域介護予防活動支援事業の推進【重点事業】	B	新規の団体立上げは R7 のみ 0 団体で目標未達ではあったが、概ね継続的に立上げができている。また、R7 から委託先に専門職が任用されたことに伴い、地域の専門職との関係構築･連携が大きく進んだ。

表　施策の達成状況の評価

	A評価	B評価	C評価	D評価	合計
施策数	2	9	0	0	11
割合	18.2%	81.8%	0.0%	0.0%	100.0%

柱４：在宅療養体制の推進

重点事業の達成状況はB評価となっています。

また、施策の達成状況では、B評価が81.8%と最も高く、次いでA評価と廃止が各々9.1%となっています。

重点事業の達成状況

項目	達成状況	実施事項及び実績値
4101 在宅療養高齢者支援相談窓口の充実【重点事業】	B	相談件数は増加傾向。 件数は市立病院に委託した窓口での相談件数であるが、市立病院の利用者以外の相談も増えてきているため引き続き関係機関との連携や周知が必要。

表　施策の達成状況の評価

	A評価	B評価	C評価	D評価	廃止	合計
施策数	1	9	0	0	1	11
割合	9.1%	81.8%	0.0%	0.0%	9.1%	100.0%

柱５：認知症のある人とその家族を「共生」と「予防」の両面で支える仕組みの充実

重点事業の達成状況は、チームオレンジの設置以外はB評価となっています。

また、施策の達成状況では、B評価が63.6%と最も高く、次いでA評価が36.4%となっています。

重点事業の達成状況

項目	達成状況	実施事項及び実績値
5101 認知症のある人や家族を支える医療と介護の連携【重点事業】	B	人数及び件数のみで事業を評価できるものではありません。認知症初期集中支援チーム連携会議を開催し、医療予防部会にて事例の共有・周知を行い、事業の在り方を検討します。
5201 認知症サポーターの養成【重点事業】	B	受講後の活躍の場やその受け皿が少ない。
5301 認知症当事者及び介護者の交流を通した認知症バリアフリーの推進【重点事業】	B	地域の中で孤立しがちな認知症の方や家族が、いつでも気軽に参加できるような場を提供し、専門家への相談や地域の人との相互交流を通して介護負担の軽減や悩みを解消できるような活動を実施することができた。課題としては、参加者主体のミーテイング運営や、病識の理解までには至っていない。今後は他市の活動状況などを参考に、課題を検討していけるよう取り組んでいく。
5302 チームオレンジの設置【重点事業】	A	チームオレンジが2か所立ち上がった。今後は、現存するチームオレンジの継続支援を行っていく。

表　施策の達成状況の評価

	A評価	B評価	C評価	D評価	廃止	合計
施策数	4	7	0	0	0	11
割合	36.4%	63.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

柱６：高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ安心して暮らせる支援の充実

重点事業の達成状況はB評価となっています。

また、施策の達成状況では、B評価が56.0%と最も高く、次いでA評価が40.0%となっています。

重点事業の達成状況

項目	達成状況	実施事項及び実績値
6501 災害時及び災害に備えた地域での避難行動要支援者の支援体制づくり【重点事業】	B	個別避難計画の作成について、作成者や避難支援等実施者の不足により、思うように作成件数が簿伸びていない。

表　施策の達成状況の評価

	A評価	B評価	C評価	D評価	廃止	合計
施策数	10	14	0	1	0	25
割合	40.0%	56.0%	0.0%	4.0%	0.0%	100.0%

表　施策の達成状況　総括表

			A評価	B評価	C評価	D評価	廃止	合計
柱１	複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進	施策数	7	10	1	0	0	18
		割合	38.9%	55.6%	5.6%	0.0%	0.0%	100.0%
柱２	介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実	施策数	8	4	3	1	1	17
		割合	47.1%	23.5%	17.6%	5.9%	5.9%	100.0%
柱３	高齢者のフレイル予防と介護予防の推進	施策数	2	9	0	0	0	11
		割合	18.2%	81.8%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
柱４	在宅療養体制の推進	施策数	1	9	0	0	1	11
		割合	9.1%	81.8%	0.0%	0.0%	9.1%	100.0%
柱５	認知症の人 とその家族を「共生」と「予防」の両面で支える仕組みの充実	施策数	4	7	0	0	0	11
		割合	36.4%	63.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
柱６	高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ安心して暮らせる支援の充実	施策数	10	14	0	1	0	25
		割合	40.0%	56.0%	0.0%	4.0%	0.0%	100.0%
合　計		施策数	32	53	4	2	2	93
		割合	34.4%	57.0%	4.3%	2.2%	2.2%	100.0%

4　アンケート調査結果から見えるポイント

令和7（2025）年度に実施したアンケート調査結果について、第5期計画の6本の柱ごとに、特徴を整理しました。

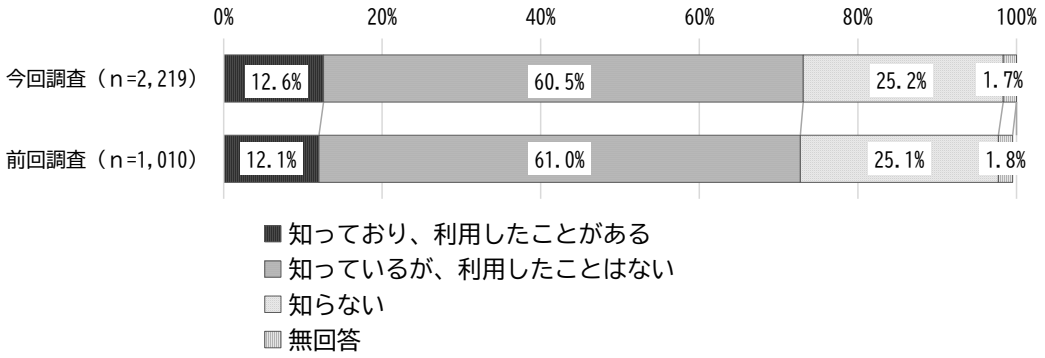
柱1　複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進

①　地域包括支援センターの認知度

地域包括支援センターの認知度については、「知っているが、利用したことはない」が最も高く、次いで「知らない」の順となっています。

前回調査の自立と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」　問4（8）



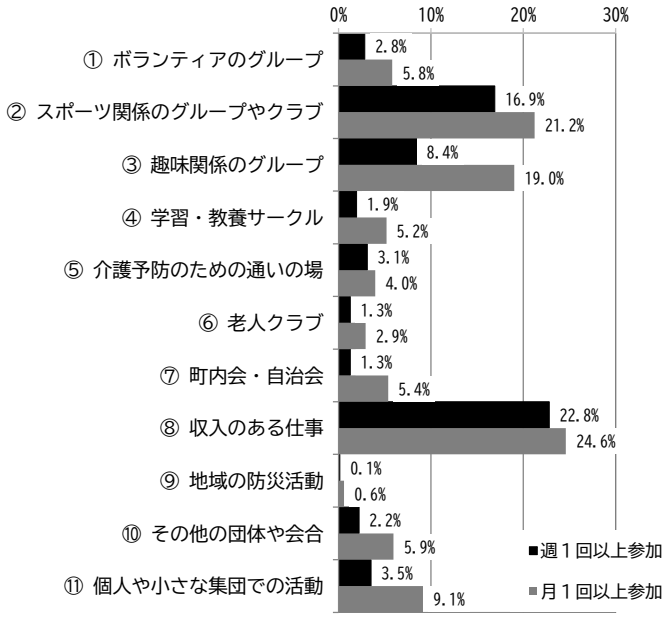
②　現在の各種活動への参加状況

全体では、いずれも「参加していない」が最も高くなっています。

「週4回以上」参加する割合が最も高いのは、「⑧　収入のある仕事」となっています。

週1回以上参加する割合が高いのは、「⑧　収入のある仕事」、次いで「②　スポーツ関係のグループやクラブ」となっています。

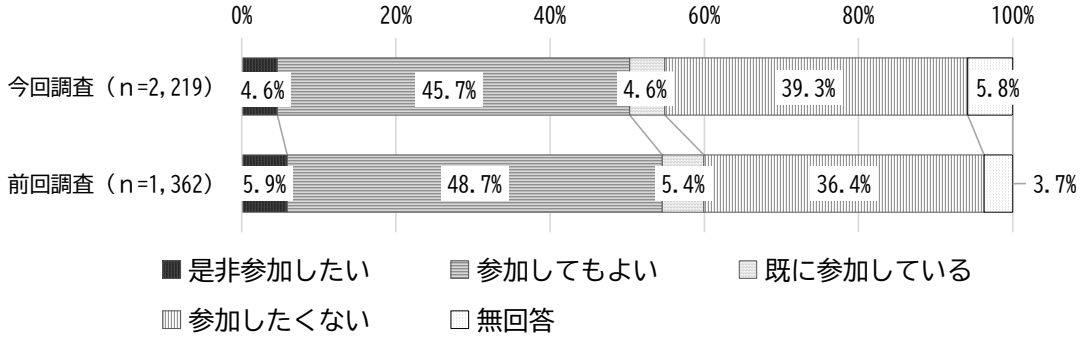
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問5（1）①～⑪



③　地域での活動に、参加者としての参加意向

地域での活動に参加したいかどうかについては、「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」をあわせると、約 55％の人が何かの活動に参加したい意向を示しています。これを令和4（2022）年度調査の約 60％と比較すると、約5ポイント低下しています。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問５（３）

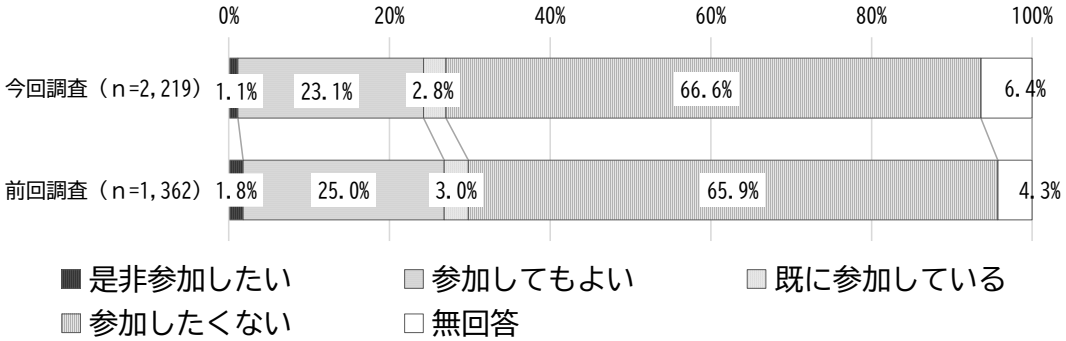


④　地域での活動に、お世話係としての参加意向

地域での活動に、「お世話係」として参加したいかどうかについては、「是非参加したい」「参加してもよい」「すでに参加している」をあわせると、約 27％の人が何かの活動に参加したい意向を示しています。

これを令和4（2022）年度調査と比較すると、「参加したくない」への比率はほぼ同じです。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問５（４）

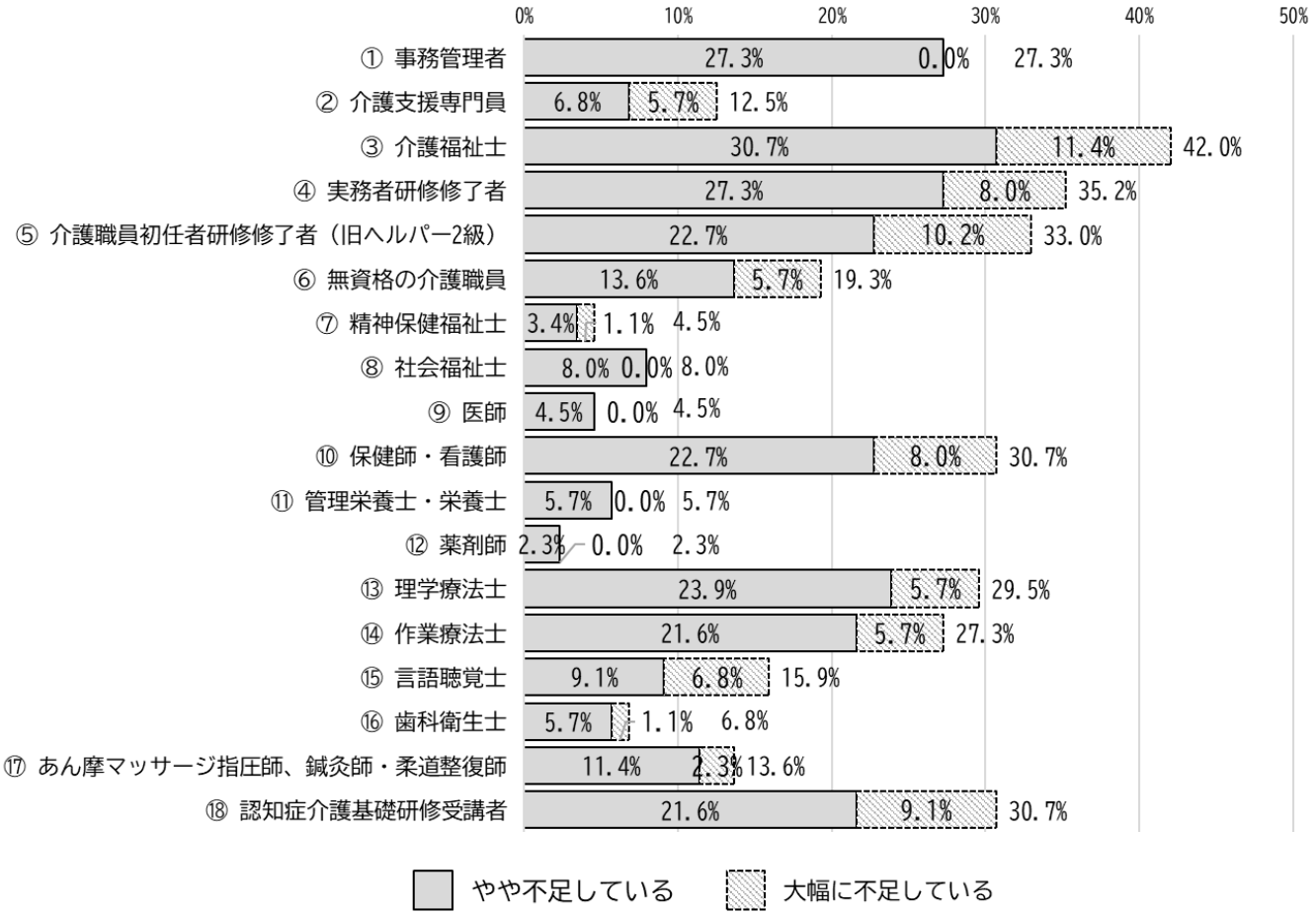


柱２　介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実

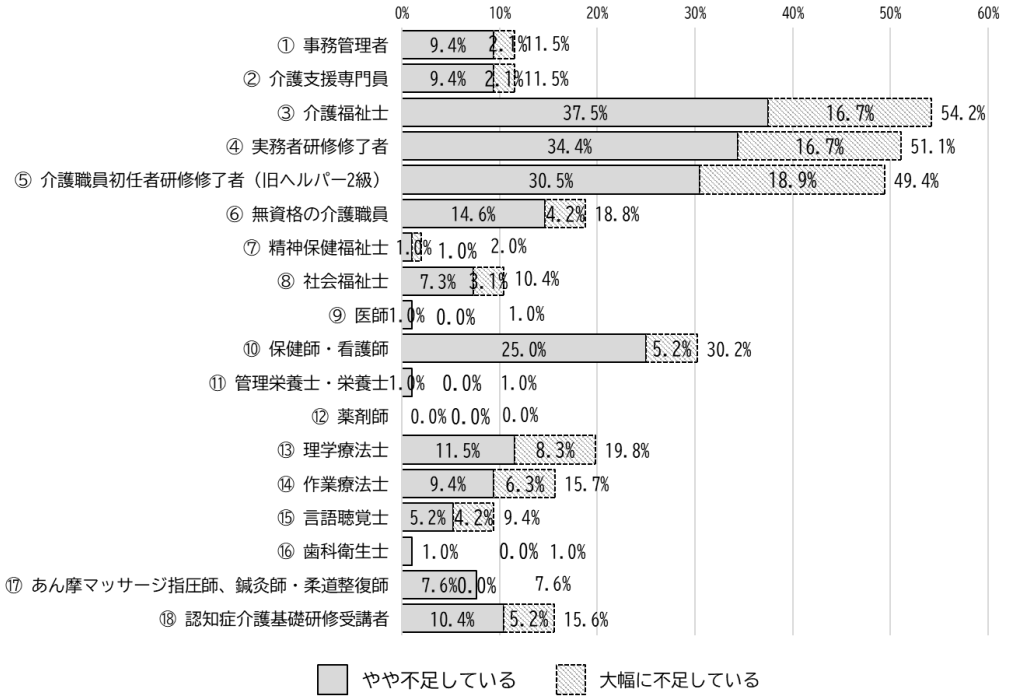
①　各職種の充足状況

各職種の充足状況は、「大幅に不足している」は介護福祉士、介護職員初任者研修修了者（旧ヘルパー2級）が 10％を超えているものの、前回調査と比較すると、「大幅に不足している」「やや不足している」の割合は低くなっています。また、前回調査と比較すると、事務管理者、理学療法士、作業療法士、認知症介護基礎研修受講者の不足割合が高くなっています。

「【居所変更実態調査・介護人材実態調査】居住・施設系事業者向け調査」問23
「【介護人材実態調査】通所系介護サービス事業者向け調査」問４
「【介護人材実態調査】訪問系介護サービス事業者向け調査」問４（計88事業所）

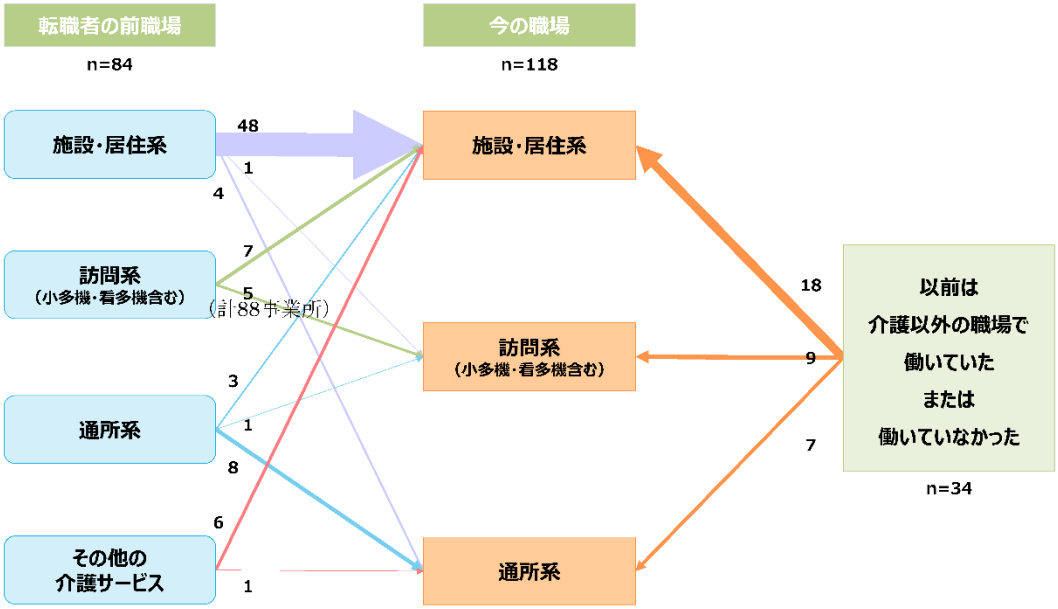


【参考　前回調査（計96事業所）】



介護保険サービス間で移動のあった人の動向をみると、全体的には「施設・居住系」サービスに人が集まる反面、訪問系・通所系には人が集まりにくくなっています。

過去1年間の介護職員の職場の変化
（同一法人・グループ内での異動は除く）（計84人）

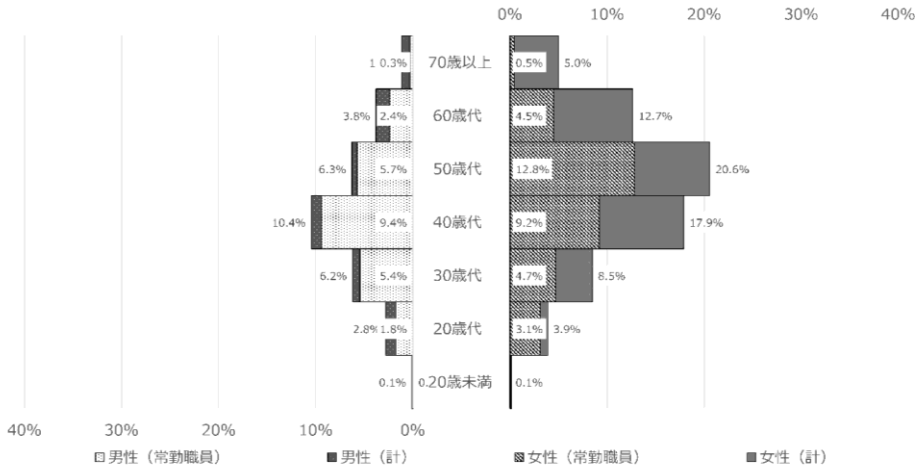


②　雇用形態別の年齢構成

雇用形態別の年齢構成でみると、常勤職員は40代の男性、50代の女性が最も高くなっています。

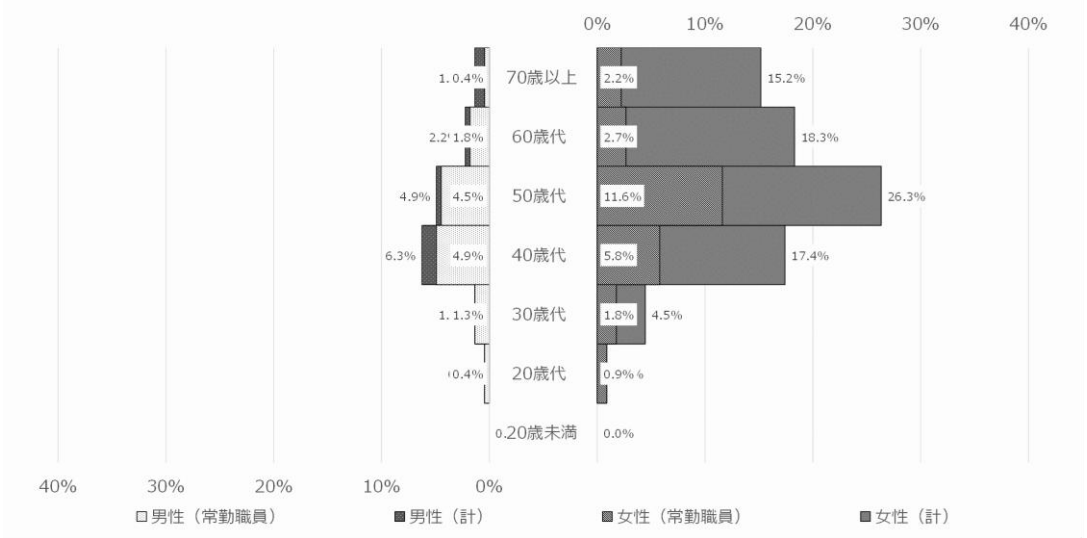
また、60 代、70 代以上も多く、特に非常勤は女性の割合が高くなっているのが特徴です。

性別・年齢別の雇用形態の構成比（全サービス系統合計、n=1,083）



訪問系サービスでは、女性の割合が高く、60 代、70 代が全体の3割を超えています。

性別・年齢別の雇用形態の構成比（訪問系、n=224）



柱３　高齢者のフレイル予防と介護予防の推進

（１）運動機能・認知機能に課題がある人との比較

運動機能に課題がある人とは、
日常生活圏域ニーズ調査の中で、
問2-（１）からだを動かすことについて 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか。（1つ選択）
問2-（２）椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。（1つ選択）
問2-（３）15分位続けて歩いていますか。（1つ選択）
問2-（４）過去１年間に転んだ経験がありますか。（1つ選択）
問2-（５）転倒に対する不安は大きいですか。（1つ選択）
この５項目のうち、３項目以上に「該当」した人が運動機能に「課題あり」です

引用：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査　実施の手引き
厚生労働省老健局介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

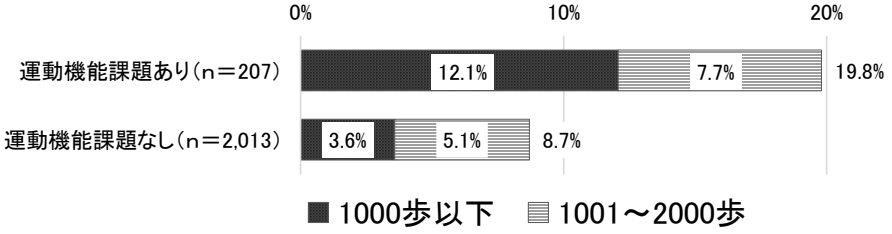
認知機能に課題がある人とは、
日常生活圏域ニーズ調査の中で、
「問４毎日の生活について」の「（１）物忘れが多いと感じますか」で、「１．はい」に該当する選択肢に回答された人

引用：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査　実施の手引き
厚生労働省老健局介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

①　１日の歩数

歩数との関係をみると、運動機能に課題のある人は 1000 歩以下が最も高くなっており、運動機能に課題のない人とは傾向が異なっています。

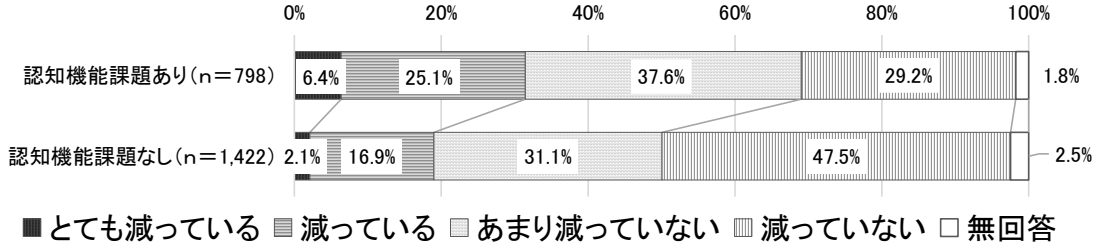
歩数と運動機能に課題がある人との関係
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問２（14）



②　昨年と比べて外出頻度の低下

昨年と比べて外出頻度の低下の有無との関係をみると、認知機能に課題のある人は「減っていない」の割合が 29.2%と、認知機能に課題のない人と比較して低くなっています。

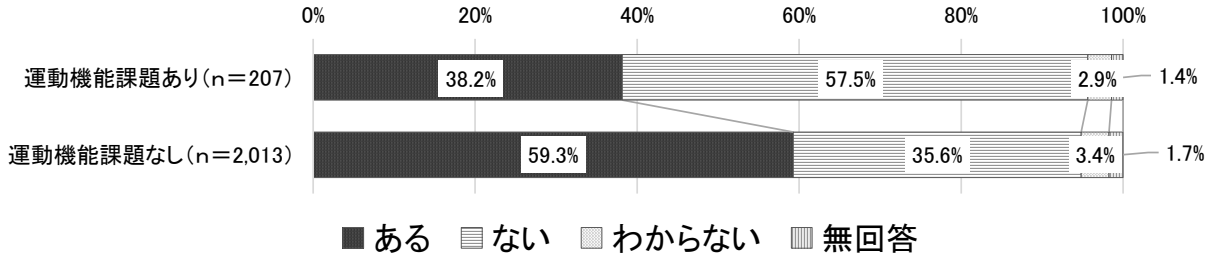
昨年と比べて外出頻度の低下の有無と認知機能に課題がある人との関係
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問２（７）



③　自宅以外で過ごす場所の有無との関係

自宅以外で過ごす場所の有無との関係をみると、運動機能に課題のある人は自宅以外で過ごす場所は「ない」に回答している人が 57.5%と高く、運動機能課題なしの人とは傾向が異なっています。

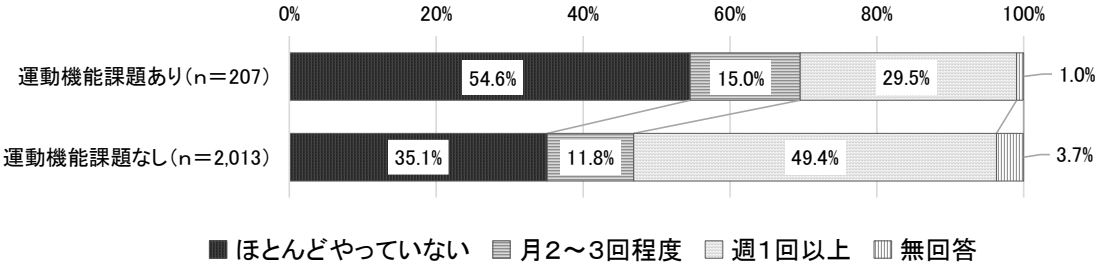
自宅以外で過ごす場所の有無と運動機能に課題がある人との関係
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問４（７）



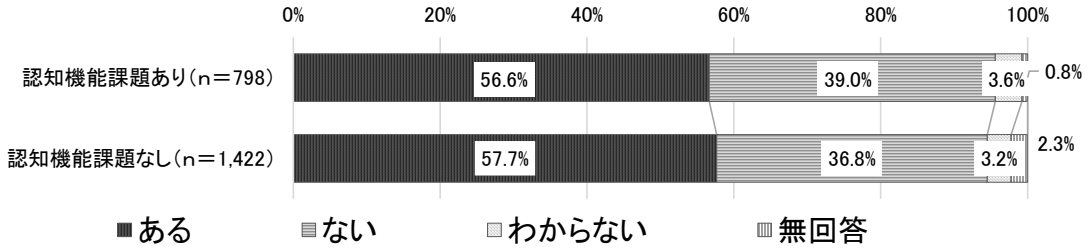
④　介護予防（体操や運動）に取り組む意向の有無との関係

介護予防（体操や運動）に取り組む意向の有無との関係をみると、運動機能に課題のある人は「ほとんどやっていない」への回答が 54.6%と最も高くなっています。また、認知機能に課題のある人の場合、「ある」への回答が 56.6%とやや高くなっています。

介護予防（体操や運動）に取り組む意向の有無と運動機能に課題がある人との関係
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問２（９）



介護予防（体操や運動）に取り組む意向の有無と認知機能に課題がある人との関係
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問２（９）



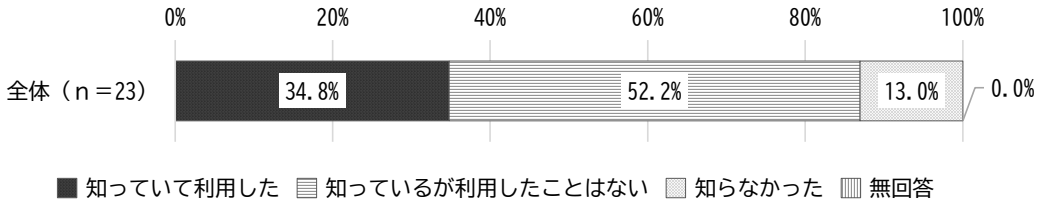
柱４　在宅療養体制の推進

（１）在宅療養支援センターの周知度と利用した効果

①　周知度

在宅療養支援センターの周知度は、「知っているが利用したことはない」が 52.2%と最も高くなっています。

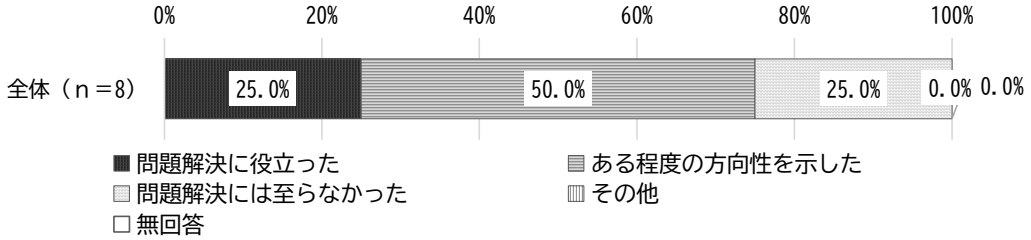
「在宅生活改善調査」居宅介護支援事業所向け調査　問34



②　利用した結果

利用した8事業所では、「ある程度の方向性を示した」が最も高くなっています。

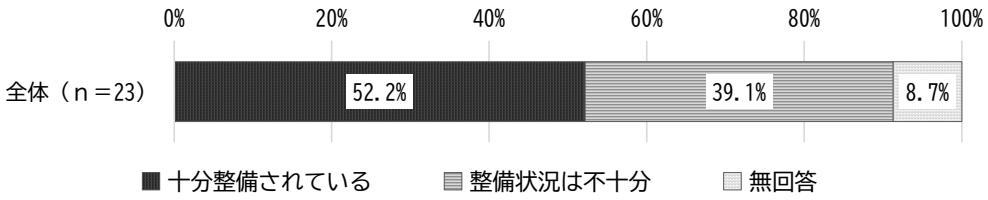
「在宅生活改善調査」居宅介護支援事業所向け調査　問35



（２）在宅医療に関する評価について

在宅療養に関する評価としては、「十分に整備されている」が半数を超えています。

「在宅生活改善調査」居宅介護支援事業所向け調査　問37

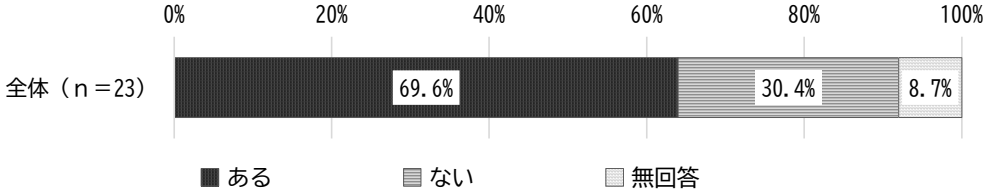


（3）医療との連携について

①　退院時の支援について

居宅介護支援事業所では、医療との連携で、退院時に十分な情報を得られなかったことの経験の有無は、「ある」が 69.6%となっています。その中でも指摘が多いのは、「MSWが配置されておらず、医師や看護師から話を聞くことができなかったため」が最も多くなっています。

「在宅生活改善調査」居宅介護支援事業所向け調査　問25



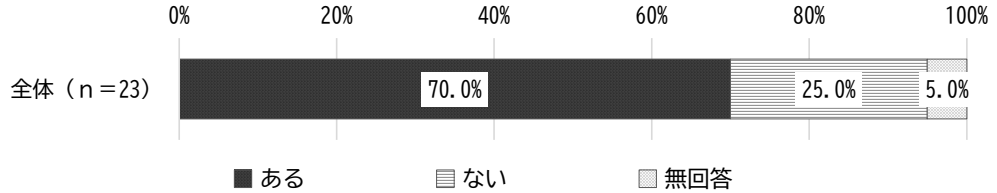
その理由　「在宅生活改善調査」居宅介護支援事業所向け調査　問26

	市内	市外
ＭＳＷが配置されておらず、医師や看護師から話を聞くことができなかったため	3	7
医師等が忙しく、話を聞く十分な時間が得られなかったため	3	4
医療知識が不足しており、医療職との意思疎通が難しかったため	0	2
カンファレンスの必要性を認識してくれず、カンファレンスを適時に開催できなかったため	1	7
医療機関（医師等）が訪問看護事業所との連携で完結してしまい、貴事業所と連携してくれなかったため	3	6
医療機関との情報をやり取りするための連携ツールがなかったため	1	5
個人情報保護を理由に、情報提供をしてくれなかったため	3	6
その他	1	3

②　介護との連携

70.0%の医療機関では、在宅療養をしている高齢者を支援するにあたり、ケアマネジャーや介護事業所（地域包括支援センターを含む）との連携の必要性があると回答しています。

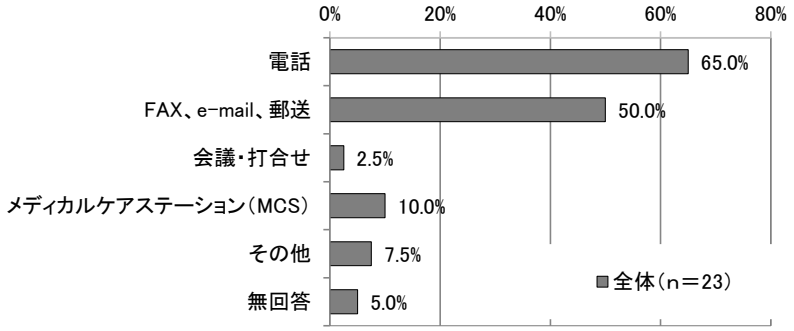
在宅療養をしている高齢者を支援するにあたり、
ケアマネジャーや介護事業所（地域包括支援センターを含む）との連携の必要性
「医療機関向け調査」　問28



③　ケアマネジャーや介護事業所との情報共有手法

医療機関がケアマネジャーや介護事業所と情報共有する手法は、「電話」が 65.0%と最も高く、次いで「FAX、e-mail、郵送」が 50.0%となっています。

ケアマネジャーや介護事業所との情報共有手法
「医療機関向け調査」　問35

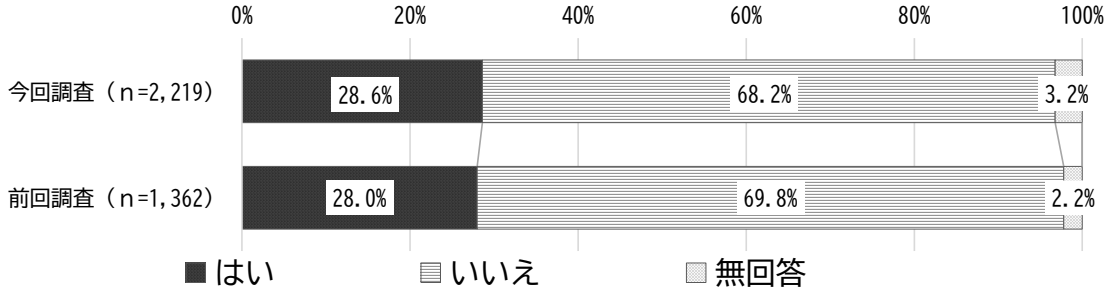


柱５　認知症のある人とその家族を「共生」と「予防」の両面で支える仕組みの充実

（１）認知症にかかる相談窓口の周知度

認知症にかかる相談窓口の周知度は、前回の調査同様、28.6%となっています。

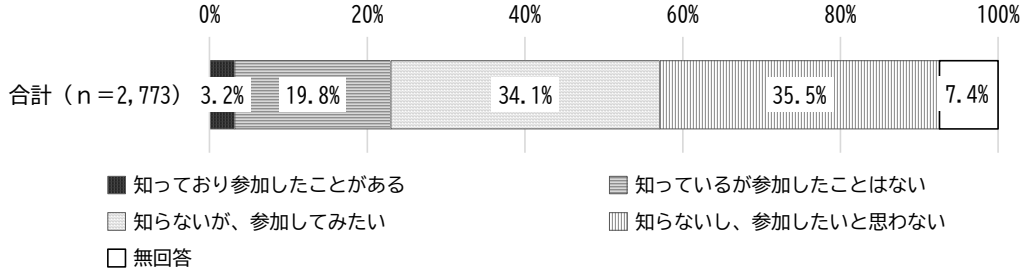
認知症に関する相談窓口を知っているか
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問９（２）



（２）認知症を知る月間の周知度

全体の3割以上の方が、「知らないが、参加してみたい」に回答しているのが特徴となっています。

認知症を知る月間を知っていますか
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問９（３）①
「在宅介護実態調査」Ｂ票　問20①

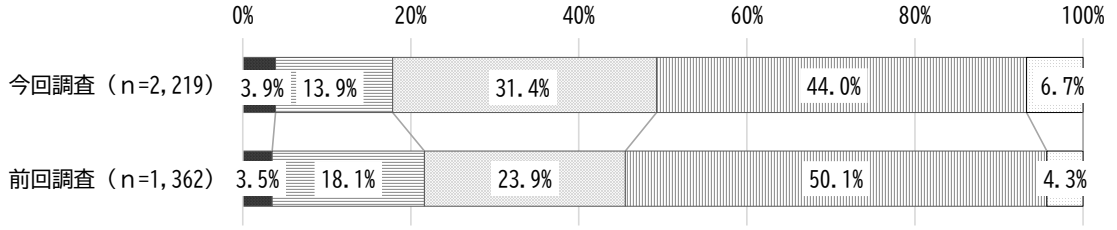


（3）認知症サポーター講座の周知度

全体的には、日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査ともほぼ同様の傾向となっています。

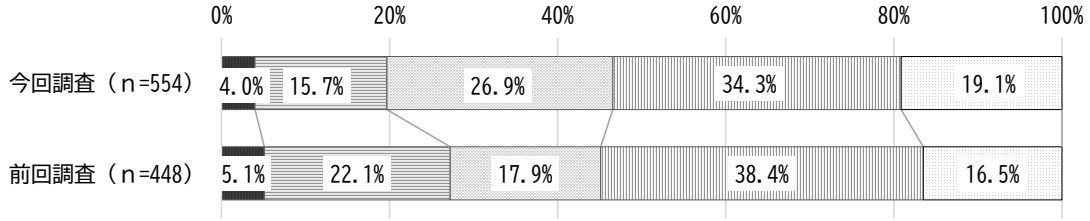
前回調査と比較すると、やや周知度が低下しています。

認知症サポーター講座の周知度
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問9（3）



■知っており参加したことがある
▤知っているが参加したことはない（理由をお書きください）
▨知らないが、参加してみたい
▥知らないし、参加したいと思わない（理由をお書きください）
□無回答

「在宅介護実態調査」問20（2）



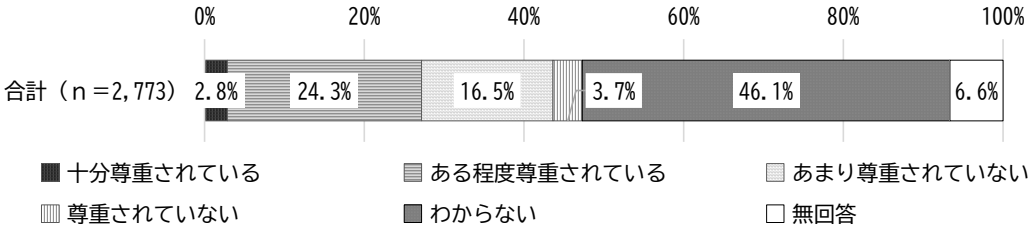
■知っており参加したことがある
▤知っているが参加したことはない　（理由をお書きください）
▨知らないが、参加してみたい
▥知らないし、参加したいと思わない　（理由をお書きください）
□無回答

（４）認知症のある人が尊重されているかどうか

認知症のある人が尊重されているかどうかは、「わからない」が 46.1%と最も高く、次いで「ある程度尊重されている」が 24.3%となっています。

「あまり尊重されていない」「尊重されていない」は20.2%となっています。

認知症のある人の意思が尊重されているかどうか
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問９（４）
「在宅介護実態調査」Ｂ票　問21

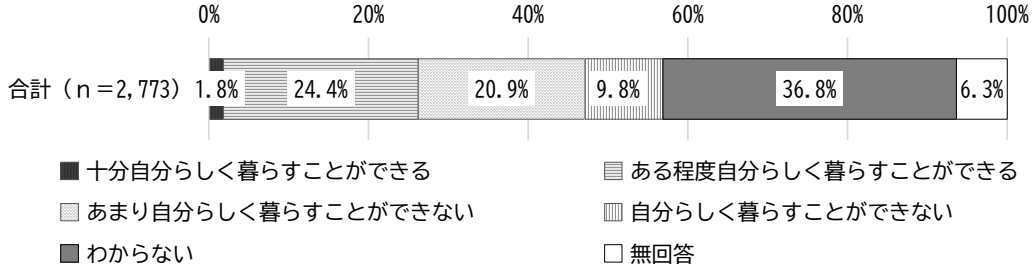


（５）認知症のある人が自分らしく暮らせるかどうか

認知症のある人が自分らしく暮らせるかどうかは、「わからない」が36.8%と最も高く、次いで「ある程度自分らしく暮らすことができる」が24.4%となっています。

「あまり自分らしく暮らすことができない」「自分らしく暮らすことができない」は30.7%となっています。

認知症のある人が自分らしく暮らせるかどうか
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問９（５）
「在宅介護実態調査」Ｂ票　問22



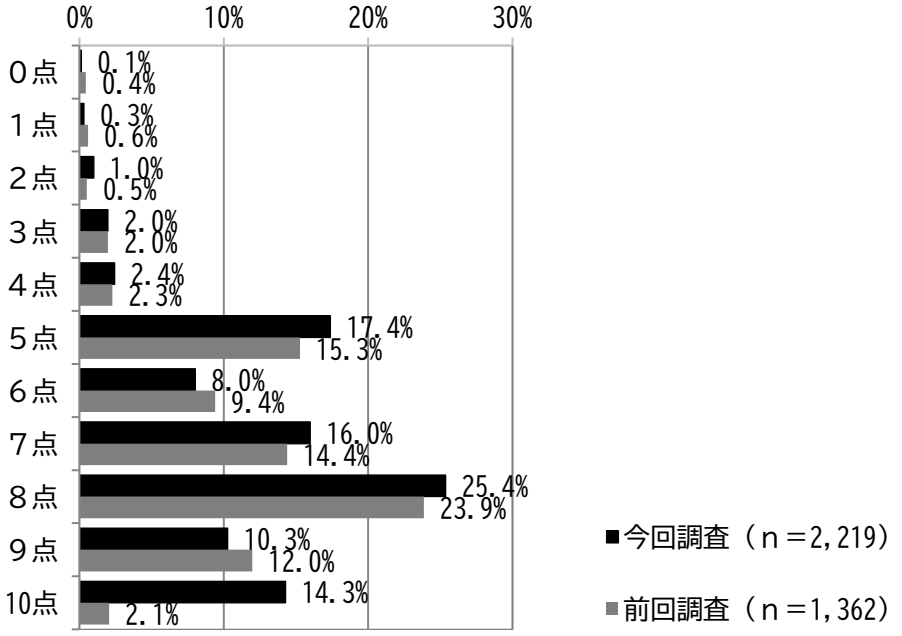
柱６　高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ安心して暮らせる支援の充実

（１）幸福度（10段階評価）

幸福度は、平均で 7.24 点となっており、最も多い点数分布はいずれも「８点」となっています。

なお、前回調査と比較すると、前回調査では 7.37 点であったため、幸福度の平均が 0.13 ポイント低くなっています。

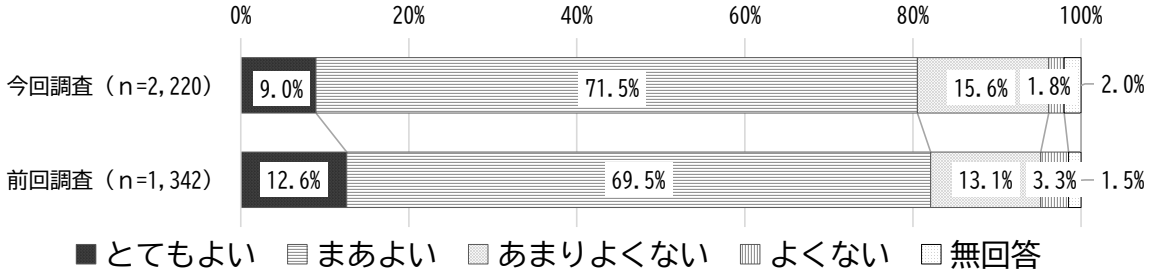
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問８（２）



（２）健康状態

健康状態は「まあ良い」が 71.5％となっています。前回調査とはほぼ同様の傾向となっています。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問８（１）

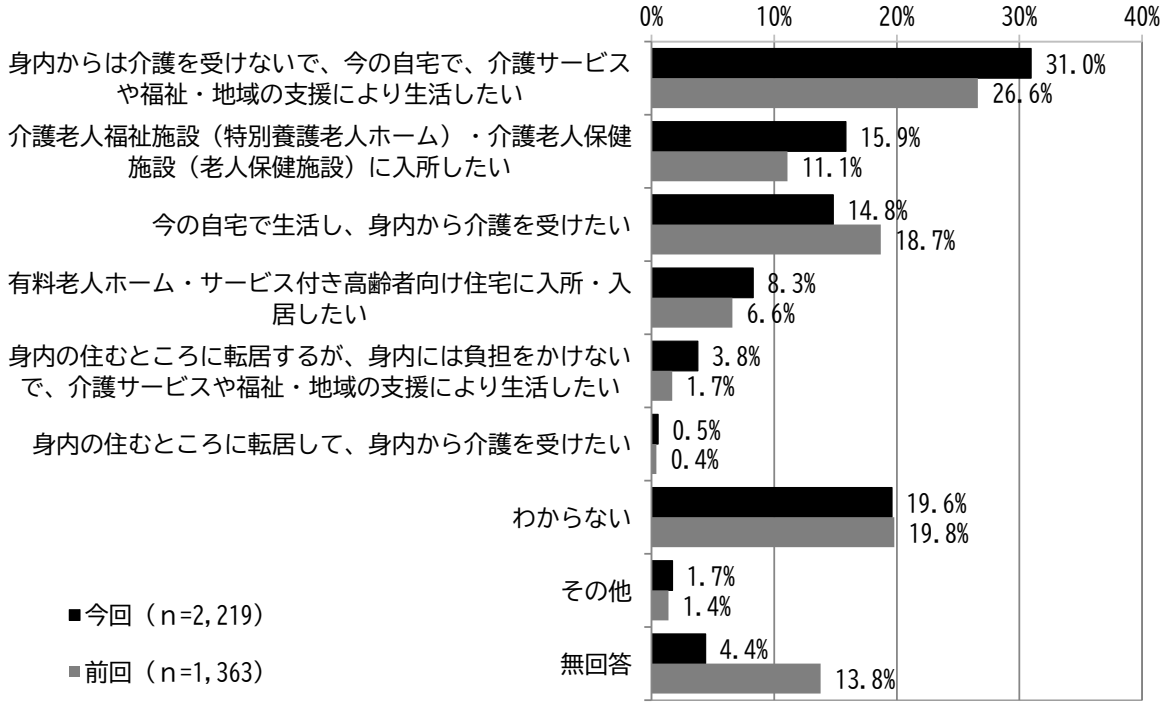


（3）介護を受ける際に、どこで生活したいか

介護を受ける際の生活の場所は、「身内からは介護を受けないで、今の自宅で、介護サービスや福祉・地域の支援により生活したい」が最も多く、次いで「わからない」の順となっています。

前回調査と比較すると、「身内からは介護を受けないで、今の自宅で、介護サービスや福祉・地域の支援により生活したい」がやや高くなっています。

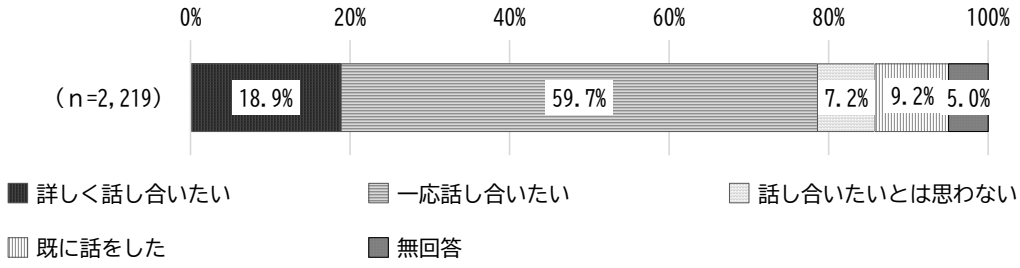
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問11（1）



（4）あなたご自身が人生の最終段階で受けたい、あるいは受けたくない医療やケアについての話し合い

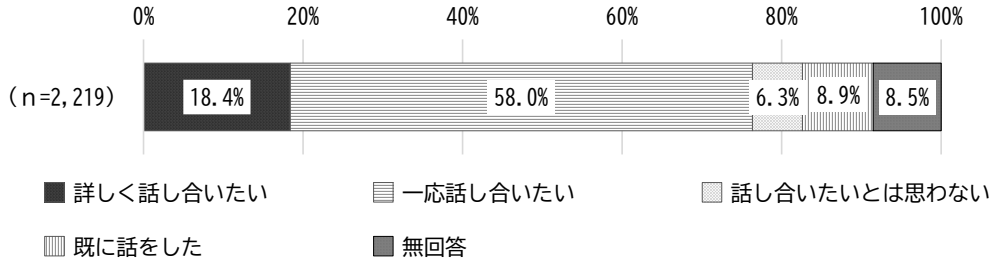
あなたご自身が人生の最終段階で受けたい、あるいは受けたくない医療やケアについての話し合いは、「一応話し合いたい」が 59.7%と最も高く、次いで「詳しく話し合いたい」が約 19%となっています。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」問11（3）



（５）あなたの大切な人（家族など）が人生の最終段階で受けたい、あるいは受けたくない医療やケアについての話し合い

あなたの大切な人（家族など）が人生の最終段階で受けたい、あるいは受けたくない医療やケアについての話し合いは、「一応話し合いたい」が 58.0％と最も高く、次いで「詳しく話し合いたい」が 18.4％となっています。



5　日野市の課題

前述の国や都の動向、高齢者の人口動態や基礎調査結果等の状況から、以下の通り、施策の柱ごとに本市の課題を整理いたしました。

柱１の課題　地域包括ケアシステムの更なる深化が必要です。

① 年齢別人口をみると、高齢化率はあまり変わらないものの、要介護になるリスクが高い75歳以上の人数や、単身世帯の増加が予測されるため、地域包括支援センターを中核とした支援体制をより充実することが必要です。

② また、地域課題を包括と生活支援コーディネーター連絡会や地区連絡会で共有できる仕組みはできたものの、市の施策に結びつけて活動していくことが課題となっています。

③ 市民に対する地域包括支援センターの周知度も前回とほぼ同様のため、相談の内容を含め、周知の継続が必要です。

柱２の課題　介護を支える担い手の確保が必要です。

① 介護人材の不足が続いており、特に介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者（旧ヘルパー2級）で顕著となっています。また、従業者の高齢化も深刻であるため、特に訪問系サービスでは50歳代以上が全体の6割前後となっており、特に若い働き手の確保が課題となっています。

② 介護支援専門員（ケアマネジャー）等の不足も深刻化しており、市内事業所の状況に応じた対応が必要です。

③ 国と都の人材確保策との連携をとりつつ、関係機関と連携しながら対応を進めることが必要となっています。

柱３の課題　高齢者が地域での活動を行いやすい環境づくりが必要です。

① 日常生活圏域ニーズ調査におけるアンケート結果をみると、地域向けの活動については、「活動したい」という人は多いものの、実際の活動している高齢者の割合は低くなっています。

② 今後は、参加の希望をかなえるため、既存活動とのマッチングや、多様な活動形態など、より参加しやすくするための工夫が課題となっています。

③ また、地域活動に多様な形で参加することで、運動機能や認知機能の改善にもある程度の効果が見込まれるため、その人に応じた外出の機会の確保と必要な支援を行うことや、介護予防の大切さを周知することで、フレイル予防等を進めることが求められています。

柱４の課題　在宅療養体制の更なる充実が必要です。

① アンケート結果からみると、在宅療養支援センターについてのケアマネジャーへの周知度は高いものの、実際の利用率は低くなっており、課題となっています。
② 在宅と医療との連携は、特に市外の医療機関でMSWの未配置や、カンファレンスの必要性を認めないケースがあり、今後の改善が課題となっています。

柱５の課題　認知症のある方の意思の尊重や、自分らしく暮らせるための支援の充実が必要です。

① 令和6（2024）年に制定された「認知症基本法」の考え方に基づき、認知症のある方の社会参加や意思決定の支援を行うなどの施策を進めることが必要です。
② アンケート結果によれば、認知症のある人の意思の尊重や、自分らしく暮らせるかどうかについては、半数近くの人が厳しい評価をしており、今後の課題となっています。
③ 認知症に関する講座等についても、知らない人や、知っている人でも参加はしない人も多く、これらの人にどのように参加につなげていくかが課題となっています。

柱６の課題　高齢者が尊厳を保持しながら、最期まで安心して暮らせる支援の充実

①今後受けたい介護については、「身内からは介護を受けないで、今の自宅で、介護サービスや福祉・地域の支援により生活したい」の意向が高いため、これを実現するための介護サービスや、地域の支援体制を充実させることが課題となっています。
②人生の最終段階での介護の在り方について、既に話をしている人は少ないものの、今後、話し合いたいという意向は多く、必要な情報提供や、支援体制の充実を図ることが課題となっています。
③社会福祉法等の一部を改正する法律の趣旨をふまえ、身寄りのない高齢者等への支援体制を構築していく必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１　本市の目指す姿

近年の社会動向や、制度改正、日野市の状況を踏まえ、日野市の目指すべき姿は第5期の考え方を継承して、目指す姿を「いつまでも安心して　自分らしく暮らせるまち　日野」と設定します。

高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、身体状況や認知症の有無にかかわらず住み慣れた地域で個人の尊厳が守られつつ、必要なサービスや支援を受けながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目指します。

また、高齢者福祉施策を進めるための根幹となる考え方を示すものとして、3つの基本理念を設定します。さらに、目指すべき姿を達成するため、6つの施策の柱を定め、柱ごとに具体的な取組の内容と重点事業を位置づけています。

目指す姿

いつまでも安心して　自分らしく暮らせるまち　日野

２　基本理念

（１）高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援します。

「尊厳の保持」「自立した日常生活」は、介護保険法第1条に記述されています。介護等が必要になったり、認知症になっても、住み慣れた地域で「自分の意志」で「自分らしく」暮らすことができるよう、情報提供及びサービスの充実を図ります。

なお、「自分らしく暮らせる」とは、その人の身体状況や経済状況に関係なく、「このようにして生活したい」と思う生活ができる姿を目指しています。

（２）地域包括ケアシステムの推進を図ります。

地域包括ケアシステムについては、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」という5分野のサービスを一体的にとらえることで、総合的な視点から高齢者福祉施策を「漏れなく・無駄なく・垣根なく」展開します。

また、いわゆる8050問題やダブルケアに代表されるように、高齢化の進展に伴い高齢者本人だけでなく、世帯全体に多様かつ複合的な課題が表出しています。これらに対応するため、単に高齢分野の縦割りに留まらず、あらゆる属性・世代を超えて包括的に支援を形作る「重層的支援体制」の視点や手法を積極的に取り入れます。

（３）持続可能な支え合いの仕組みづくりを推進します。

高齢者自身が各種サービスの担い手として活躍することで、地域社会の活性化を図ることが期待されています。

年齢や立場に関係なく、高齢者を始めとした誰もが我が事として捉え、担い手としても参加しやすい仕組みづくりを進めるなど、持続可能な支え合いの仕組みづくりを進めます。

あわせて、介護保険サービスを担う人材の確保を進めるとともに、介護保険制度の健全な運用に努めます。

3　施策の柱

柱１　複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進

高齢化や核家族化の進展、コミュニティの衰退等により、地域や世帯の負担が増大する中、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者などが絡み合う複合的な課題への対応が急務となっています。

これに対し、地域包括支援センターの体制充実を図るとともに、制度の狭間にある課題を見逃さない包括的な相談・支援を実施します。

あわせて、重層的支援の視点による「地域づくり」や「参加支援」の取組と連動し、高齢者が支援の受け手にとどまらず、地域の担い手として自律的・能動的に参加できる社会を目指します。

施策の項目
- 地域包括支援センターの充実と「重層的支援体制」との連動
- 地域の担い手の人材発掘と育成
- 地域の支え合い体制の整備・充実

【柱1の課題】
①要介護のリスクの高い後期高齢者の増加や単身世帯の増加が見込まれる
②地域課題の発見や共有を市の施策に結び付けていく取り組みが必要
③地域包括支援センターの周知啓発の継続が必要
④「身内からは介護を受けないで今の自宅で、介護サービスや福祉・地域の支援により生活したい」の意向が高いため、これを実現するための介護サービスや、地域の支援体制を充実させることが課題

柱２　介護人材の確保と介護保険サービスの充実

介護人材不足が深刻化しており、関係機関等と連携しつつ、介護人材の確保を図ることが必要です。

また、介護保険事業サービスの充実を図るとともに、各種の生活支援サービスの充実を図ります。

施策の項目
- 介護人材の確保
- 施設・居住系サービスの充実
- サービスの質の確保と向上
- 家族介護者支援

【柱２の課題】
①介護人材の不足が続いており、従業者の高齢化も深刻であり、若い働き手の確保が必要
②介護支援専門員（ケアマネジャー）等の不足も深刻化しており、市内事業所の状況に応じた対応が必要。
③市の取り組みのみではなく、国都の人材確保策との連携や関係機関との連携が不可欠

柱３　高齢者のフレイル予防と介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく、健康で過ごせるよう健康づくりを支援することで、フレイル予防・介護予防の取組を充実します。

また、高齢者の健康維持等のため、関係機関との連携を図りながら施策を実施します。

施策の項目
- フレイル予防の推進
- 介護予防・重度化予防の推進

柱3の課題
①高齢者が地域活動を希望する割合に対して、実際の参加割合が低い
②既存活動とのマッチングや、多様な活動形態など、より参加しやすくするための工夫が課題
③外出機会等の確保や、介護予防の周知により、高齢者のフレイル予防等を進めることが必要

柱４　在宅療養体制の推進

在宅療養体制を推進するため、在宅療養高齢者支援相談窓口を活用して、市民や支援者の相談、関係機関との調整や周知を行います。

また、必要なときに在宅医療と介護が連携できるよう、医療と介護の有機的なネットワークの充実を図ります。さらに、各種データを集約し、適切な支援が行えるように活用します。

これらの取組を通じて、だれもが住み慣れた自宅等で人生の最終段階を過ごせるようにすることを目指します。

施策の項目
- 療養環境の充実
- 医療と介護の有機的なネットワークの整備

柱4の背景
①在宅療養支援センターのさらなる活用が課題
②在宅と医療との連携は、特に市外の医療機関との関係強化が課題

柱５　認知症のある人の支援体制の充実と意思の尊重

認知症のある人の意向が尊重され、いつまでもその人らしく暮らし、多様な活動に参加できる社会を実現するため、認知症のある人への支援を充実します。

また、認知症のある人の家族など向けに必要な情報提供や支援体制を充実します。

あわせて、市民向けに誰もが認知症のことを知り、支援の担い手になることができるような仕組みをより充実します。

施策の項目
- 認知症の周知啓発
- 認知症のある人及び介護者への支援
- 認知症のある人の社会参加の機会の確保等
- 認知症の早期診断、早期対応及び相談体制の充実
- 若年性認知症施策の推進

柱5の課題
①「認知症基本法」に基づき、認知症のある人の社会参加や意思決定の尊重や、必要な支援を行うことが課題。
②認知症のある人の意思が尊重され、自分らしく暮らせるかどうかについて、市民の実感としての浸透が必要
③認知症に関する知識の周知啓発の継続が必要

柱６　高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ安心して暮らせる支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく過ごせるよう高齢者自身の取組と高齢者を支えるサービスや仕組みの充実を目指します。

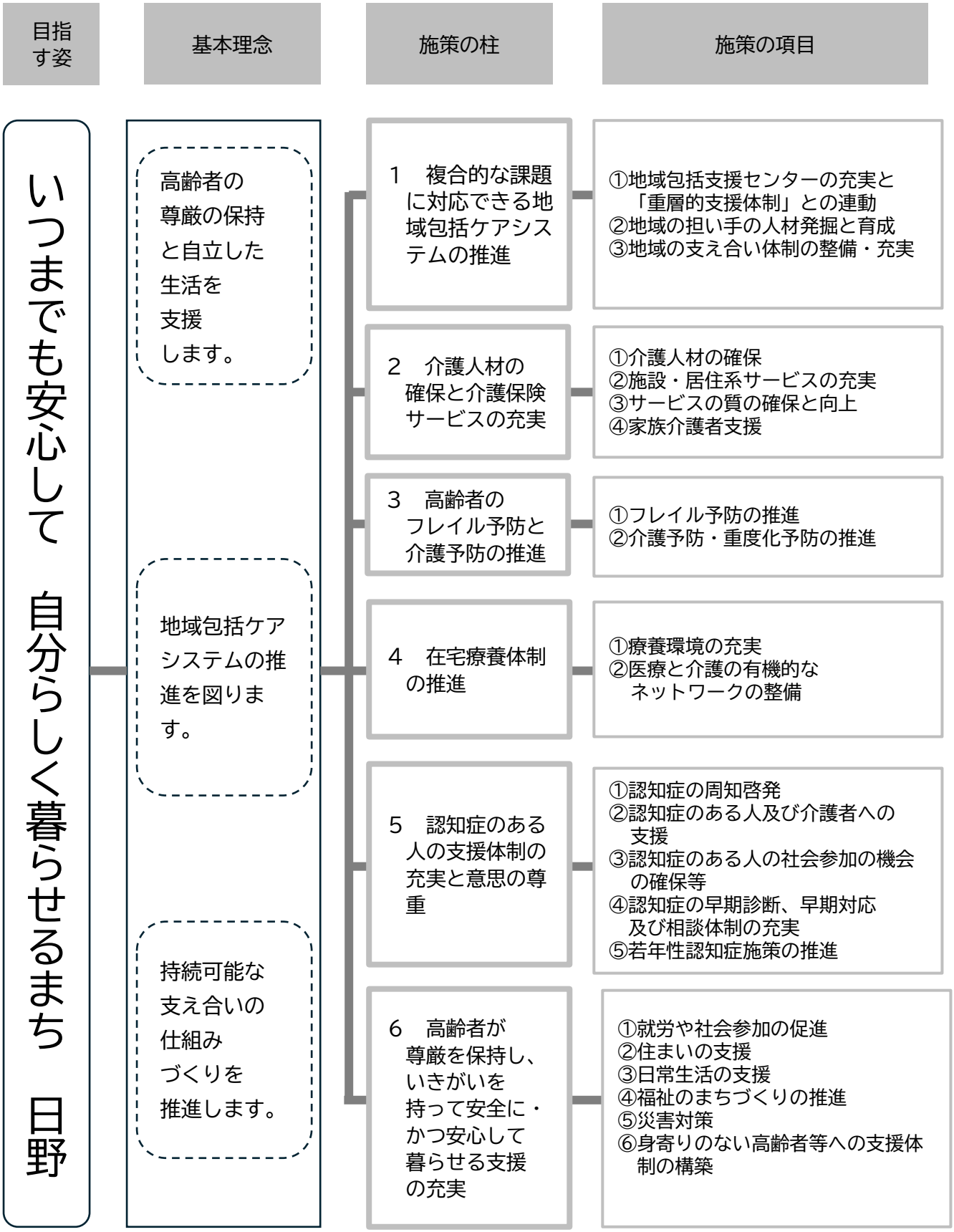
また、災害などが発生した場合でも、高齢者が安心して生活でき、安全が確保されるような仕組みの充実を図るとともに、身体機能等が低下しても、住み慣れた家で住み続け、安心して最期を迎えることができるよう、支援の充実を図ります。

施策の項目
- 就労や社会参加の促進
- 住まいの支援
- 日常生活の支援
- 福祉のまちづくりの推進
- 災害対策

柱6の課題
①「身内からは介護を受けないで、今の自宅で、介護サービスや福祉・地域の支援により生活したい」の意向が高いため、これを実現するための介護サービスや、地域の支援体制を充実させることが課題
②人生の最終段階での介護の在り方などの終活支援について、必要な情報提供や、支援体制の充実を図ることが課題。
③社会福祉法等の一部を改正する法律の趣旨をふまえ、身寄りのない高齢者等への支援体制を構築していくことが必要。

4　高齢者施策の体系

【施策体系図】



5　成果指標について

計画の達成状況を測定するため、基本理念等に関する成果指標と、各施策の柱に関する成果指標を設定しています。

成果指標には、施策の実施によって生じる効果をできる限り幅広い視点から把握できるよう、アウトカム指標を設定しています。

（１）基本理念等に関する指標

（指標１）幸福度（点数）

計画全体の指標として、「幸福度」を成果指標とします。

この指標は、計画期間中の各種施策の実施を通じて、本計画の目指す姿である「いつまでも安心して　自分らしく暮らせるまち　日野」の実現に近づくことが、高齢者の幸福度の向上につながるとの考えから設定するものです。

本指標は、日常生活圏域ニーズ調査により把握します。目標値は、第10期計画のための基礎調査における10～30万未満の都市の全国平均6.88を超えるように設定しています。

指標名	現状（令和７年）	目標値（令和11年）
幸福度	**7.24点**	**7点以上**

（指標２）介護サービスを受けて生活の質が高まったと思う人の割合

計画全体の2つ目の指標として、「介護サービスを受けて生活の質が高まったと思う人の割合」を成果指標とします。

この指標は、介護サービスの提供に加え、困りごとが生じた際の相談支援、認知症のある人への支援、高齢者の権利擁護など、複数の施策の柱に関係するものです。

本指標は、在宅介護実態調査により把握します。目標値は、近隣自治体の基礎調査における類似の調査項目の結果を参考に設定しています。

指標名	現状（令和７年）	目標値（令和11年）
介護サービスを受けて生活の質が 高まったと思う人の割合	**58.3%**	**60%以上**

（２）施策の柱に関する指標

柱１　「複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進」に関する指標

（指標１）福祉に関する相談が安心してできると考える高齢者の割合

本指標は、日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査により把握します。

「安心して相談ができる」と「ある程度安心して相談ができる」を合わせた割合を指標とします。本指標は、日野市独自の指標であるため、参考値はありませんが、目標値は一定数の上昇を目指すものとします。

指標名		現状（令和７年）	目標値（令和11年）
福祉に関する相談が安心してできると考える高齢者の割合	日常生活圏域ニーズ調査	50.1%	55%以上
	在宅介護実態調査	58.7%	60%以上

（指標２）地域活動に月に１回以上参加している人の割合

本指標は、日常生活圏域ニーズ調査により把握します。

11種類の地域活動のうち、1つ以上の活動に月に1回以上参加していると回答した人の割合を指標とします。目標値は、東京都による、令和7年度「高齢者の生活実態」調査における高齢者の各種活動への参加率が44.9％であったことを考慮し、設定しています。

指標名	現状（令和７年）	目標値（令和11年）
地域活動に月に1回以上参加している人の割合	57.4%	50%以上

参考　11種類の地域活動

- ボランティアのグループ
- 趣味関係のグループ
- 介護予防のための通いの場
- 町内会・自治会
- 地域の防災活動
- 個人や小さな集団での活動
- スポーツ関係のグループやクラブ
- 学習・教養サークル
- 老人クラブ
- 収入のある仕事
- その他の団体や会合

柱２　介護人材の確保と介護保険サービスの充実

（指標１）人材が不足している事業所の割合（低減目標）

本指標は、介護事業者向けアンケート調査により把握します。

介護人材の不足の程度が特に大きいサービス・職種を対象として、指標を設定します。

いずれも、人材が「やや不足している」と「大幅に不足している」を合わせた割合を指標とします。目標値は、公益財団法人介護労働安定センターの実施する「事業所における介護労働実態調査において、各事業所の「不足している」割合が、65.8％であったことから、全国的な水準を下回ることを前提に、現状値からさらに低減させる値を設定しています。

居宅介護支援事業所

指標名	現状（令和７年）	目標値（令和11年）
人材が不足している事業所の割合	**52.2%**	**50%以下**

訪問系サービス

指標名		現状（令和７年）	目標値（令和11年）
不足している事業所の割合	介護福祉士	**36.7%**	**35%以下**
	実務者研修修了者	**43.4%**	**40%以下**
	介護職員初任者研修修了者（旧ヘルパー２級）	**40.0%**	**40%以下**

（指標２） 要介護になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられると考える高齢者の割合

本指標は、日常生活圏域ニーズ調査により把握します。本指標は、日野市独自の指標であるため、参考値はありませんが、目標値は一定数の上昇を目指すものとします。

指標名	現状（令和７年）	目標値（令和11年）
要介護になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられると考える高齢者の割合	**51.7%**	**55%以上**

柱３　高齢者のフレイル予防と介護予防の推進

（指標）健康寿命

本市の健康寿命（要介護2まで）は、令和6年時点で男性83.58歳、女性86.46歳となっており、いずれも都内市部の平均を上回っています。また、都内市部における順位は、男性が3位、女性が9位となっています。

令和11（2029）年の目標値は、令和6年時点で都内市部において健康寿命が最も長い自治体の数値を参考に設定し、男性84.16歳、女性86.80歳とします。

指標名		現状（令和６年）	目標値（令和11年）
健康寿命（要介護２まで）	男性	**83.58 歳**	**84.16 歳**
	女性	**86.46 歳**	**86.80 歳**

資料：東京保健所長会方式による算定値

柱４　在宅療養体制の推進

（指標）在宅での看取りを希望する人の割合

本指標は、在宅介護実態調査により把握します。

「自宅や住んでいる場所での看取りを希望する」と回答した人の割合を指標とします。

目標値は、東京都による、令和7年度「高齢者の生活実態」調査における「人生の最期を迎えたい場所「として「自宅」を選択した方の割合がが33.2％であったことを考慮し、設定しています。

指標名	現状（令和７年）	目標値（令和11年）
在宅での看取りを希望する人の割合	**35.7%**	**35%以上**

柱５　認知症のある人の支援体制の充実と意思の尊重

（指標１）認知症のある人の意思が尊重されていると考える高齢者の割合

本指標は、日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査により把握します。

認知症基本法の考え方に基づき、認知症のある人の意思が「十分尊重されている」と「ある程度尊重されている」を合わせた割合を指標とします。本指標は、日野市独自の指標であるため、参考地はありませんが、目標値は一定数の上昇を目指すものとします。

指標名		現状（令和７年）	目標値（令和11年）
認知症のある人の意思が尊重されていると考える高齢者の割合	日常生活圏域ニーズ調査	24.9%	30%以上
	在宅介護実態調査	36.1%	40%以上

（指標２）認知症のある人が自分らしく暮らせると考える高齢者の割合

本指標は、日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査により把握します。

「十分自分らしく暮らすことができる」と「ある程度自分らしく暮らすことができる」を合わせた割合を指標とします。本指標は、日野市独自の指標であるため、参考地はありませんが、目標値は一定数の上昇を目指すものとします。

指標名		現状（令和７年）	目標値（令和11年）
認知症のある人が自分らしく暮らせると考える高齢者の割合	日常生活圏域ニーズ調査	24.0%	30%以上
	在宅介護実態調査	35.0%	40%以上

柱６　高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ安心して暮らせる支援の充実

（指標）高齢者の人権や権利が守られていると考える高齢者の割合

本指標は、日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査により把握します。

「十分守られている」と「ある程度守られている」を合わせた割合を指標とします。

本指標は、日野市独自の指標であるため、参考地はありませんが、目標値は一定数の上昇を目指すものとします。

指標名		現状（令和７年）	目標値（令和11年）
高齢者の人権や権利が守られていると考える高齢者の割合	日常生活圏域ニーズ調査	51.0%	55%以上
	在宅介護実態調査	61.6%	65%以上

第４章　高齢者施策の展開と管理目標

１　個別事業の今後の方針

柱１　複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進

【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
１複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進	（１）地域包括支援センターの充実と「重層的支援体制」との連動	1101～1104
	（２）地域の担い手の人材発掘と育成	1201～1208
	（３）地域の支え合い体制の整備・充実	1301～1306

（１）地域包括支援センターの充実と「重層的支援体制」との連動

1101　地域包括支援センターの相談・支援体制の充実

【概要】及び【方向性】	【拡充】 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核的な機関として、総合相談や権利擁護など、地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援しています。地域包括ケアシステムの深化、さらには地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターの更なる充実が求められています。地域包括支援センターの適切な評価に基づく機能強化を行いつつ、人員確保やセンター職員の能力向上に努め、困難で複合的な課題への対応も含め、包括的な相談・支援体制の構築を進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度（見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
地域包括支援センターの相談・支援件数	47,502 件	46,633 件	46,500 件	47,000 件	47,500 件	48,000 件

1102 地域ケア会議の推進【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 地域ケア会議は、高齢者個人への自立支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進める多職種協働による会議です。地域包括ケアシステムを実現するための有効な手段として積極的に活用します。 具体的には、地域包括支援センター主催による個別会議等の地域ケア会議と生活支援体制整備事業を連動させ、抽出された様々な地域課題を市の施策形成へとつなげる仕組みを構築します。 また、自立支援・介護予防の観点による地域ケア会議を開催し、関係者のケアマネジメント力の向上を目指すとともに、地域で最期まで自分らしく暮らすことができるよう高齢者の自立を支える地域づくりを進めます。 加えて各担当者の困難事例を平準化させ支援技術の質の向上のため学識経験者の助言による地域ケア合同会議を開催します。 高齢者だけではない「複合的な事例」（高齢者と家族の課題、8050 問題等）については、各関係部署、関係機関と連携し、学識経験者、有資格者等も加えた検討支援会議を行うことで対応していきます。
【担当部署】	高齢福祉課

1103　重層的な支援体制の整備

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 本市では早期からセーフティネットコールセンターが福祉の初期総合相談窓口としての機能を担ってきており、令和８年度からは重層的支援体制に求められる包括的な支援体制の構築のため、各福祉部門に配置した「相談支援包括化推進員」を軸とした庁内横断的な連携体制の構築を進めています。 今後は、こうした行政内部の調整基盤をさらに深化させるとともに、特に人口減少や高齢化が顕著な課題地（丘陵部団地等）をフィールドとして選定し、個別の相談対応に留まらないアウトリーチや「参加支援」「地域づくり」を一体的に進める実践体制の整備を図ります。 また、行政と多様な主体との協働を前提に、既存の地域資源を「つなぎ直す」視点を重視しながら、持続可能な地域共生基盤の構築に向けた検討と小規模な実践（プロトタイピング）を段階的に進めます。
【担当部署】	福祉政策課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
参加者数、 参加団体数	－	－	－	15 人 3 団体	50 人 5 団体	80 人 7 団体

1104 家族介護者支援（ヤングケアラーを含む）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 【2401 再掲】 家族を介護されている方が、ご家族同士の交流を通じて、様々な問題や悩みなど日ごろの思いを語り合い、介護のヒントと安心感を得られる憩いの場として地域包括支援センターが中心となり、市内を複数の圏域に分けて、家族介護者交流会を開催します。 また、支援に携わる関係部署や関係機関のほか、地域の支援者とも連携し、ヤングケアラー等を発見し、支援へつなげることができるよう努めます。
【担当部署】	高齢福祉課

（２）地域の担い手の人材発掘と育成

1201 老人クラブへの助成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 地域の高齢者が、老人クラブの活動を通じて社会奉仕・健康増進等の活動を推進できるよう助成し、その活動を支援します。 今後も老人クラブの活動への助成を引き続き実施します。
【担当部署】	高齢福祉課

1202　高齢者の交流の拠点づくり「ふれあいサロン」

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 ふれあいサロンは、地域の高齢者のほかにも様々な人が気軽に集い、趣味の活動や参加者同士の交流ができる地域の交流拠点です。多世代の交流を通して高齢者の見守りを自然な形で行う場であるとともに、サロン運営にボランティアとして関わるなど、地域の高齢者にとっての社会参加・地域活動の場としての機能も併せ持ちます。 今後も高齢者の交流の場・活躍の場それぞれの機能を維持しつつ、社会福祉協議会等が支援しているサロンの設置場所や活動内容、集会所等の立地を考慮し、ふれあいサロンを必要な地域に効果的に設置できるよう計画的に進めていきます。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
設置数	14 件	14 件	15 件	15 件	15 件	15 件

1203　元気高齢者等交流事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 参加型のイベントや体操等を通じ、高齢者のための身近な地域における多世代交流の場や居場所を提供するものです。（愛称：ゆざわ・ここからネット） 元気高齢者の健康づくりや介護予防に取り組む共生型コミュニティの形成のために、「新しい生活様式」に沿った形で引き続き実施します。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
利用人数 （延べ人数）	4,929 人	5,150 人	4,599 人	5,120 人	5,120 人	5,120 人

1204 ひの市民大学事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 「学び」により、豊かな暮らしを自律的に実現するために、市民自らが学びたいことを企画運営する「ひの市民大学」事業を継続実施します。多世代の交流を促進することで、市民の生きがいと健康を増進させ、生涯学習支援を行います。
【担当部署】	生涯学習支援課

1205 成人・高齢者事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者が安心して過ごせる居場所と学びの場として貢献できる講座等の事業を継続していきます。
【担当部署】	生涯学習支援課

1206 福祉センターの運営

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 主に高齢者や福祉団体等に健康増進、文化教養の向上、レクリエーション等の場として利用されている施設で、市内に４施設あります。今後も利用促進の取組を進めるとともに、施設の在り方については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、長寿命化や複合化を検討します。
【担当部署】	高齢福祉課

1207 高齢者慶祝事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 １００歳を新たに迎えられる高齢者に、「長寿のお祝い」を贈呈します。
【担当部署】	高齢福祉課

1208　在宅高齢者ケアサービス事業補助

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日野市社会福祉協議会が実施する、日常生活に支障のある在宅高齢者に対し、家事援助サービスを市民が有償で提供する「在宅高齢者ケアサービス」事業を補助します。 介護予防・日常生活支援総合事業における生活援助では対応できない部分を補完するサービスとして、継続します。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
利用者数	432 人	412 人	418 人	420 人	420 人	420 人

（3）地域の支え合い体制の整備・充実

1301　互近所サービスちょこすけの支援【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 安心して暮らせる地域づくりのため、住民同士の助け合いでちょっとした困りごとを支援する「互近助サービスちょこすけ」の活動団体を支援します。 生活支援コーディネーターと連携し、立上げ支援や継続支援に取り組みます。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
利用人数 （延べ人数）	13 人	11 人	11 人	900 人	1,000 人	1,200 人

1302 地域包括支援センター相談協力員

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 見守り推進事業に関して、市民代表として地域包括支援センターだけでは網羅できない細かい見守りの目を使い、関係各所と連携を図りながら、各地域の見守り活動を行う方たちであり、民生委員全員へ委嘱している。 主な活動には、はつらつあんしん調査の未返送者訪問や相談協力員連絡会への出席がある。
【担当部署】	高齢福祉課

1303　高齢者見守り支援ネットワークの充実【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者人口の増加とともに、高齢者の単身世帯数や高齢者夫婦世帯数の割合も増加しています。さらに、地域のつながりの減少や家族関係の希薄化など、地域の支え合い機能も低下しつつある状況において、高齢者の見守りは、地域包括ケアシステムの一翼を担う重要な取り組みといえます。 高齢者見守り支援ネットワークは、虐待、徘徊、孤立死等の高齢者の異変を早期に発見するとともに、フレイル、認知症、一人暮らしなど地域の中で孤立しがちな高齢者を地域全体で見守り、支え合う仕組みです。 複数の目で見守る仕組みである協力事業所やふれあいサロン、地域独自の見守り方法など、多種多様な見守りネットワーク体制の充実を図るとともに、１対１の見守り体制を引き続き充実させます。 また、見守り支援ネットワーク事業の一環として、AI・IoT 等の先端技術を用いた見守りシステム、スマホ・タブレットを活用した地域単位での見守り方法も検討します。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 (見込値)	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
対象高齢者数	87 件	89 件	90 件	90 件	95 件	100 件
見守推進員数	154 件	147 件	150 件	150 件	160 件	170 件
協力事業所数	453 件	462 件	470 件	480 件	490 件	500 件

1304 はつらつ・あんしん調査

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 はつらつ・あんしん調査は、介護保険の認定を受けていないなどの要件を満たす 75 歳以上の高齢者を対象に実施する生活実態や緊急時の連絡先を把握するためのアンケート調査です。調査の結果は、地域包括支援センターや民生委員などとも共有し、見守り、熱中症予防対策、緊急時対応などに役立てています。 今後も調査を継続的に実施し、高齢者の生活実態の把握に努めます。
【担当部署】	高齢福祉課

1305 高齢者見守り・声掛け支援（ごみ収集時）

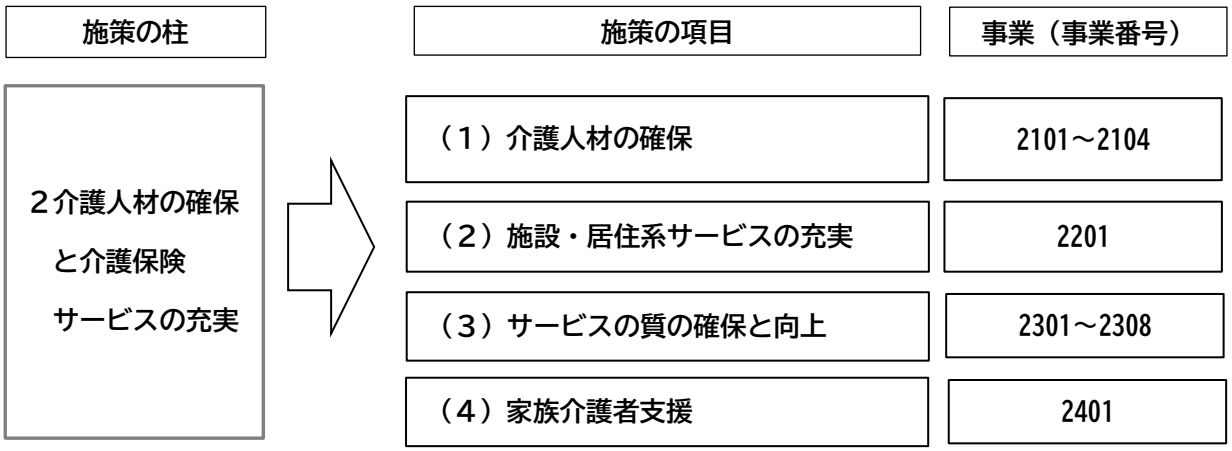
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 見守りを必要とする高齢者を可燃ごみの排出を通じて安否確認し、さりげない見守り活動を行うことを目的としています。毎週２回の可燃ごみ収集日に排出の有無を確認し、３回連続して排出が無い場合は地域包括支援センターへ連絡します。また、声掛けが必要な方に対しては、ごみ回収時に必ず声掛けを行い、安否確認を行います。安否確認ができない場合には、地域包括支援センターへ連絡します。
【担当部署】	ごみゼロ推進課

1306　生活支援体制整備事業【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 生活支援体制整備事業は、暮らしやすい地域づくりのために、生活支援ニーズ（困りごと）の把握、地域資源の開発、生活支援サービスの担い手である住民の社会参加の支援を生活支援コーディネーターがサポートし、取り組む事業です。地域ケア会議や第 1 層協議体、第 2 層生活支援コーディネーター連絡会等を通して地域課題を把握し、フレイル対策や社会資源の創出につなげていきます。
【担当部署】	高齢福祉課

柱２　介護人材の確保と介護保険サービスの充実

【施策体系】



（１）介護人材の確保

2101 介護人材確保事業の実施【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【見直し】 人材不足という喫緊の課題に対応するため、スポットワークの活用による潜在介護福祉士等の発掘や介護の担い手の裾野の拡大と、東京都の補助制度*を活用し地域の防災施策とも連携した、福祉避難所協定等締結事業所に対する宿舎借り上げ支援による介護人材の確保・定着の推進について検討を行います。 また、ケアマネジャーの業務や役割などを広く啓発できるリーフレットの配布など、多様なツールを用いたわかりやすい周知を進めることで、ケアマネジャーの業務負担の軽減と離職防止を図ります。 なお、介護職員が安心して働けるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善が必要です。そのため、東京都と連携し、ハラスメント相談窓口の周知などを行います。 ＊ 高齢者施策推進区市町村包括補助事業
【担当部署】	介護保険課

2102　資格取得支援事業の実施【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 介護に係る資格取得費用を補助することによって、市内における介護人材確保と定着、及び介護サービスの質の向上を図ってまいります。 補助の対象は市内事業所への勤務を条件としているが、より事業の効果を高めるため、近隣自治体と連携し広域的な人材確保の取り組みについても検討をすすめてまいります。
【担当部署】	介護保険課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
資格取得者	74 人	61 人	63 人	60 人	60 人	60 人

2103 福祉人材育成研修等事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 令和８年度の研修会は、福祉分野の離職理由として人間関係が多いことから、管理者・経営者向け研修を中心に実施することとしました。このようにエビデンスに基づいた内容を検討します。 「福祉のしごと相談・面接会」は参加者、採用決定人数が以前に比べ延びており、また事業者側も人材確保の機会として重宝しているとの感想もあるので、引き続き継続します。 「求職者向け職場体験」は令和７年度より試行的に開始したので、福祉現場を知ってもらう機会としての需要を測りながら続けます。
【担当部署】	福祉政策課

2104 奨学金返還支援事業

【概要】 及び 【方向性】	【見直し】 福祉分野に限定した奨学金返還支援事業を開始したが、他分野でも同様の人材確保策は行われており、福祉分野で働くことの魅力等も併せて発信しなければ実効性がないと思われる。また、福祉分野に限定するのではなく、他分野も合わせた事業で地域で働くことの魅力を発信する等の策も模索する必要がある。
【担当部署】	福祉政策課

（２）施設・居住系サービスの充実

2201 施設・居住系サービスの整備

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 令和２２年（2040 年）に向けて、高齢者人口が増加していく中、高齢者の住まいとなる、施設・居住系サービスの整備を継続していきます。 要介護状態となった方の中心的な入所先となる介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を始め、介護付き有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、高齢者の住まいの選択肢は多様化していますが、介護人材の不足は、施設・居住系サービスにおいても大きな課題となっています。これらの背景を踏まえながら、高齢者が安心して生活することができる環境を整備できるよう努めていきます。
【担当部署】	介護保険課・高齢福祉課

■各サービスの機能概要

事業名	【概要】
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、自宅等での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な支援や介護、機能訓練などを行う施設サービスです。（定員30人以上の施設）。
介護老人保健施設 （老人保健施設）	病気やけがなどの治療後在宅復帰を目指す方が入所し、看護や医学的管理下における介護、リハビリテーションなどを行う施設サービスです。
介護医療院	慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」の機能を兼ね備えた施設サービスです。
特定施設入居者生活介護 （有料老人ホーム等における介護）（予防含む）	有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している方に対して、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活上の支援を行う居宅サービス（居住系）です。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（予防含む）	認知症の人が少人数で共同生活を営み生活する拠点です。入所している方に対して、入浴、食事等日常生活上の支援、機能訓練などを行う地域密着型サービス（居住系）です。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホーム等に入所している方に対して、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活上の支援を行う地域密着型サービス（居住系）です。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホームで、日常生活上必要な支援や介護、機能訓練などを行う地域密着型サービス（施設サービス）です。日野市における設置はありません。
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、安否確認や生活相談等のサービスの提供が受けられる「サービス付き高齢者向け住宅」を民間事業者が設置・運営するものです。
有料老人ホーム	食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設です。介護付、住宅型、健康型の3類型あり、介護付は特定施設（特定施設入居者生活介護）の事業所指定を受けており、入居者は介護が必要になれば、ホームの提供する入居者生活介護サービスを利用することができます。住宅型は生活支援サービスが付いており、地域の居宅介護サービスを利用することができます。健康型は、介護保険サービスを受けることができません。

■本市における施設・居住系サービスの提供状況及び方向性

サービス名			令和8年状況		令和11年目標		方向性
			市内設置数	定員数等	市内設置数	定員数等	
広域型	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		7	705	7	705	入所希望者のうち、優先度の高い方については概ね1年以内に入所ができていることから、引き続き需要と供給のマッチングの精度を高め、現在の定員の更なる効果的運用に努めることとし、定員数は、維持継続とします。
	介護老人保健施設（老人保健施設）		5	549	5	549	定員数を維持継続します。
	介護医療院		1	78	1	78	定員数を維持継続します。
	特定施設入居者生活介護	介護付有料老人ホーム	7	427	7	458	計画期間内に施設移転に伴う定員数の増加を予定しています。
		軽費老人ホーム（ケアハウス）	1	30	2	60	第5期において公募実施済。令和10年の開所を予定しています。
		サービス付き高齢者向け住宅	2	61	2	61	定員数を維持継続します。
地域密着型	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		8	117	9	135	令和7年度の1事業所の閉鎖に伴い、当該分に係る必要性について検討を行います。
	特定施設入居者生活介護		1	28	1	28	定員数を維持継続します。
	介護老人福祉施設入所者生活介護		0	-	0	-	新設の予定はありません。
介護保険サービス外	住宅型有料老人ホーム		3	150	-	-	登録制のため設置数の総量規制は行いません。日野市では充足しているため、供給の促進も行いません。
	サービス付き高齢者向け住宅		2	62	-	-	

（3）サービスの質の確保と向上

2301　要支援認定・要介護認定の適正化（介護給付適正化事業）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 要支援、要介護認定事務の適正な実施のため、研修等を行うことで調査員の技術向上を図ります。 正しい基準に沿った調査手法や、特記事項の記載方法に重点を置いた調査員研修を実施します。 また、厚生労働省の調査員向け研修（e-ラーニングシステム）の受講を管内の調査員に案内し、知識・技能向上を図ります。
【担当部署】	介護保険課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
研修受講者数（e-ラーニング登録者数含む）	70 人	62 人	65人	50 人	50 人	50 人

2302　ケアプラン点検（介護給付適正化事業）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 地域包括支援センター及び市内居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と連携し、市内のケアマネジャーが作成したケアプランに対して指導・助言を行います。受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに適切なケアプランの作成に向けて、ケアマネジャーの支援を引き続き行います。
【担当部署】	介護保険課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
ケアプラン点検件数	8 件	6 件	6 件	5 件	5 件	5 件

2303　福祉用具購入・住宅改修の点検（介護給付適正化事業）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 申請内容の点検の充実を図り、受給者の状態に応じた適切な住宅改修及び福祉用具の給付につなげます。また、必要に応じて事業者の指導や訪問調査等を行います。 ケアマネジャーや事業者等へ、手引き等を通じて制度内容・運用の理解・周知を図ります。
【担当部署】	介護保険課

2304　縦覧点検・医療情報との突合（介護給付適正化事業）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 国保連合会より提供された資料を基に、受給者ごとに複数月にまたがる支払い状況を確認し、医療保険情報との突合により、請求内容の誤りや重複請求を防ぎ、介護給付の適正化に努めます。
【担当部署】	介護保険課

2305　事業者に対する指導・助言

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 介護保険法に基づく運営指導は、指定介護サービス事業者等に対して介護給付等に係る介護報酬の請求、サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示及び質問に基づき行います。 指導は、連絡会を通じて年１回実施する集団指導と、原則として指定の有効期間内に少なくとも 1 回実施する運営指導の 2 軸で実施し、運営指導の対象事業者等の選出については、実施頻度や個別の事情を考慮して毎年度計画的に選定します。 これらの指導を通じて、事業者等の適切な運営や介護報酬請求に関する正確な理解を促し、必要な支援を行うことで、サービスの質の確保と介護給付の適正化に努めます。
【担当部署】	福祉政策課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
運営指導件数	10	10	10	10	10	10

2306　サービス事業者連絡会の開催

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 地域全体のサービス水準の向上を図ることを目的に、定期的に連絡会を開催します。今後も引き続き、市からの情報発信や事業者間での情報共有及び連携が図れるよう事業者支援を行います。年一回実施します。
【担当部署】	介護保険課

2307　福祉サービス第三者評価受審費補助事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 評価結果によってサービスの質の向上を図ります。また、福祉サービス提供事業者に対して、受審に係る費用を補助し、円滑に受審できるよう引き続き支援します。					
【担当部署】	介護保険課					
指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
福祉サービス第三者評価受審費補助事業	４施設	６施設	５施設	５施設	４施設	５施設

コラム

福祉サービス第三者評価とは

福祉サービス第三者評価とは、事業者の提供するサービス内容や質、組織のマネジメントの力等を、事業者、利用者以外の第三者の評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する制度です。
福祉サービス第三者評価を通して、事業者のサービスの質の向上に向けた取り組みの支援を行うとともに、評価結果を公表することで利用者のサービス選択及び事業の透明性を確保することにもつながります。
日野市では、福祉サービス第三者評価の受審を促進するため、受審費用を補助しています。

受審結果についてはとうきょう福祉ナビゲーションをご覧ください。

2308　生計困難者に対する利用者負担額軽減事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 物価高騰等の社会情勢を鑑み、介護サービスの利用控えを抑制するため、引き続きサービス利用の周知を図ります。
【担当部署】	介護保険課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
対象者数	46 人	51 人	50 人	50 人	50 人	50 人

コラム

生計困難者に対する利用者負担額軽減事業とは

介護保険サービスの利用者のうち、所得が低く、生計が困難な方の利用者負担額（サービス費の1割負担や食費負担など）の一部を助成し、負担を軽減することで、サービスの利用を促進する事業です。介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人などの介護保険サービス提供事業者に、助成費用の一部を負担していただく仕組みとなっており、事業実施には事業者の方の協力が不可欠なものとなっています。

※軽減の適用となる事業所は、事前に市へ申出書を提出している事業所に限ります。

（４）家族介護者支援

2401 家族介護者支援（ヤングケアラーを含む）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 【1104 再掲】 家族を介護されている方が、ご家族同士の交流を通じて、様々な問題や悩みなど日ごろの思いを語り合い、介護のヒントと安心感を得られる憩いの場として地域包括支援センターが中心となり、市内を複数の圏域に分けて、家族介護者交流会を開催します。 また、支援に携わる関係部署や関係機関のほか、地域の支援者とも連携し、ヤングケアラー等を発見し、支援へつなげることができるよう努めます。
【担当部署】	高齢福祉課

柱３　高齢者のフレイル予防と介護予防の推進

【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
３　高齢者のフレイル予防と介護予防の推進	（１）フレイル予防の推進	3101～3107
	（２）介護予防・重度化予防の推進	3201～3203

（１）フレイル予防の推進

3101 地域で支える健康づくりの推進

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者が運動を継続していくためには、身近な地域で、人と人のつながりを生かした運動の場につながっていくことが大切です。 地域を担当する保健師が、高齢者が主体的に運動に取り組んでいけるよう、個々のニーズに応じた運動の機会を案内するとともに、運動の機会に関するリーフレットを作成し、これから運動習慣を身につけたい高齢者に向けて情報提供を行います。
【担当部署】	健康課

3102 高齢者が気軽に参加できるスポーツ事業の推進

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 スポーツ推進委員により、高齢者が気軽に参加できる、ちょこっとウォーキング事業やニュースポーツ体験会の事業を実施・推進します。 また、令和８年度にリリースされたひの健幸アプリを広く普及することで高齢者の方も運動・健康習慣を楽しく続けられる取り組みを行い、高齢者のフレイル予防を実現します。
【担当部署】	文化スポーツ課・高齢福祉課・健康課

3103 市内体育施設の活用

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市内の市民の森ふれあいホール、南平体育館及び屋外体育施設において、誰でも楽しく参加できるカルチャー&スポーツ教室の開催やトレーニングルームを開設し参加者増加を促進します。
【担当部署】	文化スポーツ課

3104 高齢者の食生活改善事業（フレイル予防）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 通いの場において高齢者の食生活改善に関する基本的な知識の普及啓発に取り組みます。また、フレイル予防や低栄養予防についての普及啓発を行います。
【担当部署】	高齢福祉課・健康課

3105 介護予防・フレイル予防普及啓発事業【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者の生活機能が低下しないよう介護予防・フレイル予防に資する基本的な知識の普及啓発や運動を始めるきっかけづくりを目的とした体操教室や講座等を開催します。また、オンラインや動画を活用し、自宅で介護予防・フレイル予防を実施できる仕組みを合わせて実施します。
【担当部署】	高齢福祉課

3106　地域介護予防活動支援事業の推進【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 フレ筋アップ教室やはつらつ安心調査を通じて、市民に広く啓発を進め、新規参加者獲得や新規団体の立ち上げをすることで地域で介護予防に取り組める体制を一層推進します。また、既存団体についても”市民に紹介できる団体”として改めて機能強化を目指します。そのために、専門職との連携を強化して既存団体へ派遣する回数を増加させます。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
地域介護予防 新規活動 団体数	２団体	０団体	２団体	１団体	１団体	１団体

3107 全国健康福祉祭（ねんりんピック）

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 スポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与するため、厚生労働省が中心となり、昭和 63 年から開催しています。 日野市では令和９年度にリハーサル大会、令和 10 年度には本大会と併せて健康事業に関する取り組みを開催予定（空手道競技）となっています。
【担当部署】	文化スポーツ課

（２）介護予防・重度化予防の推進

3201 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 後期高齢者のフレイル予防に取り組みます。地域の体力測定会や通いの場で、専門職による健康教育、健康相談会を実施します。また、フレイル予防や重症化予防を目的とし、住民の健康状態の把握から評価までを継続的に実施します。 また、健診結果や医療・介護のデータを分析し、健康課題がある高齢者に対して個別に介入するハイリスクアプローチの充実と、高齢者の集まりを活用し、フレイル予防に関する健康教育や相談を行うポピュレーションアプローチの強化に取り組みます。 あわせて、地域の医療機関団体等と連携を図り、事業全体に対する助言や指導を得て、切れ目のない支援体制を構築します。 加えて、後期高齢者の医療（レセプト等）と健診結果と介護情報に関するデータシステム（KDB システム）等を活用することで、地域の健康課題を明確化するとともに、フレイルリスクの高い対象者を抽出します。
【担当部署】	健康課・保険年金課・高齢福祉課

3202 サービスＣ事業（短期集中予防サービス）

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 生活機能改善のための身体機能向上や栄養改善等に資するプログラムを提供する事業については、地域における様々な関係者と連携・情報共有を行うとともに、既存の資源及びニーズや課題の把握、整理等を行ったうえで、事業の在り方について検討を行います。
【担当部署】	介護保険課

3203 介護予防・生活支援サービス事業

【概要】 及び 【方向性】	【見直し】 心身状態や生活機能の低下が見られ、支援を要する方に、介護予防を主な目的として訪問サービス、通所サービスを提供します。日野市では、「重点ケア型」「混合ケア型」「生活援助型」の３種類のサービスを実施しています。「生活援助型」については、ニーズについて検証を行い、一般介護予防サービスとの連携ができないかなどの見直しを含めた検討を行ってまいります。
【担当部署】	介護保険課

柱４　在宅療養体制の推進

【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
４　在宅療養体制の推進	（１）療養環境の充実	4101～4106
	（２）医療と介護の有機的なネットワークの整備	4201～4204

（１）療養環境の充実

4101　在宅療養高齢者支援相談窓口の充実【重点事業】

【概要】及び【方向性】	【継続】 在宅療養高齢者支援窓口は、在宅療養に関する相談や情報提供、入退院調整、在宅療養を継続するために必要な関係機関との連携・調整などを行う窓口です。 在宅療養患者やその家族が安心して在宅での療養生活を継続できるよう、関係機関と連携・協力し、在宅療養患者等への支援を行います。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度（見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
利用者数	1,458 人	1,508 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人

4102　在宅医療・介護関係者の連携支援（医療と介護の連携推進勉強会）

【概要】及び【方向性】	【継続】 医療と介護の連携推進勉強会は、市又は地域包括支援センターが主催し、医療と介護の専門多職種が参加する勉強会です。 専門多職種間の相互コミュニケーションの円滑化を図る有効な手段として、勉強会の開催を継続し、緊密な連携体制を構築します。開催方法については、感染症の影響も考慮しオンラインの活用を視野に入れ検討します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度（見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
勉強会の開催数	12 回	11 回	12 回	12 回	12 回	12 回

4103 在宅療養の普及啓発

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 在宅療養について、不安や疑問、負担感を持っている方も少なくありません。 療養が必要になった患者や家族が、病院や施設以外の療養場所として、在宅療養という選択肢があることを知り、必要に応じて選ぶことができるよう、在宅療養に関する様々な情報をあらゆる媒体を活用し広く市民に発信し、在宅療養の普及啓発を進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

4104 二次医療圏内・関係市町村の連携体制の構築

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市外の医療機関を退院し在宅療養に移行する場合であっても、在宅医療と介護の適切な支援が行われるよう、二次医療圏内の関係者間における円滑な情報共有の方法やツール作成等について、各市の担当部門や医師会等に設置されている在宅療養相談窓口と協議・検討を行い、連携体制の構築を進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

4105 在宅療養高齢者一時入院事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 在宅で療養生活をする医療対応を要する要介護状態の高齢者等が、介護者の入院等により在宅生活の継続が困難となった場合に、一時的に医療機関に入院し、適切な医療を適時受けることができるよう専用の入院病床を確保する事業です。 在宅療養患者やその家族が安心して在宅での療養生活を継続できるよう、今後も必要な病床数を確保します。
【担当部署】	高齢福祉課

4106 高齢者緊急一時保護事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 介護者の緊急入院や養護者からの虐待により、在宅での生活が困難となった場合に高齢者を介護施設で一時的に保護（介護）する事業です。迅速かつ円滑に制度の利用ができるよう、今後も適正な数の介護施設と受入れに関する契約を締結します。
【担当部署】	高齢福祉課

（２）医療と介護の有機的なネットワークの整備

4201 在宅高齢者療養推進協議会（検討部会）の開催

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 在宅高齢者療養推進協議会は、在宅療養に関する課題の検討等を行う会議体です。また、協議会の下に検討部会を設け、在宅療養の推進に資する様々なより具体的な取組の検討・企画・運営をしています。 今後もこのような会議での検討を通じて、効果的な在宅療養の推進の取組を進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

4202 医療と介護の連携支援ツールの普及

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 医療と介護の連携支援ツールとして、医療と介護の関係者が高齢者の支援に必要な情報を円滑にやり取りするための市の統一様式である、介護と医療の連携シートや多職種連携ガイドを市内の関係者間で運用しています。 医療と介護の連携体制を推進・強化するため、このような連携支援ツールの普及啓発の取組を今後も継続し、関係者の顔の見える関係づくりの推進を土台として、さらに使いやすいと感じるような医療と介護の連携シートの改善、多職種連携ガイドのデザインのリニューアル等を通して、更なる利用促進を図ります。
【担当部署】	高齢福祉課

4203 ICT を活用した情報ネットワークの構築

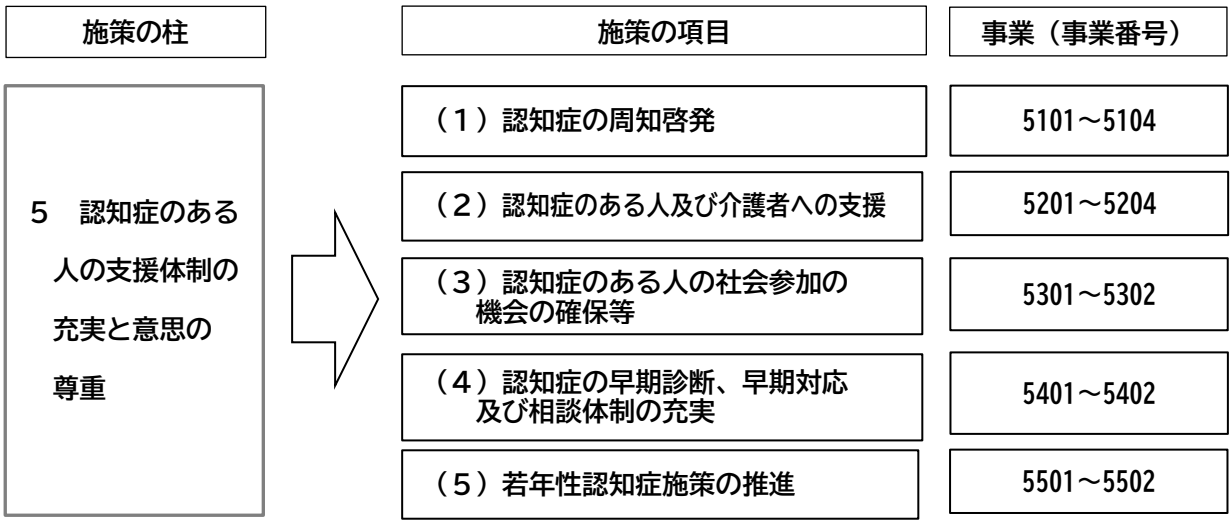
【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市民が安心して在宅で療養ができるように、医療や介護サービスの多くの専門職がリアルタイムに情報を共有し充実したサービスを提供するため、非公開型医療介護専用 SNS である「ＭＣＳ（メディカルケアステーション）」を活用した情報 連携 ネットワークの構築を進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

4204 保健師の専門性を生かしたコーディネート機能の促進支援の充実

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市の保健師の配置、人材育成、評価、活動方針を整備し、保健師が全ての住民の健康の維持増進を支援する専門職としてその専門性を発揮できるよう環境を整備していきます。 さらに、保健師が地域の専門職等との多職種連携を推進し、地域の人的・社会的資 源の活用を念頭に入れた支援を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を整えます。
【担当部署】	健康福祉部・市民部

柱５　認知症のある人の支援体制の充実と意思の尊重

【施策体系】



（１）認知症の周知啓発

5101　認知症サポーターの養成【重点事業】

【概要】及び【方向性】	【継続】 認知症のある人が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていくためには、地域や職域などで認知症への理解を深めてもらうことが重要です。 認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症のある人や家族を温かく見守る応援者です。認知症であっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、認知症サポーターの養成をさらに推進し、認知症高齢者にやさしい地域づくりを進めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度（見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
認知症サポーター数（延べ数）	23,980 人	25,342 人	26,400 人	27,500 人	28,500 人	29,500 人

5102 認知症を知る月間の開催

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 ９月２１日の「世界アルツハイマーデー」に合わせ、平成２６年度 から 毎年９月を「認知症を知る月間」とし、市民の認知症への理解促進や家族介護者への支援等を目的として、様々なイベントを開催しています。今後も、市民が認知症に対する知識と理解を深め、認知症の方や介護者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、取組を継続します。
【担当部署】	高齢福祉課

5103 認知症ケアパスの充実【一般用】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 自分でできる「認知症チェックリスト」等を掲載した「認知症ガイドブック」（認知症ケアパス）を認知症検診事業対象者へ配布し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を推進します。また、認知症検診の結果により、認知機能障害の疑いとなった方への相談先の周知や専門医療機関の案内、介護サービスの紹介や進行予防の啓発などの情報が整理された冊子です。今後も認知症のある人やその家族の方のご意見や関係者からの意見を踏まえ、掲載内容を改定します。
【担当部署】	高齢福祉課

5104 （福祉教育）ハートフルプロジェクト

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日野市では、「日野市障害者差別解消推進条例」に基づき、障害のあるなしにかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し合う共生社会「ともに生きるまち　日野」の実現を目指しています。 本プロジェクトでは、日野市独自の福祉教材（ハートフルブック）等を通じて、子どもたち一人一人が、周りを理解し、お互いを認め合い、そして自分自身を知ることができることを目的に、 主に障害当事者の方などから子どもたちに対する講話や当事者体験を実施しているものです。 本プロジェクトにおいて、認知症に関する知識の普及啓発も実施しております。
【担当部署】	障害福祉課

（2）認知症のある人及び介護者への支援

5201　認知症のある人及び介護者の交流を通した認知症バリアフリーの推進【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症当事者を介護している家族が、ご家族同士の交流を通じて、様々な問題や悩みなど日頃の思いを語り、介護のヒントと安心感を得られる「家族介護者交流会」や認知症当事者も参加できる「オレンジ広場（認知症カフェ）」「本人ミーティング」を地域で実施していきます。 また、これらの場に地域の中で孤立しがちな認知症の人や家族もいつでも気軽に参加できるようにし、専門家への相談や地域の人との相互交流を通して介護負担の軽減や悩みを解消できるよう取り組んでいきます。 さらに、支援者が当事者の意見を聞くことで認知症の人がより暮らしやすい地域づくりを進めます。地域で支え、見守る体制作りを進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
本人ミーティング開催回数	７回	９回	８回	８回	８回	８回

5202 チームオレンジの継続支援【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【見直し】 認知症の人や家族を地域全体で見守り・支えていくためには、その担い手となり得 る人材を育成し、地域で活躍してもらう仕組みづくりが必要です。 チームオレンジは、認知症サポーターの活動をさらに前進させ、地域で暮らす認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを結びつける取組です。 認知症の人やその家族を支える地域の担い手となる人材を養成し、支援ニーズと結びつけることで、認知症の人がより暮らしやすい地域づくりを進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
チームオレンジ延べ立ち上げ数	2チーム	2チーム	2チーム	３チーム	３チーム	４チーム

5203　認知症高齢者ＳＯＳネットワーク

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症により徘徊のおそれのある高齢者を、家族等の同意を得て事前に登録してもらい、登録した情報を地域包括支援センターや日野警察と情報共有するものです。徘徊発生時には市、地域包括支援センター、日野警察のほか、市内の様々な事業所と情報を共有することで高齢者の早期発見・保護に努めます。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
高齢者徘徊SOSネットワークの登録者数 徘徊高齢者情報配信メール登録者数	420 人 2,116 人	421 人 2,144 人	450 人 2，170 人	650 人 2,500 人	700 人 2,600 人	750 人 2,700 人

5204　徘徊高齢者等探索サービス事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 徘徊行動の見られる認知症高齢者等の家族に GPS を貸し出し、万が一の時対象者の現在位置を探索することで、高齢者の迅速な保護につなげ、事故の防止を図ります 。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
利用者数	183 人	205 人	230 人	230 人	250 人	270 人

（３）認知症のある人の社会参加の機会の確保等

5301 地域における認知症の理解促進や適切な支援を目的とした地域づくりの推進

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症に関する正しい知識の普及啓発や認知症の人や家族に対する個別支援、関係機関とのネットワークづくり等を重点的に行う専門員として「認知症地域支援推進員」を各地域包括支援センターに配置しています。 また、個別のケースの後方支援や認知症対策推進会議の開催等、医療専門職の視点に基づく助言やコーディネートを行う認知症の専門員として「認知症支援コーディネーター」を配置し認知症の人と家族の支援に引き続き取り組んでいきます。 今後も認知症地域支援推進員を中心に認知症の人や家族の視点に立った地域づくりを進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

5302 認知症ケアパスの充実【本人用】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 自分でできる「認知症チェックリスト」等を掲載した「 認知症ガイドブック 」（認知症ケアパス）を認知症検診事業対象者へ配布し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を推進します。認知症検診（もの忘れ予防検診）時に医療機関経由での配布も行っており、相談先の周知や専門医療機関の案内だけでなく、当事者やそのご家族の集いの場の情報冊子にもなっています。今後も認知症当事者の方やその家族の方のご意見や関係者からの意見を踏まえ、掲載内容を改定します。
【担当部署】	高齢福祉課

（４）認知症の早期診断、早期対応及び相談体制の充実

5401 認知症のある人と家族を支える機関との連携【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症地域支援推進員との連携に取り組みます。 包括と連携し、事業の周知に取り組みます。 認知症初期集中支援チーム連携会議を実施し、医療予防部会にて関係機関と共有および連携し、事業に取り組みます。
【担当部署】	高齢福祉課

5402　もの忘れ予防検診の実施【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 認知症を早期に診断し、早期に支援をはかることを目的とし、無料で受診できる「もの忘れ予防検診」を実施します。 「早期発見・早期診断」により、早めに「治療」や「支援」につなげることで、認知症の進行を緩やかにし、市民が穏やかに暮らしていくことを目指します。 70 歳から 79 歳の市内在住の方を対象に順次ご案内を郵送しますが、50 歳以上の市民であれば、無料での受診が可能としています。 そのほか、検診の受診率向上のため、認知症に関する周知啓発事業も実施してまいります。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
認知症検診受診者数	594 人	519 人	500 人	600 人	600 人	600 人
鑑別診断受診率	40.4%	36.6%	35%	50%	50%	50%

（５）若年性認知症施策の推進

5501 多摩若年性認知症総合支援センター等との連携

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 市内に東京都多摩若年性認知症総合支援センターが設置されている地域特性を活用し、同センター等と連携して、若年性認知症支援に取り組みます。またセーフティネットコールセンターや障害福祉課とも連携し、就労支援等にも取り組みます。
【担当部署】	高齢福祉課

5502　企業向け認知症サポーターの養成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 多摩若年性認知症総合支援センターと連携し、市内企業において企業向け認知症サポーター養成講座を開催し、若年性認知症への理解促進を図るとともに、若年性認知症の方が働き続けられる環境づくりを進めます。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
企業向け認知症サポーター養成講座開催数	7回	7回	7回	7回	7回	7回

柱６　高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ安心して暮らせる支援の充実

【施策体系】

施策の柱	施策の項目	事業（事業番号）
６　高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ安心して暮らせる支援の充実	（１）就労や社会参加の促進	6101～6103
	（２）住まいの支援	6201～6206
	（３）日常生活の支援	6301～6311
	（４）福祉のまちづくりの推進	6401
	（５）災害対策	6501～6503
	（６）身寄りのない高齢者等への支援体制の構築	6601～6602

（１）就労や社会参加の促進

6101　シルバー人材センターへの取組の支援

【概要】及び【方向性】	【継続】 高齢者自らが社会を支える担い手として活躍することが期待されています。シルバー人材センターでの高齢者の就労は、地域や社会に関わる機会にもなり、生きがいの創出や地域活性化の期待もできます。 シルバー人材センターは、高齢者が、その知識及び経験を生かして生きがいを持って暮らしていけるよう、仕事を通じて様々な社会参加の機会を提供しています。 市内の事業所や企業においても、保育や介護などを始めとする様々な分野で働く担い手が不足しており、働く意欲のある高齢者が求められています。市では、日野市シルバー人材センターが行う取組を引き続き支援することで、高齢者の就労と社会参加を促進します。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度（見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
会員数	1,664 人	1,751 人	1,785 人	1,780 人	1,800 人	1,820 人
就業実人数	1,264 人	1,327 人	1,350 人	1,352 人	1,377 人	1,401 人
就業率	75.9%	75.7%	75.6%	76.0%	76.5%	77.0%

6102　介護サポーター制度

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者が、介護保険施設等に対するボランティア活動や体操・運動活動の支援といった介護サポーターの活動を通じて、元気に暮らせることを目的とし、高齢者自身の社会参加活動を促します。また、自身の介護予防はもちろん、地域の担い手として地域づくりにも貢献しているという視点の啓発も目指します。介護サポーターが行ったボランティア活動に対し、活動ポイントを付与しその実績に応じて、交付金に転換することが可能です。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
交付金 申請者数	33 人	48 人	62 人	60 人	65 人	70 人

6103 高齢者ボランティアの相談・紹介システムの整備支援

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日野市社会福祉協議会に対し、要綱に基づき補助金等を支出することで、ボランティアセンターの運営を支援するものです。 これにより、地域の元気な高齢者が活躍する場を創出し、地域を支える人材となってもらうことで「互助のまちづくり」の実現を目指します。
【担当部署】	福祉政策課

（２）住まいの支援

6201 シルバーピア事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 住宅に困窮しているひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、自立して日常生活のできる方に対して、高齢者向けに配慮された設備や緊急通報システムを備えた集合住宅があり、引き続き市内 10 棟に管理人を設置します。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
登録者数	10 棟 243 戸	10 棟 243 戸	10 棟 243 戸	10 棟 243 戸	10 棟 243 戸	10 棟 243 戸

6202　養護老人ホーム

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 ６５歳以上の者であって、身体上又は精神上若しくは環境上の理由及び経済的理由により、住居において養護を受けることが困難な方が、居住地の首長（福祉事務所が設置の場合は事務所長）の措置により入所できる施設で、市内には１か所５０床の施設があります。今後も、措置が必要な高齢者を支援するため、養護老人ホームと連携します。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
施設数 床数	1施設 50 床	1施設 50 床	1施設 50 床	1施設 50 床	1施設 50 床	1施設 50 床

6203 東京都高齢者向け優良賃貸住宅への助成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者が安心して居住できるように「バリアフリー化」され、「緊急時対応サービス」の利用が可能な賃貸住宅である「高齢者向け優良賃貸住宅」の事業者に対し、整備や家賃減額に伴う費用の補助を行うもので、市が補助を行っている住宅は１棟（１７戸）です。
【担当部署】	高齢福祉課

6204　あんしん住まいる日野

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 住宅セーフティネット法に基づき、日野市居住支援協議会が実施する民間賃貸住宅への入居に関する相談窓口です。市・不動産関係団体・居住支援団体が連携を図り、民 間賃貸住宅への入居のあっせん及び福祉サービスの紹介等を行います。
【担当部署】	都市計画課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
賃貸物件及び居住支援法人への賃貸物件の未紹介件数	8件	42 件	0件	0件	0件	0件

6205　高齢者民間住宅家賃助成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 民間アパート等に居住する低所得の高齢者世帯に対し、家賃の一部を助成するものです。 制度を必要とする対象者に向けて、事業の周知を行い、高齢者の居住の安定と福祉の向上を図ります。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
世帯数	179 件	174 件	160 件	175 件	175 件	175 件

6206　住宅ストック改修補助

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 高齢者・障害者等の住宅におけるバリアフリー対応型工事及び耐震改修工事等について、対象経費の一部を助成します。
【担当部署】	都市計画課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
補助の 継続実施	24 件	21 件	13 件	20 件	20 件	20 件

（３）日常生活の支援

6301　自立支援日常生活用具給付

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 介護保険において「非該当」の認定を受けた方及び介護予防・日常生活支援総合事 業「基本チェックリスト」において用具の給付が必要と認められる高齢者に、腰掛便座、入浴補助用具、歩行支援用具、スロープを給付し、自立を支援する事業です。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
件数	0 件	1件	1件	1件	1件	1件

6302　自立支援住宅改修給付

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 日常生活に支障のある高齢者の住宅を改修し、住環境を整えることで生活の拡大・自立を図る事業です。介護保険において「非該当」の認定を受けた方及び介護予防・日常生活支援総合事業「基本チェックリスト」において住宅の改修が必要と認められる高齢者が対象の予防給付と、要支援以上の認定を受けた方が対象の設備給付があります。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
件数	15 件	25 件	30 件	31 件	31 件	31 件

6303　在宅ねたきり高齢者等おむつ給付

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 寝たきり又はこれに準ずる（原則要介護４・５）在宅高齢者で、失禁や尿漏れなどでおむつを必要とする方などに、おむつを給付する事業です。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
延利用者数	2,704 人	2,672 人	2,616 人	2,700 人	2,700 人	2,700 人

6304　高齢者食事宅配サービス

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯などで、身体及び健康上の理由により買い物や調理が困難な方に、バランスのとれた安全な食の確保と安否確認のために、 食事を配達します。 今後も栄養改善の必要な高齢者向けに安定した食事の提供及び見守り体制の確保を行います。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
昼配食数 夕配食数	57,143 食 25,662 食	36,778 食 22,898 食	25,000 食 17,000 食	25,000 食 17,000 食	25,000 食 17,000 食	25,000 食 17,000 食

6305　福祉移送サービス事業者補助

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 福祉移送サービス事業者補助では、在宅において一般交通機関の利用が困難な者、下肢が不自由なため外出が困難な者の利便を図るため、福祉車両による移送サービスを行う福祉有償運送事業者に対し、補助を行います。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
延利用件数	-	425 件	522 件	550 件	550 件	550 件

6306　ねたきり高齢者訪問理容・美容利用券交付

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 ６５歳以上の自宅で寝たきり状態にある方（要介護４・５）に対して、訪問による理容・美容が受けられる理容・美容利用券を発行します。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
利用者数	552 枚	573 枚	570 枚	570 枚	570 枚	570 枚

6307　身障高齢者機能回復助成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 身体障害者手帳（１～６級）を所持している７０歳以上の方に、あんま・マッサージの施術券を発行します。 指定施術院の加入する日野市視覚障害者協会と連携し、引き続き実施します。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
利用枚数	3,423 枚	3,446 枚	3,800 枚	3,800 枚	3,800 枚	3,800 枚

6308 粗大ごみふれあい収集事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 65 歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳 １・２級の者のみの世帯で、自ら運び出しが困難で、身近な人の協力を得ることが困難な方には、収集員が粗大ごみの室内からの運び出しを３点まで行います。
【担当部署】	ごみゼロ推進課

6309 ハンディキャップシール・ボックス事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 ホームヘルパー等の手伝いが必要とされる方のごみ排出を円滑に行うため、ハンディキャップシール・ボックスを用意しています。使用することにより、指定日以外でも排出することができます。
【担当部署】	ごみゼロ推進課

6310　救急代理通報事業

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 ６５歳以上のひとり暮らしまたは夫婦等の世帯の高齢者であって、日常生活上、常時注意を要する状態にある方の緊急事態の発生を外部（(株)ALSOK）に通報し、生活の安全を確保します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
利用者数	39 人	36 人	36 人	40 人	40 人	40 人

6311　高齢者補聴器購入費助成

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。補聴器の利用により、家庭や地域社会との関わりの中でいきいきと活動できるように支援します。					
【担当部署】	高齢福祉課					
指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
助成件数	131 件	120 件	144 件	150 件	150 件	150 件

（4）福祉のまちづくりの推進

6401　地域の実情に合った便利で効率的な公共交通網の確立

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 交通空白地域を解消することを通じて、障害者や高齢者の外出を促します。また、地域の実情に合った公共交通網の確立を目指します。
【担当部署】	都市計画課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
市内の交通空白地域の割合	25.8%	25.8%	25.8%	25.8%	25.8%	25.8%

（5）災害対策

6501　災害時及び災害に備えた地域での避難行動要支援者の支援体制づくり【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 災害時要配慮者である高齢者や障害者で、災害時に避難行動に支援が必要な方の名簿（避難行動要支援者名簿）に、真に避難支援が必要な方を登録し、名簿の整備を進めます。さらに、本人の同意を得た上で自治会等の地域に名簿情報を提供するとともに、高齢者を支える地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の協力を得て、自助の意識の啓発や災害時の呼びかけ等を行い、災害時要配慮者を支援する共助の体制づくりを進めます。 また、避難行動要支援者を対象に、優先度の高い方から個別避難計画を作成していきます。作成に当たっては、関係機関と連携し、実効性のある計画となるよう努めていきます。
【担当部署】	高齢福祉課・障害福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
個別避難計画作成件数	162 件	265 件	567 件	580 件	600 件	620 件

6502　福祉避難所の確保

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 災害時に指定避難所等での生活が困難で、特別な配慮やケアを必要とする高齢者や障害者を対象とした避難所（福祉避難所）を確保します。なお、施設の選定は介護保険課、障害福祉課が行い、協定の締結は、防災安全課が行います。
【担当部署】	介護保険課・障害福祉課・防災安全課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
協定締結施設	25 施設	27 施設	27 施設	28 施設	29 施設	30 施設

6503 災害時応援協定締結の介護事業所の確保

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 災害時に、福祉避難所を利用する高齢者や障害者等の安全な避難、安心して避難生活をおくれる支援を実施するため、専門性を有する人材や保有する施設 ・車両等の提供をいただける介護事業所等の確保が必要です。このため、介護事業所等と災害時応援協定を締結するなど、協力体制の構築を検討します。なお、施設の選定は介護保険課、障害福祉課が行います。
【担当部署】	防災安全課・介護保険課・障害福祉課

（６）身寄りのない高齢者等への支援体制の構築

6601 成年後見制度の利用促進

【概要】 及び 【方向性】	【継続】 成年後見制度の利用促進を図り、市民の権利擁護支援体制を整備します。 成年後見制度利用者のうち、成年後見人等への報酬負担が困難な方に費用の助成を行います。この制度では、経済的な負担を理由に成年後見制度の利用ができないことがないよう、成年後見制度のＰＲとともに助成制度の普及を図り、成年後見制度の利用促進につなげます。 「日野市成年後見制度説明会」を開催し、市民や市内事業所等に対して制度の周知を図り、成年後見制度を必要とする方の利用を促進します。 調布市、狛江市、多摩市、稲城市と共同で運営している「多摩南部成年後見センター」においては、成年後見制度に係る広域的な中核機関として、法人後見、市民後見人の育成、専門職紹介などを実施するとともに、「日野市社会福祉協議会（権利擁護センター日野）」においては、市民にとって身近な中核機関として、成年後見制度の個別の相談支援を行うなど、中核機関としてのそれぞれ役割を明確化することで、効果的かつ効率的に成年後見制度の利用促進の取組を推進します。
【担当部署】	福祉政策課

6602　（仮）単身高齢者等の総合相談支援事業【重点事業】

【概要】 及び 【方向性】	【新規】 単身高齢者等が、本人の希望に基づく生活を送りながら、安心して人生の終えんを迎えられるよう、将来に向けて生じるであろう医療・福祉等に関する諸問題について相談対応等の必要な支援を行う事業について、その必要性や形態を調査し、実施に向けた検討を行います。
【担当部署】	高齢福祉課

指標	第５期（実績値）			第６期（目標値）		
	Ｒ６年度	Ｒ７年度	Ｒ８年度 （見込値）	Ｒ９年度	R10年度	R11年度
事業の実施	－	－	－	検討	検討	実施

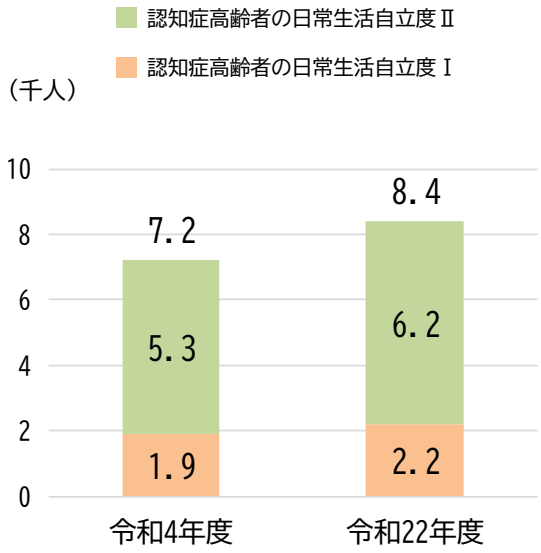
１　認知症のある人を取り巻く状況

①　認知症のある人の将来推計

・認知症のある人の推計については、令和6年度に策定された「東京都認知症施策推進計画」で示された推計値を基本として、高齢者人口比で按分して推計しました。

・本市での認知症高齢者数の推計では、令和4（2022）年では約7,200人ですが、令和22（2040）年には約8,400人に増加すると見込まれます。

図　認知症高齢者数の推計

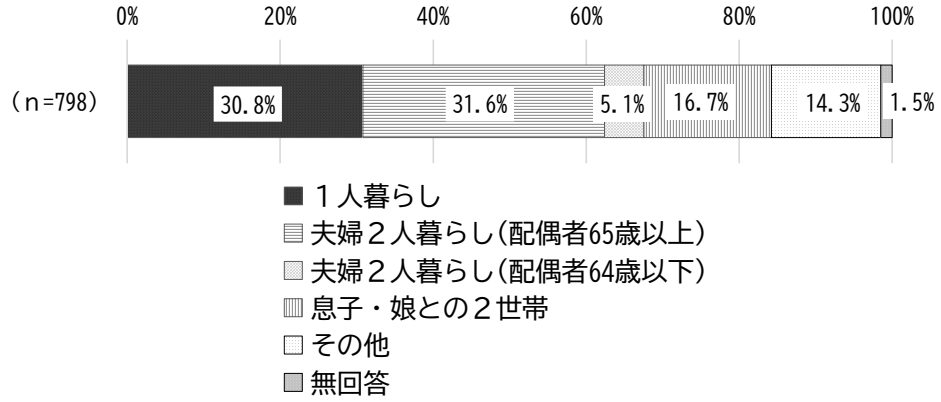


（推計手法）令和6年度に策定された「東京都認知症施策推進計画」の推計値をもとに、令和4（2022）年は高齢者人口比、令和22（2040）年は、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来人口推計（令和5年）での推計値での割合を算定しました。

②　在宅で生活して、認知症の疑いのある人の世帯の状況

日常生活圏域ニーズ調査の対象者（自立、要支援）の人の中で、認知機能に課題のある人の世帯構成をみると、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が最も多く、次いで「1人暮らし」が多くなっており、高齢者のみの世帯が合計で60％以上となっています。

図　認知症の疑いのある人の世帯構成（日常生活圏域ニーズ調査）

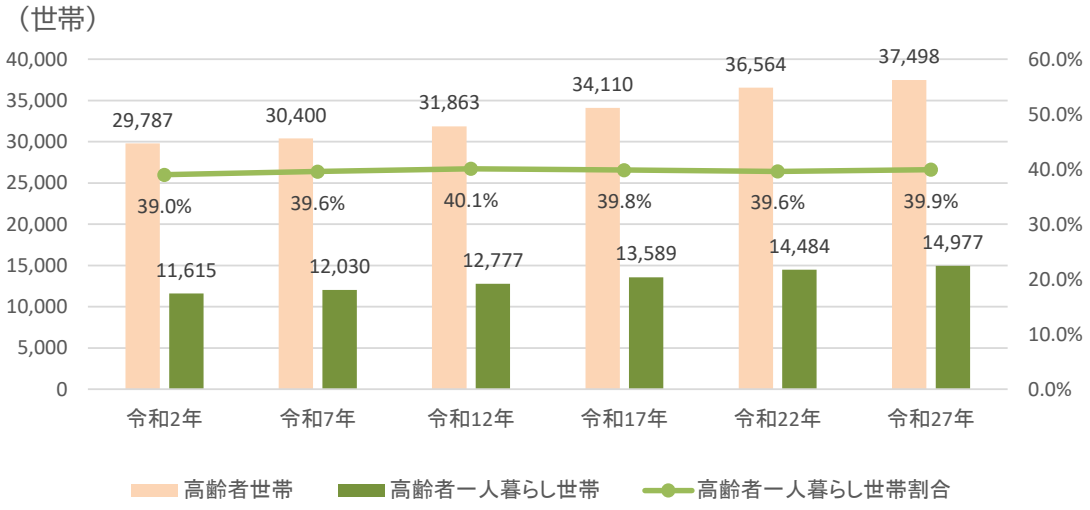


③　単身高齢世帯の状況

「東京都世帯数の予測」によれば、高齢世帯（世帯主が65歳以上の世帯）は、令和2（2020）年の29,787世帯から、令和27（2045）年には37,498世帯に増加すると見込まれます。

また、高齢単身世帯も令和27（2045）年には14,977世帯に増加し、高齢者世帯の39.9％を占めることが見込まれます。

図　65歳以上の単身世帯の状況



2　認知症のある人、本人ヒアリングの概要

（1）調査の概要

認知症のある人の実態や意向を把握するため、第2章に記載したアンケート調査に加え、今回、認知症のある人本人を対象としたヒアリングを実施しました。

以下の表に示すとおり、合計5回のヒアリングを実施しました。

表　認知症のある人、本人ヒアリングの実施状況

日程	場所	施策名等	参加者数	
			本人	家族等
令和8年8月21日	愛隣舎ホール	本人ミーティング	3名	3名
令和8年9月7日	多摩平の森の病院	外来利用者ヒアリング	1名	1名
令和8年9月10日	グループホーム　友遊	施設利用者ヒアリング	11名	
令和8年9月14日	多摩平の森の病院	外来利用者ヒアリング	1名	1名
令和8年10月8日	ターバックスコーヒー日野万願寺店	本人ミーティング	3名	1名

（2）本人ヒアリング結果のまとめと課題

上記5回にわたって実施したヒアリングの結果から、主な意見や今後の課題を以下の7点に整理しました。

①　認知症のある人本人の尊厳や意向の尊重

・認知症のある人が「何も分からない」「何もできない」と考えるのではなく、これまでの経験や能力、興味・関心や本人らしさを尊重してほしいという意向がうかがえました。
・認知症だけでその人を捉えるのではなく、これまで積み重ねてきた経験や、本人のできること、やりたいことを尊重してほしいとの意見がありました。
・「認知症」という言葉そのものに抵抗感があるとの声も聞かれました。
・認知症のある人本人が、認知症に対して偏見を持っている場合もあり、交流会等での本人の理解促進も重要であるという意見もありました。
・「認知症のある人」と言っても、症状等は一人ひとり異なるため、一括りにしないで、その人の状況に応じた支援等を行ってほしいという意見がありました。

②　社会参加や本人の活動を続けられる環境づくり

・水泳や農作業、散歩、趣味など、これまで行ってきた活動を、認知症になった後も続けたいという意見が多く聞かれました。

・外出や活動を続ける上では、移動手段の確保も課題となっており、自動車の運転を今後どうするかについて、本人、家族ともに迷いや不安がうかがえました。
・長年の仕事や生活の中で身につけた知識や技術を生かし、人に教える、仕事をする、地域や他者の役に立つなど、社会との関わりを持ち続けたいとの希望がうかがえました。
・同じ立場の人同士で明るく話をしたり、安心して自分の思いを伝えたりできる場を求める意見もありました。

③　周囲の方の認知症への理解促進

・認知症のある本人や家族からは、認知症であることを周囲に伝えることへの強いためらいをうかがえました。その背景には、「認知症になると何も分からなくなる」といった一面的なイメージや、周囲からどのように見られるかという不安がありました。
・地域や学校などでの情報提供や学習の機会を通じて、認知症や認知症のある人について正しく理解してもらうことが重要との意見がありました。

④　家族への支援を充実すること

・ご家族からは、本人の将来への不安、認知症であることを周囲に話せないことへの負担、本人への接し方の難しさなどが挙げられました。
・本人への支援に加え、家族が認知症について理解し、具体的な接し方や声のかけ方を学べる機会や、必要な情報を得られる仕組みを求める意見がありました。
・地域に気になる高齢者がいても、本人が困りごとを自覚していない場合などには、家族や近隣住民から地域包括支援センターに相談が寄せられることも多いため、地域包括支援センターの役割や相談窓口について、より多くの市民に知ってもらうことが重要との意見がありました。

⑤　本人の意見を施策に反映する仕組みづくり

・本人が必要な情報を得られるよう、分かりやすい表現や伝え方を工夫してほしいとの意見がありました。
・認知症施策や認知症ケアパスなどを検討する際には、本人の声を直接聞き、計画や施策に反映していくことが重要との意見がありました。

⑥　若年性認知症のある人について

・若年性認知症のある人にとって、デイサービス等では他の人と年齢が違いすぎて居場所がない場合が多く、介護保険サービスも利用しにくいという意見がありました。
・若年性認知症のある人は、家族等が若いため、収入を得る必要のある人が多いが、一部の企業を除き就労を継続できる環境が整っていないという意見がありました。

⑦　市の施策等への意見

・認知症の確定診断を受けた人が、診断後、速やかに必要な支援につながることのできる仕組みを求める意見がありました。
・また、その他にも優れた取組を行う事例（町田、三鷹、八王子など）があるので、そういうものを見てきてほしいとの意見がありました。
・空間認知力が低下した人でも、識別がしやすいよう工夫が必要との意見がありました。

3　計画の目標

認知症施策推進計画の目標は、認知症基本法の考え方や、本人ヒアリング及びアンケート調査の結果を踏まえ、以下のように設定します。

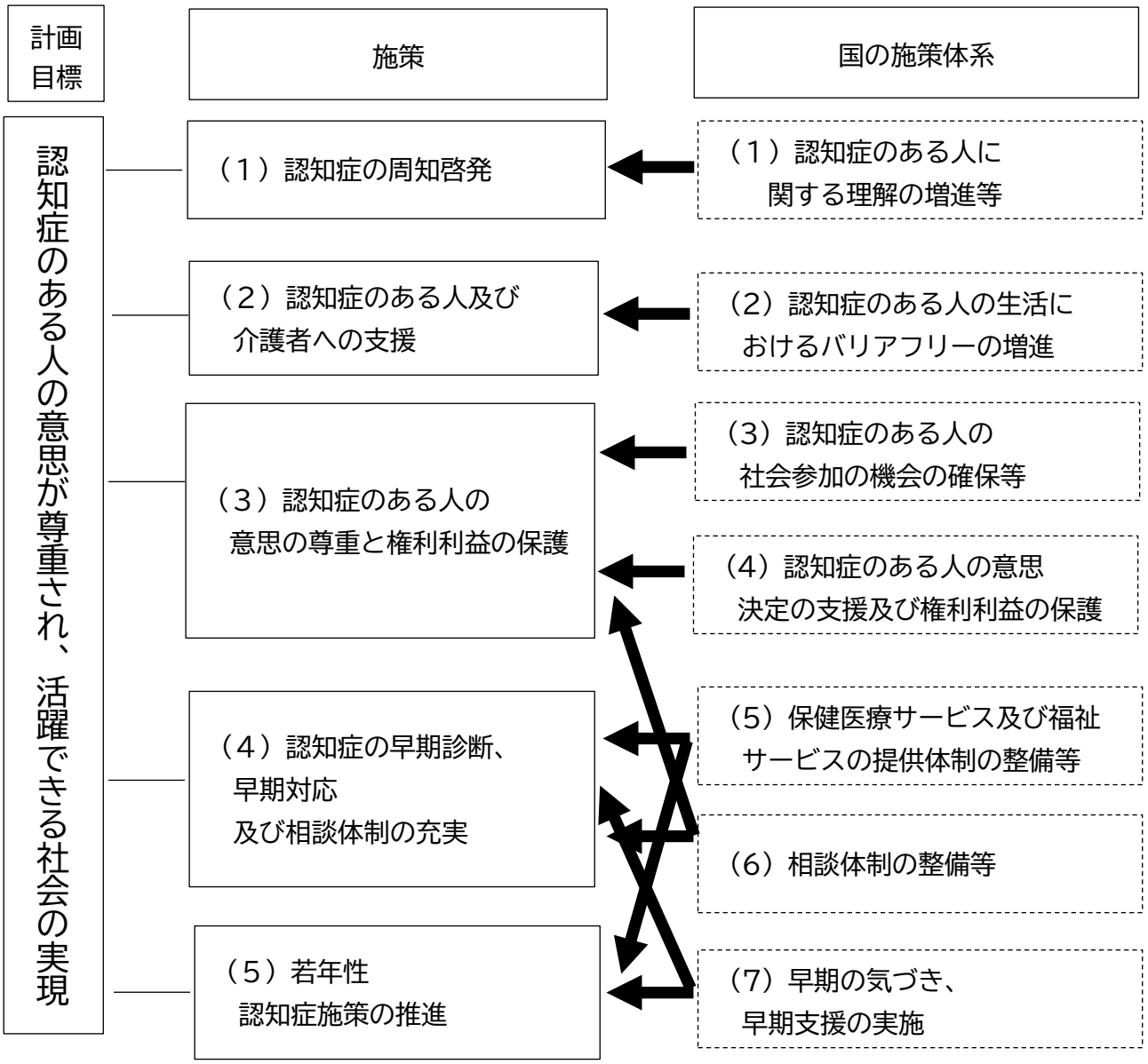
認知症のある人の意思が尊重され、活躍できる社会の実現

「認知症のある人の意思が尊重される」とは、社会全体で認知症や認知症のある人への理解が深まり、本人の意思を踏まえた適切な支援等が行われる社会を目指すことを示しています。

また、「活躍できる社会の実現」とは、本人の「このようなことをやりたい」という意思が尊重され、社会参加や就労等を通じて、その人らしく活躍できる社会を実現することを示しています。

4　計画の体系

計画の体系は以下の通りです。



※国の施策体系で(7)研究等の推進となっているが、本施策は対象が国や都道府県を対象としているため、図からは除外

5　計画の内容

（１）認知症の周知啓発

①　基本的考え方

認知症に関する知識の普及を図るとともに、認知症のある人に対する理解を深める取組を推進します。

②　施策の内容

認知症のある人が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていくためには、地域や関係者等において、認知症への理解を深めてもらうことが重要です。

認知症や認知症のある人への理解を促進するため、従来から実施している認知症サポーターの養成や『認知症を知る月間』の取組をさらに充実させるとともに、市民が認知症への理解を深めるための学習機会の充実を図ります。

さらに、自分でできる「認知症チェックリスト」等を掲載した「認知症ガイドブック」（認知症ケアパス）を、認知症検診事業の対象者へ配布します。

また、ハートフルプロジェクト（福祉教育）等の関係事業とも連携し、認知症の理解促進を推進いたします。

主な取組事業

5101　認知症サポーターの養成【重点事業】
5102　認知症を知る月間の開催
5103　認知症ケアパスの充実【一般用】
5104（福祉教育）ハートフルプロジェクト

（２）認知症のある人及び介護者への支援

①　基本的考え方

認知症のある人への理解を深めるため、本人の意見を発信する機会の充実などの取組を進めます。

また、認知症のある人が安全・安心に外出や移動ができるよう、移動手段の確保に向けた支援を進めます。

②　施策の内容

本人ヒアリングの結果を踏まえ、認知症のある人本人の意見や思いを発信する機会を充実させるため、本人ミーティングを引き続き実施します。

また、認知症のある人が意見を伝えることのできる場の充実を図るとともに、認知症になっても、自分のやりたい活動を続けることのできる環境づくりを進めます。

介護者への支援としては、認知症のある人に関する情報交換や情報提供を行う場の充実を図るとともに、各種支援機器等を活用し、介護者の負担軽減につながる仕組みづくりを進めます。

主な取組事業

5201　認知症のある人及び介護者の交流を通した認知症バリアフリーの推進【重点事業】
5202　チームオレンジの継続支援【重点事業】
5203　認知症高齢者ＳＯＳネットワーク
5204　徘徊高齢者等探索サービス事業

（３）認知症のある人の意思の尊重と権利利益の保護

①　基本的考え方

認知症のある人の社会参加の機会を確保するとともに、認知症のある人にとって分かりやすい形で意思決定を支援し、権利利益を保護する取組を進めます。

②　施策の内容

認知症のある人が地域社会の一員として、その人らしく活動・活躍できる環境づくりを進めます。また、本人が希望する事業や行事等に参加しやすくなるよう、地域における認知症への正しい理解の普及を図ります。

「家族介護者交流会」や、認知症のある人も参加できる「オレンジ広場（認知症カフェ）」を地域で実施し、本人や家族が交流できる機会の充実を図ります。また、「成年後見制度」についても、制度の普及啓発及び利用促進を図ります。

さらに、一人暮らしなどにより孤立するおそれのある認知症のある人に対して、本人の状況に応じた必要な支援を行います。

主な取組事業

5301　地域における認知症の理解促進や適切な支援を目的とした地域づくりの推進
5302　認知症ケアパスの充実【本人用】
5201　認知症のある人及び介護者の交流を通した認知症バリアフリーの推進
　　【重点事業　再掲】
5202　チームオレンジの継続支援【重点事業】
1401　成年後見制度の利用促進【再掲】
6601　（仮）単身高齢者等の総合相談支援事業【重点事業・再掲】

（４）認知症の早期診断、早期対応及び相談体制の充実

①　基本的考え方

認知症の早期診断、早期対応及び相談体制の充実を図るため、保健・医療・福祉の有機的な連携体制を確保します。

また、個々の認知症のある人の状況に応じて、地域包括支援センターなどを活用した相談・支援体制の充実を図ります。

②　施策の内容

地域包括支援センターについては、適切な評価を踏まえて機能強化を図るとともに、人員の確保やセンター職員の資質向上に努めます。困難で複合的な課題への対応も含め、個々の認知症のある人の状況に応じて、包括的な相談・支援ができる体制づくりを進めます。また、重層的支援体制整備事業との連携を図ります。

医療と介護の連携体制を推進・強化するため、医療と介護の連携支援ツールを活用するとともに、保健師のコーディネート機能の強化や、認知症地域支援推進員との連携を図ることにより、保健・医療・福祉の有機的な連携体制を強化します。

主な取組事業

5401　認知症のある人と家族を支える機関との連携【重点事業】
5402　もの忘れ予防検診の実施【重点事業】
1101　地域包括支援センターの相談・支援体制の充実【再掲】
1103　重層的な支援体制の整備【再掲】
4202　医療と介護の連携支援ツールの普及【再掲】
4204　保健師の専門性を生かしたコーディネート機能の促進支援の充実【再掲】

（５）若年性認知症施策の推進

①　基本的考え方

若年性認知症の人が、早期の気づきから早期診断、早期支援につながることができるよう、多摩若年性認知症総合支援センター等の関係機関と連携し、若年性認知症に関する施策を推進します。

②　施策の内容

多摩若年性認知症総合支援センターと連携し、若年性認知症の人への支援に取り組みます。

また、市内企業を対象とした認知症サポーター養成講座を開催することにより、職域における若年性認知症への理解促進を図ります。

さらに、関係機関との情報共有や連携を強化し、若年性認知症のある人が、それぞれの状況に応じた適切な支援を受けられる体制づくりを進めます。

主な取組事業

5501　多摩若年性認知症総合支援センター等との連携
5502　企業向け認知症サポーターの養成
5401　認知症のある人と家族を支える機関との連携【重点事業・再掲】
4202　医療と介護の連携支援ツールの普及【再掲】
4204　保健師の専門性を生かしたコーディネート機能の促進支援の充実【再掲】

6　認知症施策推進計画の成果指標

（指標１）認知症のある人の意思が尊重されていると考える高齢者の割合

本指標は、日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査により把握します。

認知症基本法の考え方に基づき、認知症のある人の意思が「十分尊重されている」と「ある程度尊重されている」を合わせた割合を指標とします。本指標は、日野市独自の指標であるため、参考地はありませんが、目標値は一定数の上昇を目指すものとします。

指標名		現状（令和７年）	目標値（令和11年）
認知症のある人の意思が尊重されていると考える高齢者の割合	日常生活圏域ニーズ調査	24.9%	30%以上
	在宅介護実態調査	36.1%	40%以上

（指標２）認知症のある人が自分らしく暮らせると考える高齢者の割合

本指標は、日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査により把握します。

「十分自分らしく暮らすことができる」と「ある程度自分らしく暮らすことができる」を合わせた割合を指標とします。本指標は、日野市独自の指標であるため、参考地はありませんが、目標値は一定数の上昇を目指すものとします。

指標名		現状（令和７年）	目標値（令和11年）
認知症のある人が自分らしく暮らせると考える高齢者の割合	日常生活圏域ニーズ調査	24.0%	30%以上
	在宅介護実態調査	35.0%	40%以上

第６章　介護保険事業に関する見込み

本章では、介護保険事業に関する見込みと財政見通しについて整理します。

１　介護保険サービスの見込み量と給付費の推計

第9期事業計画期間中の利用実績や給付費の推移をもとに、基盤整備計画も踏まえ、サービス種別ごとの利用量と給付費の推計を行いました。

なお、今回の推計は、令和22（2040）年度及び令和32（2050）年度を見据えています。

（１）被保険者数の推計

第1号被保険者数は、今後、75歳以上の高齢者を中心に増加することが見込まれます。特に、要介護状態になるリスクが高い85歳以上の高齢者が大幅に増加すると予測されます。

表　第1号被保険者数の推移と今後の予測

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32 年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
第１号被保険者	46,564	46,640	46,750	47,266	47,583	47,981	57,533	75,247
65～74 歳	19,054	18,280	17,925	17,435	16,984	16,572	14,008	13,679
75～84 歳	18,797	19,400	19,366	19,742	20,081	20,443	25,991	34,296
85 歳以上	8,713	8,960	9,459	10,089	10,518	10,966	17,534	27,272
第２号被保険者数	66,771	67,365	67,860	68,413	68,968	69,528	76,003	82,411
合計	113,335	114,005	114,610	115,679	116,551	117,509	133,536	157,658

※実績値は各年度1月1日時点の住民基本台帳による

（２）要介護（要支援）認定者数の推計

今後、要介護（要支援）認定率の高い85歳以上の高齢者が増加することに伴い、要介護（要支援）認定者数も増加することが見込まれます。

表　認定者数の推移と今後の予測

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32 年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
第１号被保険者	10,240	10,644	10,974	11,239	11,563	11,823	13,418	14,869
65～74 歳	878	855	822	841	849	849	1,222	1,082
75～84 歳	3,761	3,860	3,941	3,931	3,936	3,921	3,454	4,976
85 歳以上	5,601	5,929	6,211	6,467	6,778	7,053	8,742	8,811
第２号被保険者数	202	228	220	226	228	226	199	189
合計	10,442	10,872	11,194	11,465	11,791	12,049	13,617	15,058

※現時点ではR8は4、5月の実績値からの予想値であるため、今後変更が予測される

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32 年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
総数	10,442	10,872	11,194	11,465	11,791	12,049	13,617	15,058
要支援１	2,193	2,330	2,497	2,599	2,700	2,773	2,927	3,413
要支援２	1,682	1,710	1,709	1,719	1,745	1,776	1,935	2,199
要介護１	1,910	1,934	2,009	2,029	2,119	2,169	2,433	2,708
要介護２	1,498	1,627	1,643	1,725	1,759	1,788	2,133	2,277
要介護３	1,264	1,310	1,318	1,334	1,363	1,396	1,650	1,751
要介護４	1,102	1,151	1,186	1,228	1,255	1,280	1,530	1,620
要介護５	793	810	832	831	850	867	1,009	1,090
第１号被保険者	10,240	10,644	10,974	11,239	11,563	11,823	13,418	14,869
要支援１	2,178	2,307	2,467	2,568	2,669	2,742	2,900	3,387
要支援２	1,652	1,678	1,675	1,686	1,712	1,743	1,906	2,171
要介護１	1,873	1,896	1,979	1,999	2,089	2,140	2,407	2,683
要介護２	1,459	1,582	1,600	1,681	1,714	1,743	2,093	2,240
要介護３	1,238	1,278	1,296	1,309	1,338	1,371	1,628	1,730
要介護４	1,079	1,125	1,158	1,200	1,227	1,253	1,506	1,597
要介護５	761	778	799	796	814	831	978	1,061

※第9期計画期間（実績値）は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報（9月末）の人数
※現時点ではR8は4、5月の実績値からの予想値であるため、今後変更が予測される

（３）介護サービスの見込み量と給付費の推計

今後、要介護（要支援）認定者数の増加に伴い、介護サービスの利用者数及び給付費も増加することが見込まれます。

居宅サービスの実績値と計画値

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
訪問介護								
給付費（千円）	1,205,235	1,303,607	1,451,228	1,513,458	1,531,474	1,569,928	1,785,486	1,989,723
回数（回）	32,056	34,210	38,251	39,900	40,373	41,385	47,065	52,447
人数（人）	1,490	1,537	1,589	1,607	1,610	1,636	1,863	2,077
訪問入浴介護								
給付費（千円）	89,848	88,315	94,454	86,872	105,982	113,017	127,991	141,158
回数（回）	557	548	586	539	657	701	794	875
人数（人）	114	108	116	97	119	121	136	150
訪問看護								
給付費（千円）	634,013	682,692	699,038	837,541	882,309	895,470	978,541	1,089,255
回数（回）	10,844	12,085	12,660	15,189	15,969	16,205	17,703	19,706
人数（人）	1,151	1,277	1,346	1,527	1,583	1,604	1,786	1,988
訪問リハビリテーション								
給付費（千円）	46,692	44,232	44,880	43,413	43,942	44,244	49,712	55,883
回数（回）	1,334	1,259	1,291	1,249	1,264	1,272	1,430	1,607
人数（人）	124	121	119	115	115	115	129	145
居宅療養管理指導								
給付費（千円）	338,325	365,152	407,726	430,242	432,248	444,693	503,950	561,150
人数（人）	1,898	2,012	2,195	2,316	2,327	2,394	2,713	3,021
通所介護								
給付費（千円）	1,141,418	1,128,645	1,149,742	1,202,600	1,219,436	1,240,828	1,291,347	1,425,569
回数（回）	12,757	12,735	13,124	13,767	13,986	14,239	14,850	16,414
人数（人）	1,361	1,359	1,405	1,446	1,455	1,472	1,536	1,698
通所リハビリテーション								
給付費（千円）	636,938	722,303	737,969	798,906	850,175	922,507	1,051,552	1,171,676
回数（回）	5,221	5,821	5,948	6,419	6,836	7,424	8,461	9,429
人数（人）	667	728	751	778	814	874	996	1,110

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
短期入所生活介護								
給付費（千円）	252,638	250,551	265,309	276,905	279,197	283,141	303,318	336,323
日数（日）	2,142	2,138	2,299	2,404	2,423	2,455	2,635	2,921
人数（人）	221	221	228	226	228	231	248	275
短期入所療養介護（老健）								
給付費（千円）	150,615	141,421	140,904	140,356	143,537	146,348	154,970	170,650
日数（日）	954	875	885	884	905	923	976	1,075
人数（人）	126	125	126	127	129	132	139	153
短期入所療養介護（病院等）								
給付費（千円）	251	0	0	0	0	0	0	0
日数（日）	1	0	0	0	0	0	0	0
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）								
給付費（千円）	190	0	0	0	0	0	0	0
日数（日）	1	0	0	0	0	0	0	0
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与								
給付費（千円）	545,759	571,665	600,258	619,259	634,542	648,854	724,876	806,056
人数（人）	2,611	2,697	2,837	2,933	3,006	3,073	3,433	3,818
特定福祉用具購入費								
給付費（千円）	22,226	18,938	24,226	26,621	30,198	32,057	38,166	42,519
人数（人）	49	41	47	51	58	61	73	81
住宅改修費								
給付費（千円）	25,368	22,565	29,443	34,505	38,952	44,003	67,725	87,963
人数（人）	23	22	26	31	35	39	60	78
特定施設入居者生活介護								
給付費（千円）	1,574,378	1,671,998	1,769,398	1,949,012	2,016,352	2,144,695	2,268,902	2,511,224
人数（人）	622	659	701	772	799	850	899	995

地域密着型サービスの実績値と計画値

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護								
給付費（千円）	67,488	59,053	56,529	71,890	71,890	71,890	78,027	83,301
人数（人）	29	25	26	34	34	34	37	39
地域密着型通所介護								
給付費（千円）	355,648	360,756	351,096	391,355	405,067	410,475	430,310	469,277
回数（回）	3,815	3,904	3,878	4,287	4,416	4,481	4,717	5,170
人数（人）	501	510	530	566	579	584	616	676
認知症対応型通所介護								
給付費（千円）	51,715	50,115	62,183	52,549	56,877	57,963	64,834	70,331
回数（回）	341	330	416	346	374	381	426	462
人数（人）	31	33	58	48	51	52	58	63
小規模多機能型居宅介護								
給付費（千円）	308,371	327,644	358,700	361,068	373,982	383,208	434,416	478,251
人数（人）	112	120	128	129	133	137	155	171
認知症対応型共同生活介護								
給付費（千円）	395,732	414,548	420,716	441,584	445,499	456,439	541,938	591,972
人数（人）	117	120	118	124	125	128	152	166
地域密着型特定施設入居者生活介護								
給付費（千円）	69,818	71,369	72,423	77,243	77,243	77,243	87,662	94,810
人数（人）	27	27	28	30	30	30	34	37
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護								
給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護								
給付費（千円）	105,081	108,769	111,429	124,524	124,524	129,120	124,135	137,230
人数（人）	24	25	26	29	29	30	28	31

施設サービスの実績値と計画値

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
介護老人福祉施設								
給付費（千円）	2,566,097	2,574,555	2,599,533	2,775,829	2,779,659	2,790,042	3,086,616	3,271,191
人数（人）	748	743	753	802	803	806	899	952
介護老人保健施設								
給付費（千円）	1,932,092	1,990,995	2,132,464	2,310,581	2,327,269	2,370,767	2,804,727	2,939,573
人数（人）	486	483	514	557	561	571	676	709
介護医療院								
給付費（千円）	442,757	450,113	448,612	429,387	434,537	444,349	539,391	584,864
人数（人）	86	87	87	83	84	86	105	114

居宅介護支援の実績値と計画値

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
給付費（千円）	740,038	765,031	799,326	835,420	854,733	874,702	988,151	1,099,072
人数（人）	3,655	3,728	3,869	4,047	4,138	4,234	4,786	5,323

登録施設介護支援　計画値

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
給付費（千円）					0	0	0	0
人数（人）					0	0	0	0

介護給付費　合計

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
介護給付費（千円）	13,698,731	14,185,031	14,827,588	15,831,120	16,159,624	16,595,983	18,526,743	20,209,021

給付費：年間累計額
回数、日数：1月当たりの数
人数：1月当たりの利用者数

（４）介護予防サービスの見込み量と給付費の推計

居宅介護予防サービスの実績値と計画値

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
介護予防訪問入浴介護								
給付費（千円）	58	74	0	101	101	112	145	179
回数（回）	1	1	0	1	1	1	1	2
人数（人）	0	0	1	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護								
給付費（千円）	74,989	78,112	77,623	93,961	99,706	100,129	111,191	123,779
回数（回）	1,416	1,513	1,524	1,846	1,958	1,966	2,182	2,429
人数（人）	226	244	260	290	309	312	345	384
介護予防訪問リハビリテーション								
給付費（千円）	6,196	7,847	9,781	9,534	9,534	9,877	11,183	12,169
回数（回）	198	248	307	299	299	310	351	382
人数（人）	21	26	31	29	29	30	34	37
介護予防居宅療養管理指導								
給付費（千円）	26,138	27,230	26,232	29,901	29,901	30,409	32,442	36,121
人数（人）	203	210	207	236	236	240	256	285
介護予防通所リハビリテーション								
給付費（千円）	85,756	93,016	104,624	113,970	116,832	121,565	139,125	154,445
人数（人）	206	226	264	285	294	306	351	390
介護予防短期入所生活介護								
給付費（千円）	1,360	2,366	1,954	5,582	6,120	7,291	7,802	8,905
日数（日）	16	32	20	59	64	77	82	94
人数（人）	4	5	7	10	11	13	14	16
介護予防短期入所療養介護（老健）								
給付費（千円）	1,115	689	0	653	653	653	1,305	1,305
日数（日）	19	7	0	6	6	6	11	11
人数（人）	1	1	0	1	1	1	2	2
介護予防短期入所療養介護（病院等）								
給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）								
給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与								
給付費（千円）	86,154	94,969	107,495	110,909	113,554	115,910	127,784	142,056
人数（人）	929	1,010	1,137	1,175	1,205	1,231	1,353	1,504
特定介護予防福祉用具購入費								
給付費（千円）	7,018	6,485	10,223	9,826	6,519	7,346	9,802	11,845
人数（人）	18	16	25	24	16	18	24	29
介護予防住宅改修								
給付費（千円）	28,840	26,289	25,066	39,054	45,441	48,595	66,787	87,729
人数（人）	23	22	20	33	38	41	56	73
介護予防特定施設入居者生活介護								
給付費（千円）	72,942	70,232	62,761	70,106	69,228	72,314	80,252	88,630
人数（人）	81	78	68	75	75	78	87	96

地域密着型介護予防サービスの実績値と計画値

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
介護予防認知症対応型通所介護								
給付費（千円）	0	0	0	0	0	0	0	0
日数（日）	0	0	0	0	0	0	0	0
人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護								
給付費（千円）	10,711	8,396	8,511	8,511	8,511	8,511	10,351	12,192
人数（人）	11	9	9	9	9	9	11	13
介護予防認知症対応型共同生活介護								
給付費（千円）	5,567	6,781	5,728	8,592	8,592	8,592	11,455	11,455
人数（人）	2	2	2	3	3	3	4	4

介護予防支援の実績値と計画値

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
給付費（千円）	73,647	78,706	87,529	94,507	96,445	98,507	107,850	119,983
人数（人）	1,206	1,295	1,443	1,558	1,590	1,624	1,778	1,978

登録施設介護予防支援　計画値

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
給付費（千円）					0	0	0	0
人数（人）					0	0	0	0

介護予防給付　合計

	第９期計画期間（実績値）			第10期計画期間（計画値）			令和22年度	令和32年度
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
介護予防給付費（千円）	480,491	501,193	527,527	595,207	611,137	629,811	717,474	810,793

給付費：年間累計額
回数、日数：1月当たりの数
人数：1月当たりの利用者数

（５）介護サービスと介護予防サービスの給付費の推計

介護サービス及び介護予防サービスの給付費は、令和9（2027）年度の約164億円から、令和11（2029）年度には約172億円に増加し、第10期計画期間の3年間の合計では約504億円になると推計されます。

また、令和22（2040）年度には約192億円、令和32（2050）年度には約210億円に増加することが見込まれます。

給付費の推計（千円）

	第10期計画期間（計画値）				令和22年度	令和32年度
	合計	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
合計	50,422,882	16,426,327	16,770,761	17,225,794	19,244,217	21,019,814
在宅サービス	25,837,728	8,363,993	8,612,382	8,861,353	9,823,274	10,926,095
居住系サービス	7,922,734	2,546,537	2,616,914	2,759,283	2,990,209	3,298,091
施設サービス	16,662,420	5,515,797	5,541,465	5,605,158	6,430,734	6,795,628

２ 令和９年度（2027年度）～11年度（2029年度）の標準給付費見込額

第10期計画期間（令和9年度（2027年度）～11年度（2029年度））の標準給付費見込額は、3年間の合計で約529億円となっています。

また、令和22（2040）年度には約202億円、令和32（2050）年度には約221億円となり、高齢化の進行に伴って標準給付費見込額が増加することが見込まれます。

令和９（2027）～11（2029）年度の標準給付費見込額（千円）

	第10期計画期間				令和22年度	令和32年度
	合　計	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
標準給付費見込額	52,881,115	17,224,617	17,591,750	18,064,747	20,192,348	22,068,279
総給付費	50,422,882	16,426,327	16,770,761	17,225,794	19,244,217	21,019,814
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	601,860	195,449	201,007	205,405	232,135	256,701
特定入所者介護サービス費等給付額	601,860	195,449	201,007	205,405	232,135	256,701
制度改正に伴う財政影響額	0	0	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	1,584,668	514,607	529,240	540,820	611,200	675,880
高額介護サービス費等給付額	1,584,668	514,607	529,240	540,820	611,200	675,880
制度改正に伴う財政影響額	0	0	0	0	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	217,513	70,635	72,644	74,233	83,894	92,772
算定対象審査支払手数料	54,192	17,598	18,099	18,495	20,902	23,114

注：数値は端数の関係で合計が一致しないことがあります

3 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業費と、包括的支援事業・任意事業費から構成されます。

第10期計画期間（令和9年度（2027年度）～11年度（2029年度））の地域支援事業費は、3年間の合計で約34億円となっています。

令和９年度（2027年度）～11年度（2029年度）の地域支援事業費見込額（千円）

	第10期計画期間				令和22年度	令和32年度
	合　計	令和９年度	令和10年度	令和11年度		
介護予防・日常生活支援総合事業費	2,202,722	714,964	735,092	752,667	768,742	841,522
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	842,863	280,787	280,944	281,133	354,210	463,269
包括的支援事業（社会保障充実分）	308,605	103,868	103,868	100,868	30,399	30,399
地域支援事業費	3,354,191	1,099,619	1,119,904	1,134,668	1,153,351	1,335,190

4 介護保険財政の制度概要

(1)財源構成

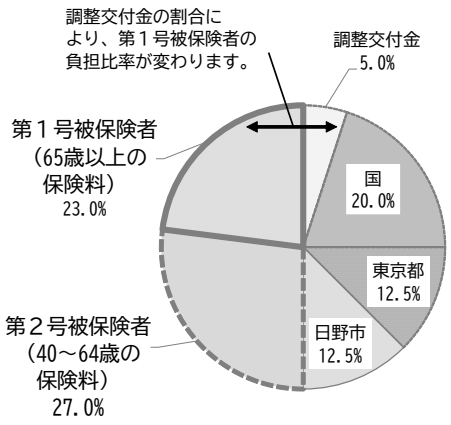
介護保険サービスの保険給付及び地域支援事業の費用については、以下のとおり介護保険料と公費で負担します。

① 標準給付費の財源構成

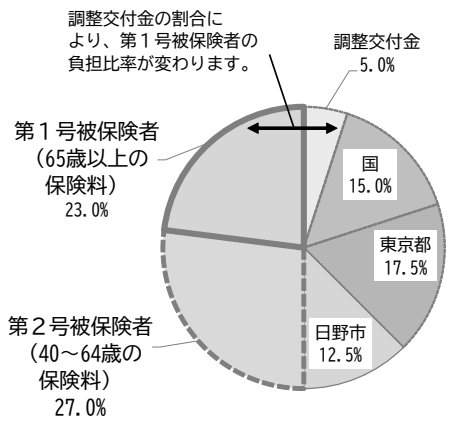
介護保険に関する給付費は、サービスを利用するときの利用者負担分を除き、50%を介護保険料、50%を公費(国、都、日野市)で負担します。

第1号被保険者の負担割合は、第9期同様、原則23%となっています。

【居宅サービス費財源構成】



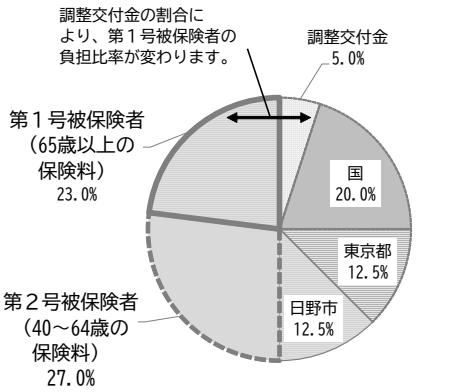
【施設サービス費財源構成】



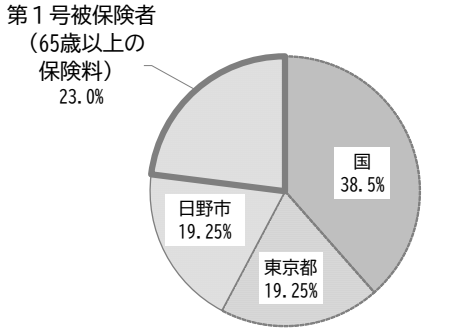
② 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業、任意事業」があり、それぞれの財源構成は以下の通りです。

【介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成】



【包括的支援事業・任意事業】



（２）介護保険料算定の手順

第1号被保険者の介護保険料は、第10期介護保険事業計画期間の地域支援事業費を含む総事業費の第1号被保険者負担割合分を第1号被保険者の見込み人数で割ることにより算出します。

介護保険料算定の手順

①　高齢者人口の推計

住民基本台帳人口をもとに、人口推計を行い、将来の第1号被保険者数を算出します。

↓

②　認定者数の推計

高齢者の年齢を6段階に分け、年齢ごとの認定率を求め、認定者数を推計します。

↓

③　各サービス利用者数の推計

現在の利用実績をもとに、各サービスの利用者数を推計します。あわせて、施設の新設等を勘案して利用者数や利用率を補正して、将来のサービスごとの推計値を求めます。

↓

④　保険給付費・地域支援事業費の推計

令和9（2027）年度～令和11（2029）年度までの必要とされる給付費を算定します。

あわせて補足給付費や高額介護サービス費等、地域支援事業費の算出を行い、加算して、総事業費を求めます。

↓

⑤　保険料基準額の決定

④で算出した費用に第1号被保険者の負担割合（標準で23％）を乗じ、調整交付金の交付見込額や介護給付費準備基金の取崩額等を反映して、保険料収納必要額を算出します。

その上で、予定保険料収納率や所得段階別の被保険者数等を踏まえ、保険料基準額を決定します。

（３）人口動態・介護保険制度改正等の保険料への影響

今後、高齢者人口の増加に加え、要介護（要支援）認定者数の増加に伴う介護給付費の増加などにより、介護保険料の上昇が見込まれます。

①　要介護になる可能性の高い、80歳以上の高齢者の増加

いわゆる団塊の世代（昭和22（1947）～昭和24（1949）年生まれ）が、本計画期間中に80歳以上となるなど、今後、年齢の高い高齢者が増加することが見込まれます。

下の表は、令和2年度における国での年齢6区分別の認定率です。75～79歳の要介護認定率が12.4％ですが、80～84歳では26.4％、85～89歳では48.1％と、年齢が5歳増えるごとに認定率がおおむね倍になっています。

表　年齢６区分別　要介護認定率（国）

年齢	要介護認定率
65～69歳	2.8%
70～74歳	5.5%
75～79歳	12.4%
80～84歳	26.4%
85～89歳	48.1%
90歳以上	72.7%

資料：令和4（2022）年厚生労働白書

日野市の計画期間の推計でも、今後3年間で85歳以上の人が約1,500人増加するため、認定者数の増加が見込まれます。

表　第1号被保険者数と認定者数

	令和 8年度 （実績値）	令和 9年度 （計画値）	令和 10年度 （計画値）	令和 11年度 （計画値）
第１号被保険者	46,750	47,266	47,583	47,981
65～74 歳	17,925	17,435	16,984	16,572
75～84 歳	19,366	19,742	20,081	20,443
85 歳以上	9,459	10,089	10,518	10,966
認定者数（1号のみ）	10,974	11,239	11,563	11,823
65～74 歳	822	841	849	849
75～84 歳	3,941	3,931	3,936	3,921
85 歳以上	6,211	6,467	6,778	7,053

②　調整交付金の交付割合

調整交付金は、介護保険財政の調整を行うため、介護給付費等の5％を基準として国が自治体に対して交付するものです。所得が低い高齢者や後期高齢者の割合が多い自治体には、5％を超えて国が負担する一方、所得が高い高齢者が多く、後期高齢者あるいは85歳以上高齢者の割合が低い自治体に対しては国の負担率が5％未満となります。

今期計画からは、後期高齢者補正係数の区分が従来の3区分から7区分に変更され、高齢化が進んでいる自治体への配分が重点化されます。

この変更により、日野市においても調整交付金の交付割合が変動し、介護保険料に影響を及ぼす可能性があります。

調整交付金の記載は、現時点での予想のため、もし調整交付金比率が第9期と変わらない場合には、記載を削除します。

5 介護保険料の算出

（1）介護保険料収納必要額の算定

令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの3年間について、第1号被保険者が負担する保険料収納必要額を算定した結果、約125億円になると見込まれます。

保険料収納必要額の算出プロセス

標準給付費見込額	52,881,114,737円 ①
地域支援事業費	3,354,191,108円 ②

↓

合計 ①＋② 56,235,305,845円 ③

③×23% 第１号被保険者負担相応分	＝	12,934,120,344円 A	保険料必要額 12,406,331,203円 A+（B―C）-D-E+F
交付基準額×５％ 財政調整交付金相当額	＝	2,754,191,858円 B	
財政調整交付金見込額	＝	2,853,821,000円 C	
保険者機能強化推進交付金・ 介護保険保険者努力支援 交付金の交付見込み額	＝	88,160,000円 D	
介護給付費準備基金取崩額	＝	340,000,000円 E	
市町村特別給付額	＝	0円 F	

※介護給付費準備基金について
市区町村の条例により設置され、各年度で介護保険財政の黒字が発生した場合、基金に積み立て、逆に赤字の時に取崩し補てんします。
計画策定の段階で積立金の残高がある場合、取り崩すことを前提で保険料の算定を行うと、保険料収納必要額が低くなり、それにより基準額を下げることができます。

※保険者機能強化推進交付金等とは
高齢者の自立支援、重度化防止策等に係る交付金で保険者機能強化推進交付金（平成３０年度～）と介護保険保険者努力支援交付金（令和２年度～）があります。これらの交付金は保険料負担分に充当することができるため、交付金見込額を含めて算定を行うと、保険料収納必要額が低くなり、それにより基準額を下げることができます。

（２）所得段階設定と推計人口

所得段階	対象者		保険料率（基準額に対する割合）	被保険者数の推計（人） 令和９年度	令和10年度	令和11年度	合計
第１段階	生活保護受給者		基準額×0.285（0.455）	6,909	6956	7,014	20,879
	市民税非課税世帯	前年の課税年金収入額（※1）＋その他の合計所得金額（※2）が82.65万円以下					
第２段階		前年の課税年金収入額（※1）＋その他の合計所得金額（※2）が120万円以下	基準額×0.485（0.685）	3,644	3,669	3,699	11,012
第３段階		前年の課税年金収入額（※1）＋その他の合計所得金額（※2）が120万円超	基準額×0.685（0.690）	3,033	3,053	3,079	9,165
第４段階	市民税課税世帯で本人非課税	前年の課税年金収入額（※1）＋その他の合計所得金額（※2）が82.65万円以下	基準額×0.85	4,614	4,645	4,684	13,943
第５段階（基準段階）		前年の課税年金収入額（※1）＋その他の合計所得金額（※2）が82.65万円超	基準額×1.00	5,964	6,004	6,054	18,022
第６段階	市民税本人課税	前年の合計所得金額（※3）が120万円未満	基準額×1.10	4,759	4,791	4,831	14,381
第７段階		前年の合計所得金額（※3）が210万円未満	基準額×1.25	8,388	8,444	8,513	25,345
第８段階		前年の合計所得金額（※3）が320万円未満	基準額×1.50	4,699	4,731	4,771	14,201
第９段階		前年の合計所得金額（※3）が420万円未満	基準額×1.70	2,087	2,101	2,119	6,307
第10 段階		前年の合計所得金額（※3）が520万円未満	基準額×1.90	1,160	1,168	1,177	3,505
第11 段階		前年の合計所得金額（※3）が620万円未満	基準額×2.10	419	422	425	1,266
第12 段階		前年の合計所得金額（※3）が720万円未満	基準額×2.30	295	297	300	892
第13 段階		前年の合計所得金額（※3）が800万円未満	基準額×2.40	182	183	185	550
第14 段階		前年の合計所得金額（※3）が1000万円未満	基準額×2.60	295	297	300	892
第15 段階		前年の合計所得金額（※3）が1200万円未満	基準額×2.80	175	176	178	529
第16 段階		前年の合計所得金額（※3）が1400万円未満	基準額×3.00	108	108	109	325
第17 段階		前年の合計所得金額（※3）が2000万円未満	基準額×3.20	207	208	210	625
第18 段階		前年の合計所得金額（※3）が3000万円未満	基準額×3.40	147	148	149	444
第19 段階		前年の合計所得金額（※3）が3000万円以上	基準額×3.60	181	182	184	547
合 計				47,266	47,583	47,981	142,830
所得段階別加入割合補正後被保険者数				51,529	51,871	52,308	155,708

●保険料率の（）内の割合は、低所得者軽減保険料の適用前の割合です。（保険料推計では、軽減前の割合で算定しますが、実際は軽減後の割合で賦課されます）

※1　課税年金収入額…所得税法第35条に規定される、課税の対象となる年金の収入額です。（遺族年金・障害年金は対象になりません）

※2　その他の合計所得金額…合計所得金額（※3）から公的年金収入に係る所得（公的年金収入－公的年金等控除額）を控除した額です。

※3　合計所得金額…収入から必要経費に相当する金額を控除した額（所得控除をする前の額）です。
土地売却等に係る特別控除がある場合は、当該合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います
第1段階～第5段階の方で給与所得を含む場合は、10万円を控除（「所得金額調整控除」の適用がある場合は、当該合計所得金額に所得金額調整控除を加えたうえで10万円を控除）した額を用います。

（３）介護保険料基準額の算定

（1）から（2）までの推計値及び所得段階の設定をもとに、令和9年度（2027年度）～11年度（2029年度）の3年間の介護保険料基準額を算出すると、次のようになります。

介護保険基準額の算定プロセス

保険料賦課総額＝ 12,520,265,620 円

（保険料収納必要額 12,406,331,203 円÷予定保険料収納率 99.09 %

（令和9年度～令和11年度までの平均予定収納率））

÷

補正第1号被保険者数（3年間　１５５，７０８　人）

※補正第 1 号被保険者数とは、第 1 号被保険者数合計値に前頁設定の割合を加味し補正した人数です。

年額　８０，４１０　円＝（保険料賦課総額 12,520,265,620 円

÷補正第 1 号被保険者数 155,708 人）

月額　　６，７０１　　円＝（年額 80,408 円÷12 月）

第10期介護保険事業計画の保険料見込額（令和9年４月１日～令和12年３月31日まで）

所得段階	対象者		第10期	
			保険料率（基準額に対する割合）	保険料年額（月額）
第1段階	生活保護受給者		基準額×0.285	22,910円（1,910円）
	市民税非課税世帯	前年の課税年金収入額（※1）＋その他の合計所得金額（※2）が82.65万円以下		
第2段階		前年の課税年金収入額（※1）＋その他の合計所得金額（※2）が120万円以下	基準額×0.485	38,990円（3,250円）
第3段階		前年の課税年金収入額（※1）＋その他の合計所得金額（※2）が120万円超	基準額×0.685	55,080円（4,590円）
第4段階	市民税課税世帯で本人非課税	前年の課税年金収入額（※1）＋その他の合計所得金額（※2）が82.65万円以下	基準額×0.85	68,340円（5,695円）
第5段階（基準段階）		前年の課税年金収入額（※1）＋その他の合計所得金額（※2）が82.65万円超	基準額×1.00	80,410円（6,701円）
第6段階	市民税本人課税	前年の合計所得金額（※3）が120万円未満	基準額×1.10	88,450円（7,371円）
第7段階		前年の合計所得金額（※3）が210万円未満	基準額×1.25	100,510円（8,376円）
第8段階		前年の合計所得金額（※3）が320万円未満	基準額×1.50	120,610円（10,051円）
第9段階		前年の合計所得金額（※3）が420万円未満	基準額×1.70	136,690円（11,391円）
第 10段階		前年の合計所得金額（※3）が520万円未満	基準額×1.90	152,770円（12,731円）
第 11段階		前年の合計所得金額（※3）が620万円未満	基準額×2.10	168,860円（14,072円）
第 12段階		前年の合計所得金額（※3）が720万円未満	基準額×2.30	184,940円（15,412円）
第13段階		前年の合計所得金額（※3）が800万円未満	基準額×2.40	192,980円（16,082円）
第14段階		前年の合計所得金額（※3）が1,000万円未満	基準額×2.60	209,060円（17,422円）
第15段階		前年の合計所得金額（※3）が1,200万円未満	基準額×2.80	225,140円（18,762円）
第16段階		前年の合計所得金額（※3）が1,400万円未満	基準額×3.00	241,230円（20,103円）
第17段階		前年の合計所得金額（※3）が2,000万円未満	基準額×3.20	257,310円（21,443円）
第18段階		前年の合計所得金額（※3）が3,000万円未満	基準額×3.40	273,390円（22,783円）
第 19段階		前年の合計所得金額（※3）が3,000万円超	基準額×3.60	279,470円（23,290円）

※1　※2　※3　…P142と同

第７章　計画の推進のために

本計画は、高齢者を取り巻く保健・医療・福祉・介護分野のほか、社会参加や生きがいづくり、まちづくり、住宅、防災等、様々な分野にわたる事業の展開について定めています。

これらの事業を推進し、本計画の目標である「いつまでも安心して　自分らしく暮らせるまち　日野」を実現するには、日野市に加え、市民、事業者、関係機関・団体等が力をあわせて取り組む必要があります。

１　計画実現のための取組み

（１）市民

市民一人ひとりが健康づくりや介護予防、福祉に対する関心を高めることで、誰もが安心して暮らすことができるような地域共生社会の実現を目指します。

平成29年（2017年）1月に制定された「日野市高齢者憲章」の考え方に基づき、高齢者は、社会の大切な担い手として活躍します。また、支援の必要な高齢者は、周囲の人々や社会がしっかり支えることを目指します。

そのため、一人ひとりが健康の保持・増進に努めるとともに、介護予防の必要性を学び、多様な活動に取り組みながら、趣味や学習、社会参加等の活動を行います。

また、市民一人ひとりの豊富な経験や技能等を社会に還元するため、積極的にボランティア活動等に参加します。

（２）自治会

日野市においても、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、高齢者の孤立が憂慮されています。

高齢者が地域においていきいきと暮らし続けられるようにするためには、地域住民による支え合いが重要となっており、その中でも自治会による支援は大きなものとなっています。あわせて、自治会活動の担い手としての高齢者の役割も大きくなっています。

日野市では、避難行動要支援者支援のため、避難行動要支援者の名簿を整備し、市と協定を結んだ自治会への名簿提供を行うなど、高齢者と自治会との関係は非常に密接になっています。

今後も、自治会による地域住民同士の見守りや支え合いの活動を通じて、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めることが期待されます。

（３）団体

平成29年（2017年）1月に従来の日野市老人憲章を見直して制定された「日野市高齢者憲章」によれば、「高齢者は、知識や能力を活かして社会で活躍し、知恵や経験を次の世代に伝えます」「高齢者には、健康維持と生きがいをつくるため、社会参加の道が開かれます」など

と位置づけられています。

この「高齢者憲章」にうたわれた姿を実現するためには、一人ひとりの活動に加えて、高齢者の活動を支える団体等を活性化することが重要です。

そのためには、シニアクラブやシルバー人材センターなどの団体には、これから高齢者になる人のニーズにあった活動に取り組むことが求められます。

医師会を始めとする医療関係団体や介護関係団体は、市民が安心して在宅療養生活を送れるよう、医療と介護の連携の仕組みを行政と連携しつつ、充実していくことが期待されます。

社会福祉協議会では、地域における福祉関係者や関係機関が連携し、地域の支援の輪を拡大することが求められます。

また、地域で多様な活動を展開しているボランティア団体やNPO法人は、それぞれの活動団体などが有している特性や地域資源を生かし、積極的に地域と関わり互いに連携していくことが期待されます。

（４）サービス提供事業者等

高齢者が安定した生活を営み、安心してサービスを利用するためには、事業者等が地域に密着し、健全に発展していくことが不可欠です。

そのためには、職員の採用が厳しい環境にあるなかで、関係機関と連携しつつ、介護人材の確保・育成を図ることで、サービスの質の向上と信頼をさらに高めることが期待されています。

また、職員の定着を図るため、職員が働きやすい環境をつくることも重要です。

一方、市内の全ての事業者に期待されることは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、65歳までの定年の引き上げや継続雇用に取り組み、高齢者の働く場を確保することです。また、事業者自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに、地域に貢献することも期待されます。

（５）市

日野市の役割は、市民の福祉の向上を目指して、公平、公正かつ長期的な視点から、 高齢者福祉施策を総合的・一体的に推進することです。

その実現のため、市では幅広く情報を収集し、市民ニーズ、サービス供給市場の現状及び社会情勢を的確に把握するために、広範なデータの解析、検討を行います。

把握した市民ニーズ、長期的な視点、公平性の観点、補完性の原則及び財政上の制約を踏まえつつ、市民ニーズに応えるための施策を検討します。

日野市が直接施策を実施するより、地域社会や団体、サービス提供事業者等で取り組むことがより効果的であるものについては、主体的に取り組むことが容易となるよう、条件整備

に努めます。

2　計画の進行管理

（1）推進体制

各計画に定めた目標（制度の新設改廃、検討事項、目標値）が、計画期間中に着実に達成されるよう、次のとおり推進体制を定めます。

①　推進主体

本計画については、日野市健康福祉部高齢福祉課・介護保険課が、各所属及び関係団体と連携し、推進します。

② 推進方法

・毎年度、重点事業等に関する次年度における取組内容について、「年度実行計画」を予算編成と併せて定めます。
・当該年度に、年度実行計画の進捗について高齢福祉課・介護保険課内で確認します。
・年度実績確定後、本計画における達成状況を確認し、報告書を作成します。
・計画の目標値と実績値に大きな差が生じた場合には、その原因の検討を行うなど、事業の進捗管理を適正に実施します。
・上記の取組過程において、進捗状況や社会情勢の変化等による本計画への変更事項が必要になった場合は、随時年度実行計画へ反映します。

（2）計画の進行管理体制

①　評価の実施時期

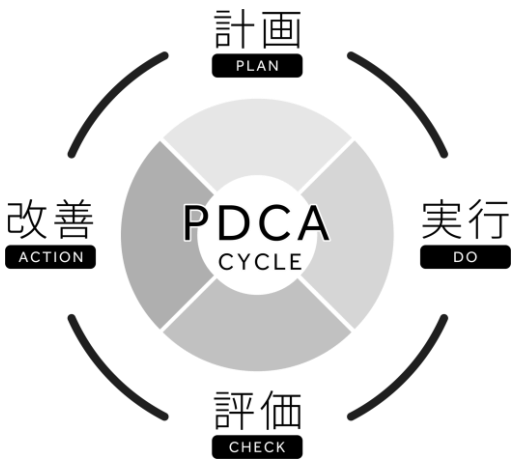
・本計画の進捗状況については、日野市介護保険運営協議会において、年度ごとに検証と評価を行います。
・これにより、第三者による客観的な進行管理を行うことができます。

② 評価方法

・計画期間中に本計画の目標が達成可能かという視点から、年度当初に、前年度の実績をもとに高齢福祉課・介護保険課の定める年度実行計画が妥当であるか、介護保険運営協議会が評価します。

・評価にあたっては、PDCAの考え方に基づき、見える化システムを活用して、介護保険事業計画にかかる各種サービスの進捗状況を把握することで、周辺市と適宜比較しながら分析します。

【ＰＤＣＡの考え方】



（３）情報公開

・進行管理を行う日野市介護保険運営協議会は、市民の方に傍聴いただくことができます。

・本計画の進行管理の結果については、市の広報やホームページ等を通じ、公表します。

